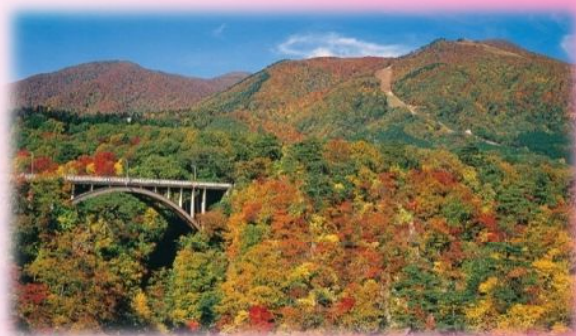




第3期みやぎ観光戦略プラン

「みやぎ観光創造県民条例」に基づく観光振興に関する基本的な計画

～みやぎの観光の創造的復興とさらなる飛躍へ～



第3期みやぎ観光戦略プランの策定に当たって

知事写真

県では、東日本大震災による未曾有の被害から一日も早い復興を果たすため「宮城県震災復興計画」を策定し、ふるさと宮城の再生とさらなる発展に向けて、全力で取り組んでいます。観光分野においても、国や市町村等と連携しながら、観光関連施設の再建や福島第一原子力発電所の事故による風評の払拭など、みやぎの観光の再生に取り組んできました。

震災復興計画における「復旧期」の最終年度であった平成25年度には、観光復興の起爆剤として、官民が一体となって展開する「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」を5年ぶりに開催しました。全国からお迎えした多くのお客様には、本県の豊かな自然や食、脈々と受け継がれる伊達文化など、仙台・宮城が持つ魅力を楽しんでいただくとともに、被災地の復興の姿を見て、知って、全国に発信していただくことができました。その結果、期間中のサンプル調査では、震災前とほぼ同じ観光客入込数を記録し、本県観光の着実な回復に確かな手応えを得ることができました。

しかしながら、沿岸部の観光客入込数は未だ震災前の半分に止まっているほか、国全体では過去最高の訪日外国人旅行者数を記録する一方で、福島第一原子力発電所の事故による風評の影響等で、外国人観光客の回復は大きく遅れています。また、東北地方全体で見ると、国内観光客の回復も遅れています。そこで、これらの課題に対応するため、「みやぎの観光の創造的復興とさらなる飛躍へ」を基本理念として、「第3期みやぎ観光戦略プラン」を策定することとしました。

今回のプランは、計画期間を平成26年度から平成29年度までの4年間とし、みやぎの観光が抱える課題に対応する5つの取組の柱として、「沿岸部の観光資源の再生と積極的な誘客」、「外国人観光客の回復」、「LCC就航や仙台空港民営化等を契機とした東北が一体となった広域観光の充実」、「観光消費効果の高い県外等からの誘客強化」、「観光資源の魅力の向上と観光客受入態勢の整備拡充」を掲げ、沿岸部の観光復興と交流人口の拡大による地域の活性化に取り組んでまいります。

プランの実行に当たっては、県がしっかりと役割を果たしてまいります。プランに定める観光客入込数等の目標達成のためには、市町村、観光関連団体、観光事業者だけでなく、県民の皆様にも参加していただき、心あたたまるおもてなしで観光客を歓迎していただくことが必要です。今後とも、共に連携して、目標の実現に向けて取り組んでまいりましょう。

結びに、第3期みやぎ観光戦略プランの策定に当たり、宮城県産業振興審議会委員や、みやぎ観光創造県民会議委員の皆様をはじめ、多くの皆様から御意見をいただいたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

宮城県知事 村井 嘉浩

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置づけ	1
3 プランの計画期間	2
4 地域づくりと東日本大震災からの復興における観光の重要性	2
第2章 みやぎの観光の現状と課題	3
1 第2期みやぎ観光戦略プランの総括	3
2 みやぎの観光の現状と課題	4
3 第3期みやぎ観光戦略プラン策定に当たっての視点	7
第3章 第3期みやぎ観光戦略プランの策定にあたって	8
1 基本理念	8
2 基本方針（政策）	10
3 4年後に目指す本県観光の姿（地域の姿とおもてなしの心）	11
4 取組の方向性（施策）	12
5 目標	14
第4章 第3期みやぎ観光戦略プランの具体的な取組	20
1 緊急的・戦略的な取組の方向性	21
(1) 沿岸部の観光資源の再生と積極的な誘客	21
(2) 外国人観光客の回復	26
(3) LCC就航や仙台空港民営化等を契機とした 東北が一体となった広域観光の充実	29
2 継続的な取組の方向性	32
(1) 観光消費効果の高い県外等からの誘客強化	32
(2) 観光資源の魅力の向上と観光客受入態勢の整備拡充	40
第5章 みやぎの観光の再生に向けた取組の進め方	48
1 各種計画との連携	48
2 進行管理と推進	48
3 事業主体の連携と事業費の確保	49
資 料	50

第1章 基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

宮城県(以下「県」という。)は「宮城の将来ビジョン」を策定し、「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を基本理念として県政を推進してきました。その中で、人口減少時代における地域経済の活性化と魅力ある地域づくりを進めるに当たり、観光の果たす役割が極めて重要であるという認識に立って、平成18年12月に「みやぎ観光戦略プラン」、平成23年3月には「第2期みやぎ観光戦略プラン」を策定し、県民の参加のもと、「観光王国みやぎ」の実現を目指し幅広い分野で施策を実施してきました。

しかし、「第2期みやぎ観光戦略プラン」策定後に発生した東日本大震災により、本県全域で甚大な被害を受け、特に沿岸部では津波による被害で多くの人命が失われました。観光関連産業においても、多くの観光施設等が壊滅的な被害を受けただけでなく、福島第一原子力発電所事故の風評等の影響もあり、本県を訪れる観光客は激減しました。

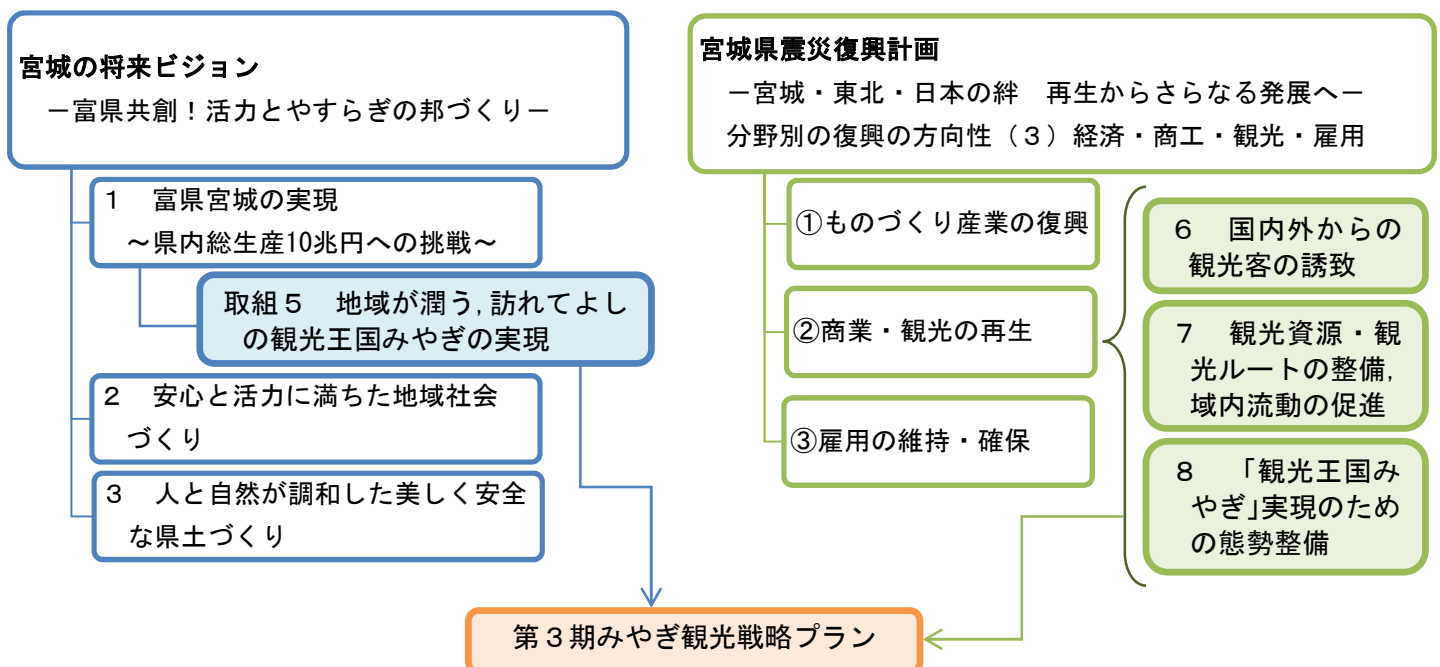
これに対し、県では今後10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定し、宮城の再生とさらなる発展に向けて取り組むこととしました。観光については、10項目の復興のポイントの一つに「多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」を掲げ、観光の復興に向けた取組を推進しています。

この度、近年の観光を取り巻く状況の変化や「第2期みやぎ観光戦略プラン」における課題などを踏まえ、みやぎの観光が東日本大震災から再生を遂げ、地域経済と復旧・復興をけん引する役割を果たせるよう、その指針となる新たな計画を策定することとしました。

2 プランの位置づけ

「第3期みやぎ観光戦略プラン」は、県が県政運営の基本方針として定めた「宮城の将来ビジョン」及び東日本大震災からの10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を実現するための分野別計画であり、「宮城の将来ビジョン」に掲げる「観光王国みやぎの実現」と、「震災復興計画」に掲げる「多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」を図るために県が行う観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するために策定するものです。

また、「第3期みやぎ観光戦略プラン」は、「みやぎ観光創造県民条例(平成23年3月9日宮城県条例第8号)」第12条第1項の観光振興に関する基本的な計画(基本計画)としても位置づけます。



3 プランの計画期間

「第3期みやぎ観光戦略プラン」の計画期間は、「宮城県震災復興計画(計画期間:平成23年度～平成32年度)」の「再生期(平成26年度～平成29年度)」に合わせて、平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

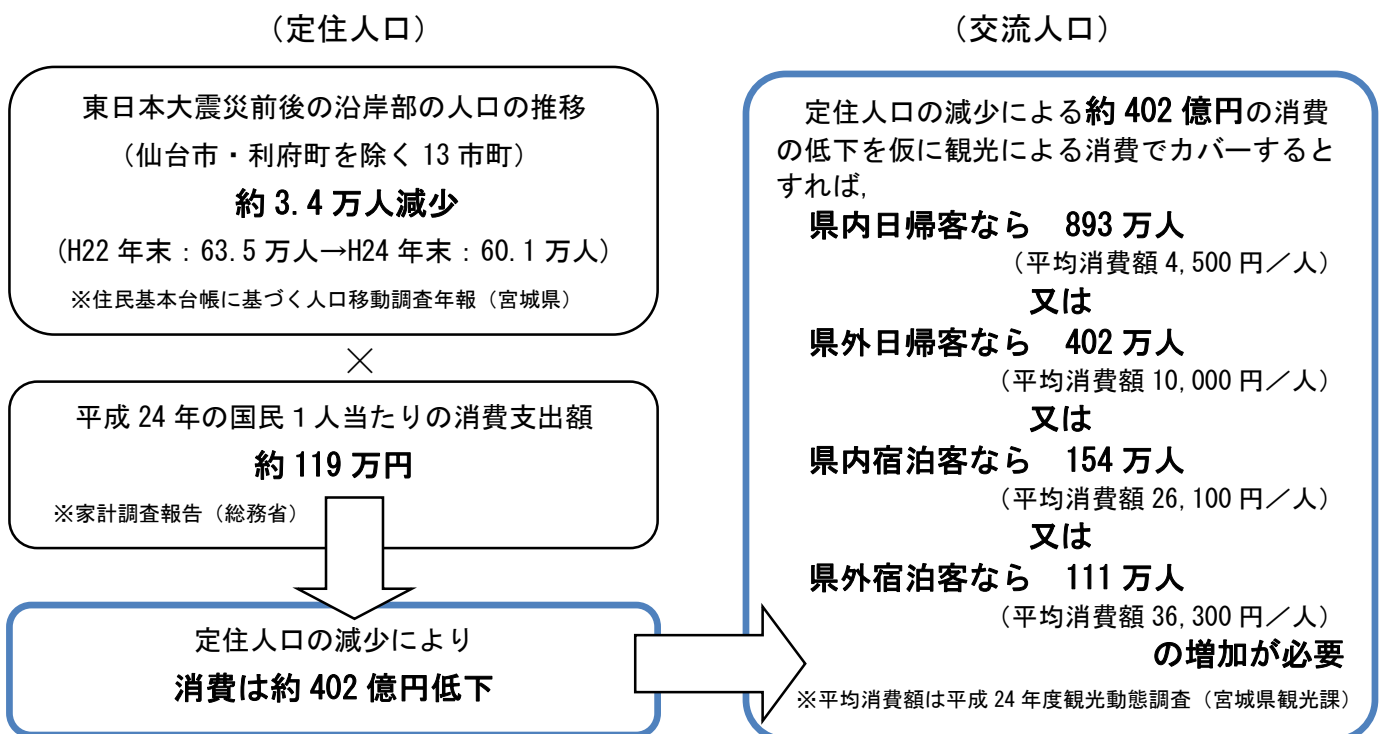
4 地域づくりと東日本大震災からの復興における観光の重要性

観光は、美しい景色を見たり、その土地ならではのものを食べたり、新しい体験や知識を吸収することで人々の生活に生きがいや安らぎをもたらすという側面を持つだけではなく、人口減少社会においては、地域をあげて観光資源の魅力を高め、観光客を惹きつけ、呼び込むことで交流人口を増やし、その消費によって地域の活性化につながるという側面が重視されています。そのほかにも、観光地づくりの過程で住民の地域への愛情が深まり、訪れる人にも住む人にも過ごしやすい、活力に満ちた地域社会の構築につながると言われています。

このような観光振興がもたらす様々な効果は、平成23年3月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故で甚大な被害を受けた東北地方にとっては、地域経済の発展と震災からの復旧・復興をけん引する重要な役割を果たすと考えられます。このため、県では、東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」において、「多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」を復興実現のためのポイントに位置づけています。

なお、県では、震災で減少した定住人口(沿岸部で震災前から約3.4万人減少)を仮に観光による消費で補うとすれば、県内日帰客なら893万人、県外日帰客なら402万人、県内宿泊客なら154万人、県外宿泊客なら111万人の増加が必要であると試算しています。

沿岸部の定住人口の減少を補う交流人口について(試算)



第2章 みやぎの観光の現状と課題

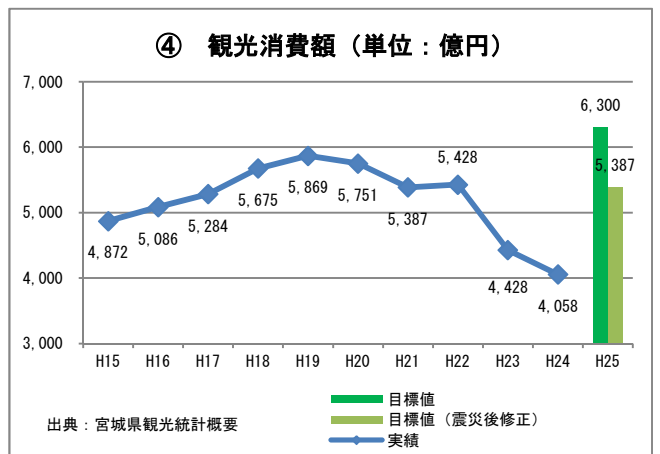
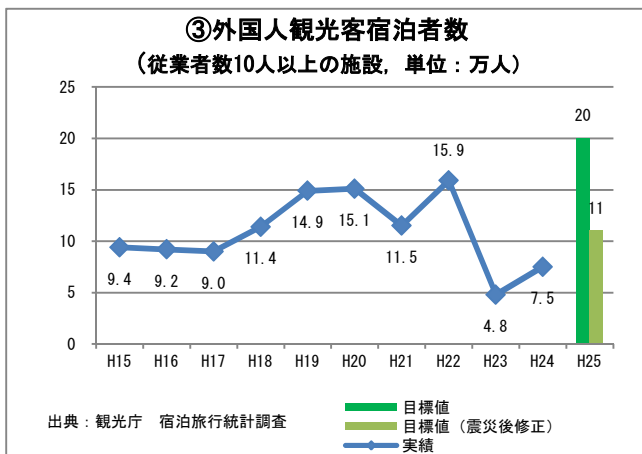
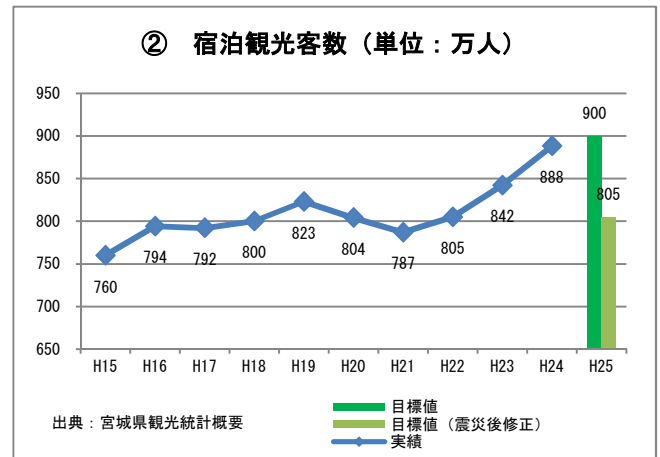
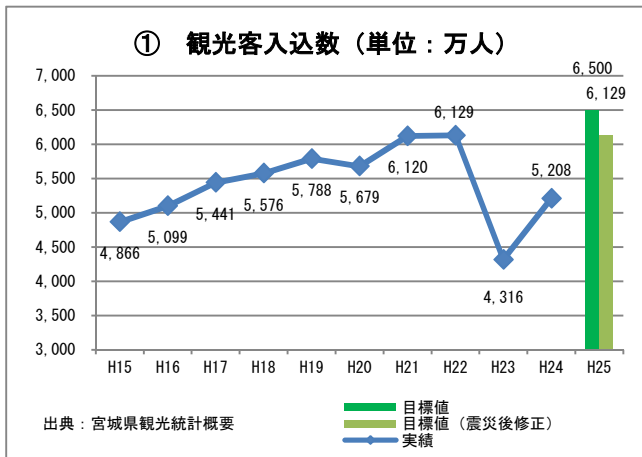
1 第2期みやぎ観光戦略プランの総括

県では、平成23年3月に「第2期みやぎ観光戦略プラン」を策定し、平成23年度から平成25年度までの3年間で5つの戦略プロジェクトにより観光振興に取り組むこととしました。

しかし、プラン策定直後に東日本大震災が発生し、本県の観光が未曾有の被害を受けたことから、観光の復旧をプランの最優先のプロジェクトに位置づけるとともに、当初設定した数値目標についても平成25年までに震災前の水準に戻すこととして修正し、震災からの観光の復旧・復興に取り組みました。その結果、平成23年に震災前の7割まで落ち込んだ観光客入込数は平成24年には震災前の約85%に当たる5,208万人まで回復するなど、震災前の水準まで着実に回復してきました。目標(平成25年における数値目標)と平成24年における現況値は次のとおりです。

なお、第2期みやぎ観光戦略プランの達成状況については、巻末の資料に詳しく記載しています。

平成25年の数値目標	当初目標	震災後修正	現況値(平成24年)
①観光客入込数	6,500万人	6,129万人	5,208万人
②宿泊観光客数	900万人	805万人	888万人
③外国人観光客宿泊者数	20万人	11万人	7.5万人
④観光消費額	6,300億円	5,387億円	4,058億円



2 みやぎの観光の現状と課題

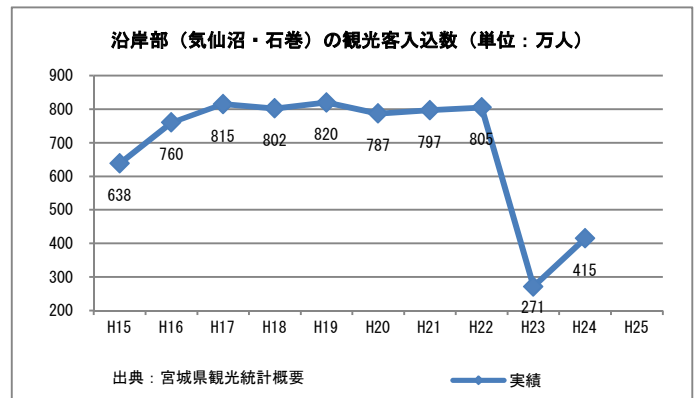
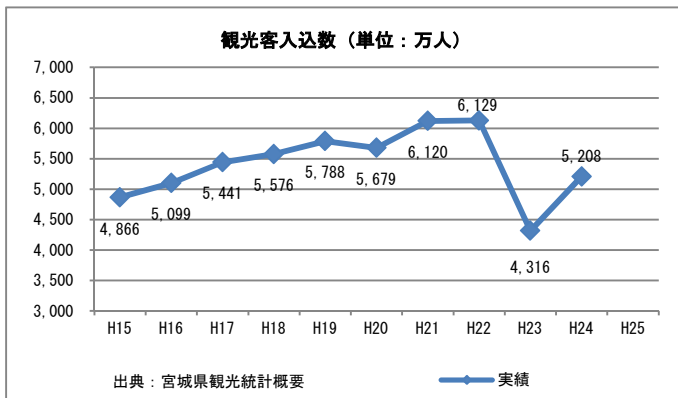
第3期みやぎ観光戦略プランの策定に当たり、みやぎの観光が置かれる現状と課題を次のとおり整理しました。

(1) みやぎの観光の現状

1 内陸部と対照的な沿岸部の観光客の回復の遅れ

本県の観光客入込数は、平成22年に過去最高の6,129万人を記録するまで着実に増加してきましたが、平成23年3月の東日本大震災の影響で4,316万人まで激減しました。その後、東日本大震災からの観光の再生に向けた取り組みにより、平成24年の観光客入込数は5,208万人まで回復しました。圏域別に見ると、内陸部の着実な回復が全体の回復をリードしています。

一方、震災で甚大な被害を受けた沿岸部では、観光施設等の再建や震災研修を目的とした語り部ガイド、教育旅行やボランティアツアーの受入などの観光の復興に向けた取組が行われていますが、石巻・気仙沼圏域の平成24年の観光客入込数は415万人と震災前の半分にとどまっており、内陸部に比べ回復が遅れています。

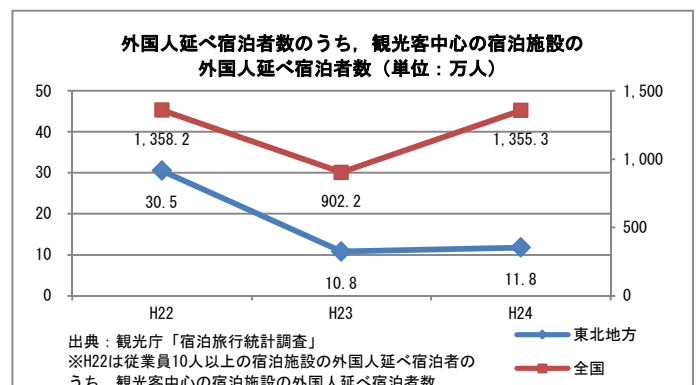
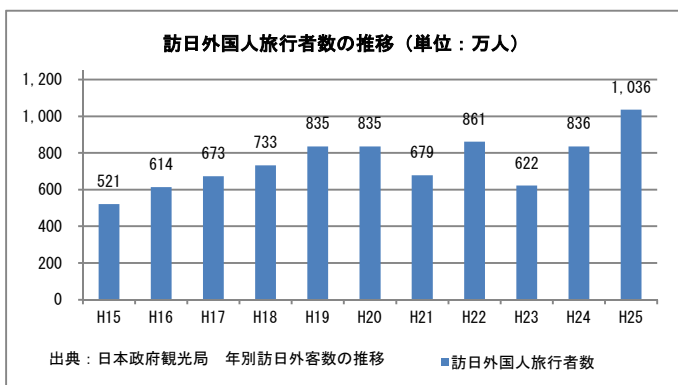


2 東北地方の外国人宿泊者の回復の遅れ

円安や東南アジア向けの観光ビザの免除措置などにより、平成25年の訪日外国人旅行者は初めて1,000万人を突破して1,036万人となり、これまで過去最高であった平成22年(861万人)を上回りました。

また、平成24年の観光客中心の宿泊施設の外国人延べ宿泊者数を見ると、国全体では約1,355万人とほぼ震災前の水準まで回復しているのに対し、東北地方では震災前の4割の約12万人と回復が遅れており、未だ原発事故等の風評払拭には至っていません。

その一方で、海外から被災地に対する物資や寄付金、要人の訪問などによる慰問など、様々な支援が行われました。



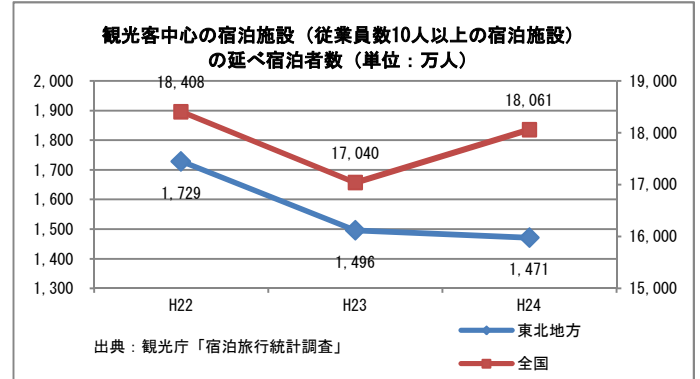
3 東北地方の国内観光旅行の回復の遅れ

観光庁によると、平成24年の国内観光旅行者数はほぼ震災前の水準まで回復する一方で、平成24年の東北地方の観光客中心の宿泊施設の宿泊者数は1,471万人と震災前の約85%にとどまり、全国に比べると回復が遅れています。

また、東北地方では平成25年4月にLCC(格安航空会社)が仙台空港で仙台－関西間の運航を開始しており、今後の観光客の需要の開拓が期待されています。

平成24年の日本人の国内観光旅行者数
(出典：観光庁 平成24年度観光の状況)

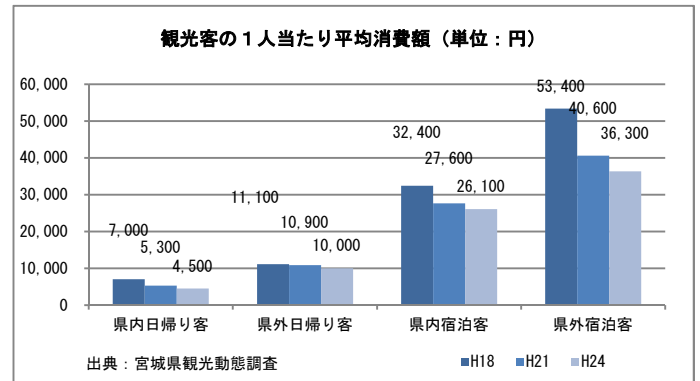
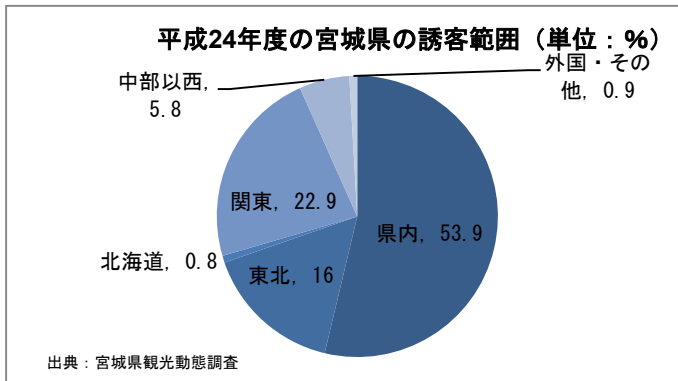
種別	旅行者数	前年比	前々年比
日帰り旅行	延べ2億430万人	+3.8%	-0.6%
宿泊旅行	延べ1億7,876万人	+5.2%	+4.3%



4 中部以西からの誘客の伸び悩み

平成24年度に本県を訪れた観光客の誘客範囲を調査したところ、割合が大きい順に県内54%、関東地方23%、東北地方16%となっており、拡大を目指してきた中部以西は1割未満に止まりました。

また、平成24年度の観光客の平均消費額は震災前に比べて低下しました(県内日帰り客4.5千円、県外日帰り客10千円、県内宿泊客26千円、県外宿泊客36千円)。



5 DCを通じて発信される本県の魅力と浸透するおもてなしの心

プレDCを開催した平成24年度に本県を訪れた観光客の訪問理由を調査したところ、本県の自然の美しさややすらぎ(55%)、温泉や郷土料理(40%)を目的とする割合が高く、本県観光の魅力が高く評価されていることが分かりました。

また、平成25年に開催したDCでは地域ぐるみの観光資源の磨き上げや県民が一体となったおもてなしなどにより誘客を図り、期間中のサンプル調査では観光客入込数はほぼ震災前の水準まで回復しました。

来訪理由（複数回答） ※出典：宮城県観光動態調査

	H24	
1位	自然の美しさややすらぎを求めて	54.7%
2位	温泉や郷土料理などを楽しむため	39.6%
3位	訪れたい名所・旧跡があるため	23.4%
4位	距離が手ごろであるため	18.4%

H25 DC入込概況調査（震災前同期比較）

圏域	H25/H22
県南	+3.2%
仙台・松島	△7.0%
三陸	△5.6%
県北	+1.2%
県全体	△3.0%

(2) みやぎの観光の課題

1 内陸部との連携による誘客

沿岸部の観光施設等の再建や沿岸部と内陸部との連携を密にして被災地訪問と県内各地の観光資源とを繋ぐなど、沿岸部の観光の再生を支える必要があります。

原発事故の風評の払拭と東日本大震災の風化の防止を図るとともに、沿岸部の復興状況に応じた魅力ある観光資源の開発が必要です。

2 拡大傾向の訪日外国人旅行者の東北地方への誘致

訪日経験が豊富で日本の主要な観光地の次の旅行先を求める訪日リピーターや特に訪日外国人が増加している台湾・香港・東南アジア諸国へのアプローチを強化する必要があります。

正確で的確な観光情報の発信により海外で根強い東北地方に対する原発事故等の風評を払拭するとともに、外国人旅行者が過ごしやすい環境整備が必要です。

復旧・復興への海外からの支援に対して、被災地の復興状況等の情報提供を通じて、交流を継続する必要があります。

3 国内観光客の東北地方への誘致

今後東北各県で開催されるDCなどでの連携を通じて、東北地方が一体となって、回復傾向にある国内旅行者を東北地方に呼び込む必要があります。

LCCを含む国内路線の新規開設や拡充のほか、仙台空港民営化などを契機に潜在的な観光需要を東北地方の観光客の増加につなげる必要があります。

4 平均消費単価の高い県外客等の旅行需要の喚起

官民が一体となった継続的な観光キャンペーンのほか、被災地への関心の高まりやLCCを含む国内路線の新規開設や拡充などを生かした誘客など、中部以西からの誘客を図る必要があります。

県内客に比べて平均消費額の高い県外客(女性客など)を増やし、観光消費額を向上させる必要があります。

5 多様なニーズに対応した観光資源の磨き上げと創出

「自然」や「食」などの従来の観光資源の磨き上げのほか、教育旅行や産業観光、ニューツーリズム(エコ・ツーリズムやスポーツツーリズムなどの新しい観光分野)などの新たな観光資源の創出に常に取り組む必要があります。

観光客の多様なニーズに対応できる人材育成や地域ぐるみの受入態勢の整備などで本県独自の「おもてなし」をさらに高め、滞在期間の向上やリピーター獲得につなげる必要があります。

3 第3期みやぎ観光戦略プラン策定に当たっての視点

県では、第2期みやぎ観光戦略プランの達成状況や観光を取り巻く環境等を踏まえ、次の5つの視点から第3期みやぎ観光戦略プランを策定することとしました。

- ①沿岸部の観光回復
- ②風評の払拭
- ③県外客の誘致促進
- ④観光消費額の向上
- ⑤東北のゲートウェイ機能の強化

第3章 第3期みやぎ観光戦略プランの策定にあたって

1 基本理念

県は、人口減少時代における地域経済の活性化と魅力ある地域づくりを実現するに当たっては観光が果たす役割が極めて重要であるという認識に立ち、みやぎ観光創造県民条例第三条に、「県民等が一体となりおもてなしの心を持って観光客の誘致を促進すること」、「市町村、近隣の県等との広域的な連携による観光振興に取り組むこと」、「観光が幅広く波及効果をもたらす総合産業であることを認識すること」などの事項を基本理念として定めています。本観光プランはその基本計画として位置づけるものです。

一方、本県は平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって甚大な被害を受けました。観光分野においても多くの観光施設・事業者等が壊滅的な被害を受け、さらに原発事故の風評の影響等もあり、観光客入込数は震災前から大きく減少しました。観光産業は、経済効果や雇用効果に対する即効性が高く、第一次産業から第三次産業まで関連するすそ野が広いと、地域経済全体にとって重要な役割を担っています。そこで、観光の創造的な復興を遂げるために、復興の過程で国内外と結ばれた絆や震災の経験を伝承する語り部などの取組を観光の「種」として、これらを将来の観光資源に大きく育てあげることを目指します。さらに、仙台空港の民営化等を契機とした東北のゲートウェイ機能を活用し、世界遺産をはじめとした魅力ある観光資源を持つ東北各県および関係諸団体等と連携して、東北地方が一体となって国内外からの誘客を積極的に行い、東北の広域観光の充実を図ります。

これに基づいて、「みやぎの観光の創造的復興とさらなる飛躍へ」を第3期みやぎ観光戦略プランの理念に定めます。

○条例の基本理念（「みやぎ観光創造県民条例」第三条に定める基本理念のキーワード）

- ①おもてなしの心を持って観光客を誘致
- ②広域的な連携による観光振興
- ③幅広い波及効果をもたらす総合産業としての観光の重要性の認識
- ④観光の効果による活力に満ちた地域社会の実現
- ⑤地域の持つ多様な魅力の磨き上げと活用による観光客の満足度向上
- ⑥全ての観光客に対する安心と快適の提供
- ⑦本県の東北地方のゲートウェイ機能の発揮
- ⑧良好な景観の保全と形成

○本プランの理念（第3期みやぎ観光戦略プランの計画期間中の基本的な考え方）

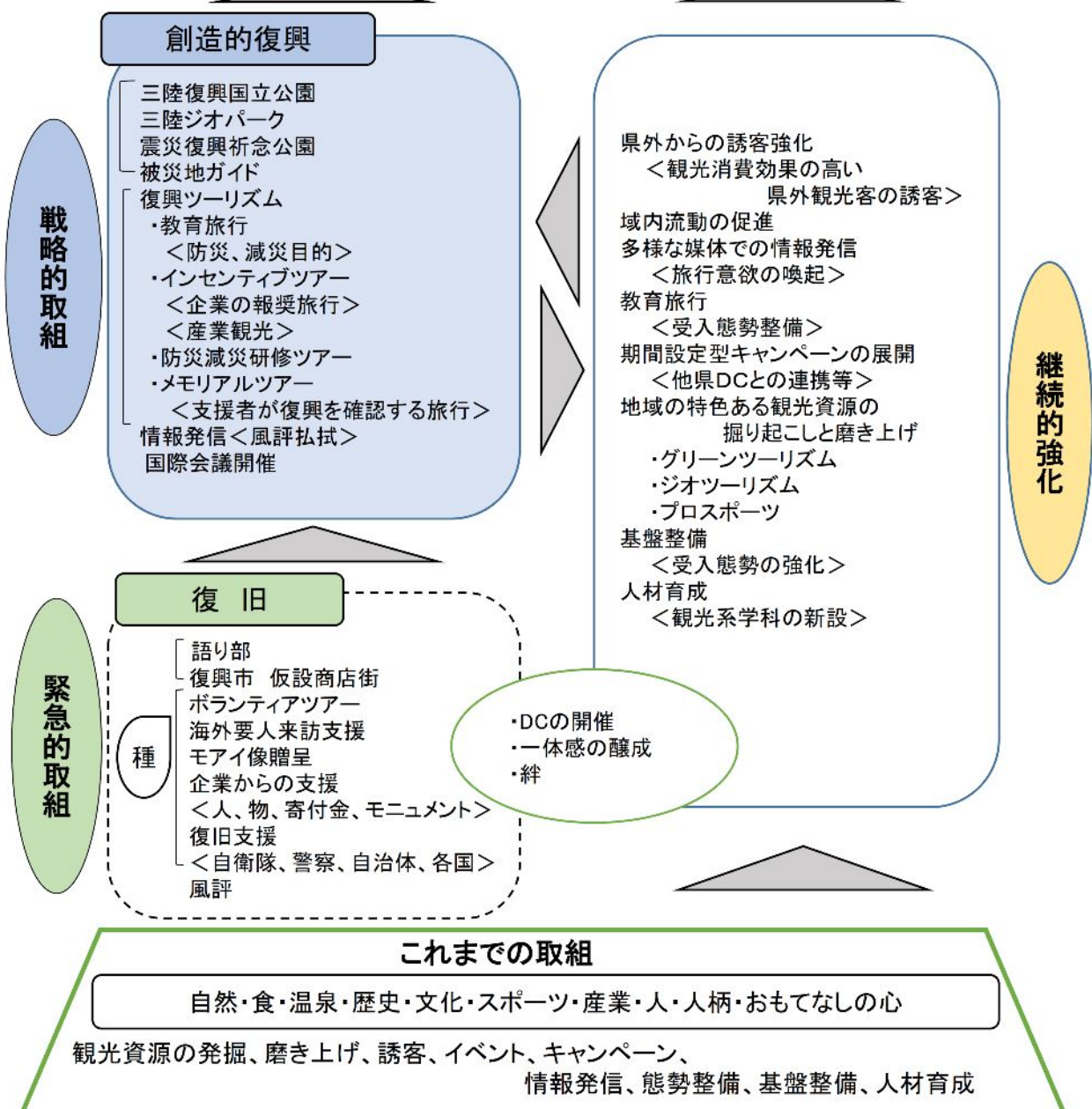
みやぎの観光の創造的復興とさらなる飛躍へ

- 「創造的復興」 単に震災前の観光の姿に戻すだけではなく、復興の過程で生まれた国内外と結ばれた絆や語り部などの震災の経験を伝承する取組を観光の「種」として、一過性にとどまらない将来の観光資源に大きく育てあげる。
- 「さらなる飛躍」 東北の観光資源の世界遺産登録や仙台空港民営化などの追い風を最大限に生かしながら、県域を越えて誘客拡大を加速させ、東北全体の活性化を目指す。

みやぎの観光の創造的復興とさらなる飛躍へ

沿岸部の観光復興と交流人口の拡大による地域の活性化

広域観光の充実(仙台空港民営化)・世界遺産等(平泉、遣欧使節資料)

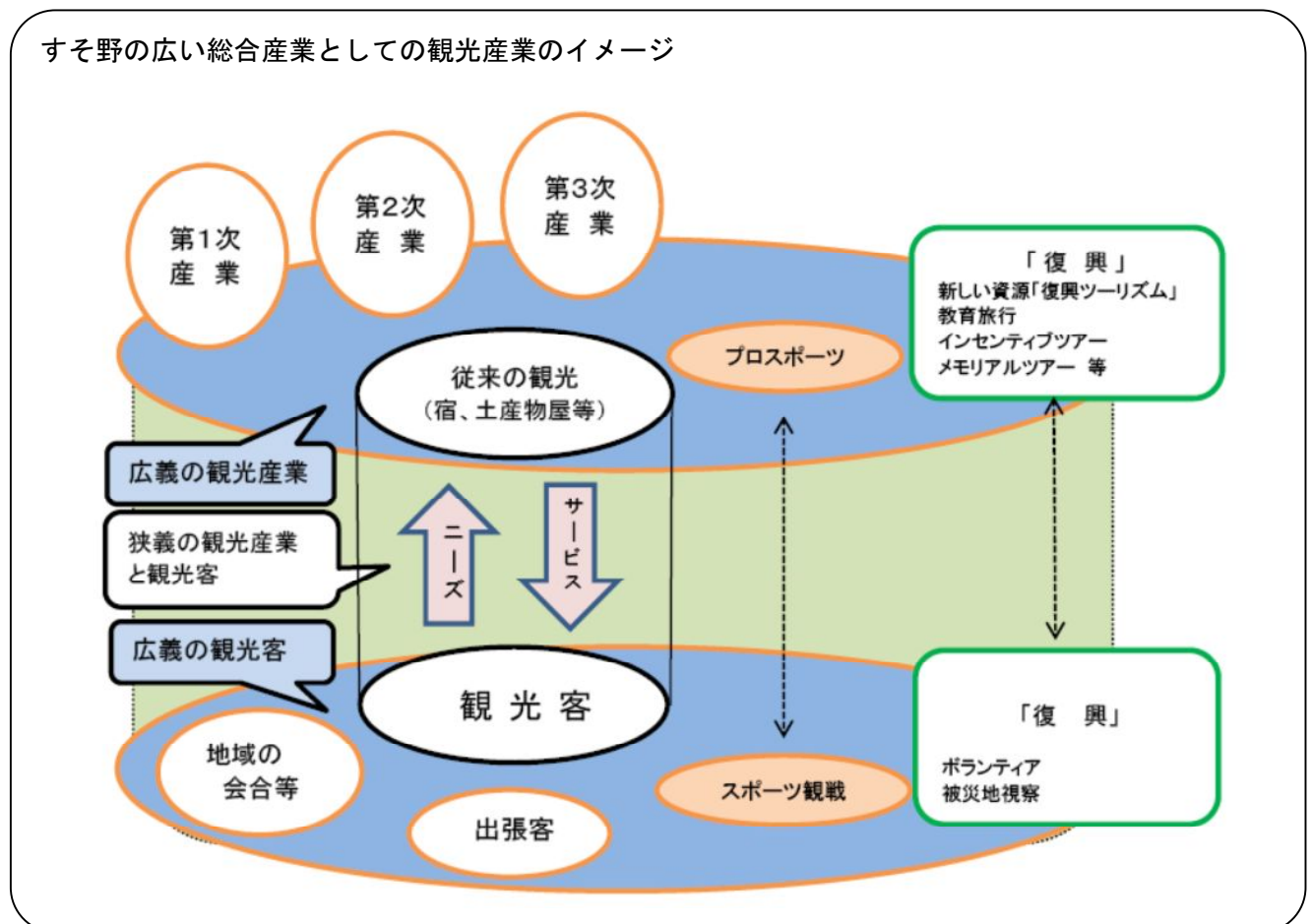


【基本理念】（「みやぎ観光創造県民条例」第3条に定める基本理念のキーワード）

おもてなしの心、広域的な連携、総合産業である観光、東北のゲートウェイ機能 など8つのキーワード

かつての観光は宿や土産物屋などの限られた産業だけに関わるものと考えられてきましたが、今では農林水産業などの「第1次産業」、食品加工や製造業などの「第2次産業」、商業や運輸、飲食業などの「第3次産業」まで、様々な産業が関わるすそ野の広い総合産業であり、その発展は地域経済全体の活性化に重要な役割を果たすことが認識されています。

本県は東日本大震災で甚大な被害を受けましたが、従来の自然や食、歴史・文化などの多様な観光資源に加え、復旧・復興の過程で、被災地支援のボランティアツアーや防災・減災を目的とした復興ツーリズムなどの新たな観光資源が生まれました。本県観光の再生を図るに当たっては、地域と行政、観光産業の関係者が一体となってみやぎの観光資源の魅力や価値を高め、多くの観光客に繰り返して訪れていただけるよう磨き上げていく必要があります。



2 基本方針（政策）

第3期みやぎ観光戦略プランの計画期間における基本理念の一つとして定めた「みやぎの観光の創造的復興とさらなる飛躍へ」を推進するため、以下の基本方針に基づいて施策を展開していきます。

沿岸部の観光復興と交流人口の拡大による地域の活性化

3 4年後に目指す本県観光の姿（地域の姿とおもてなしの心）

基本方針に基づき、県、市町村、観光事業者、関係団体等が連携して、県民総参加のもと取り組むことにより、4年後の平成29年には、以下に示す本県観光の姿を実現することを目指します。

【沿岸部】

- 漁業や果物狩りなどの食・自然・産業を生かした体験型観光や、本県でしか体験できない防災・減災を目的とした旅行（復興ツーリズム）などによる魅力ある観光地づくりにより、沿岸部への観光客が回復している。
- 訪れた観光客から元気をもらいながら復興ツーリズムで震災の体験を伝えるなど、震災を乗り越え、沿岸部の地域全体で心のこもったおもてなしで観光客に接している。

【県全域】

- 震災・原発事故の風評が払拭されるとともに、自然の美しさや多彩な食文化のほか、温泉や歴史・伝統文化などの本県の多様な魅力が広く認知されている。
- DCや地域の文化、伝統等で培われたおもてなしの精神が県内すみずみまで浸透し、あらゆる場面で観光客を県民総参加で歓迎している。
- 県内外から多くの観光客が訪れることにより交流人口が増え、その観光消費がもたらす経済効果が地域経済と東日本大震災からの復旧・復興をけん引する役割を果たしている。

【東北地方の玄関口としての宮城県】

- 航空路線の拡充や仙台空港民営化を契機として、「陸・海・空」のアクセスの良さを生かした本県の東北地方の玄関口としての受入態勢やおもてなしの取組がさらに強化され、東北各県や東北観光推進機構等の関係諸団体との連携の下に、国内外の多くの観光客が本県を起点に東北地方の観光地を周遊している。
- 東北各地で開催されるDC等を契機として、東北全体で観光客を東北ならではの心あたたまるおもてなしで歓迎しようという気運がみなぎっていて、観光客は宮城に入った瞬間から東北を感じている。

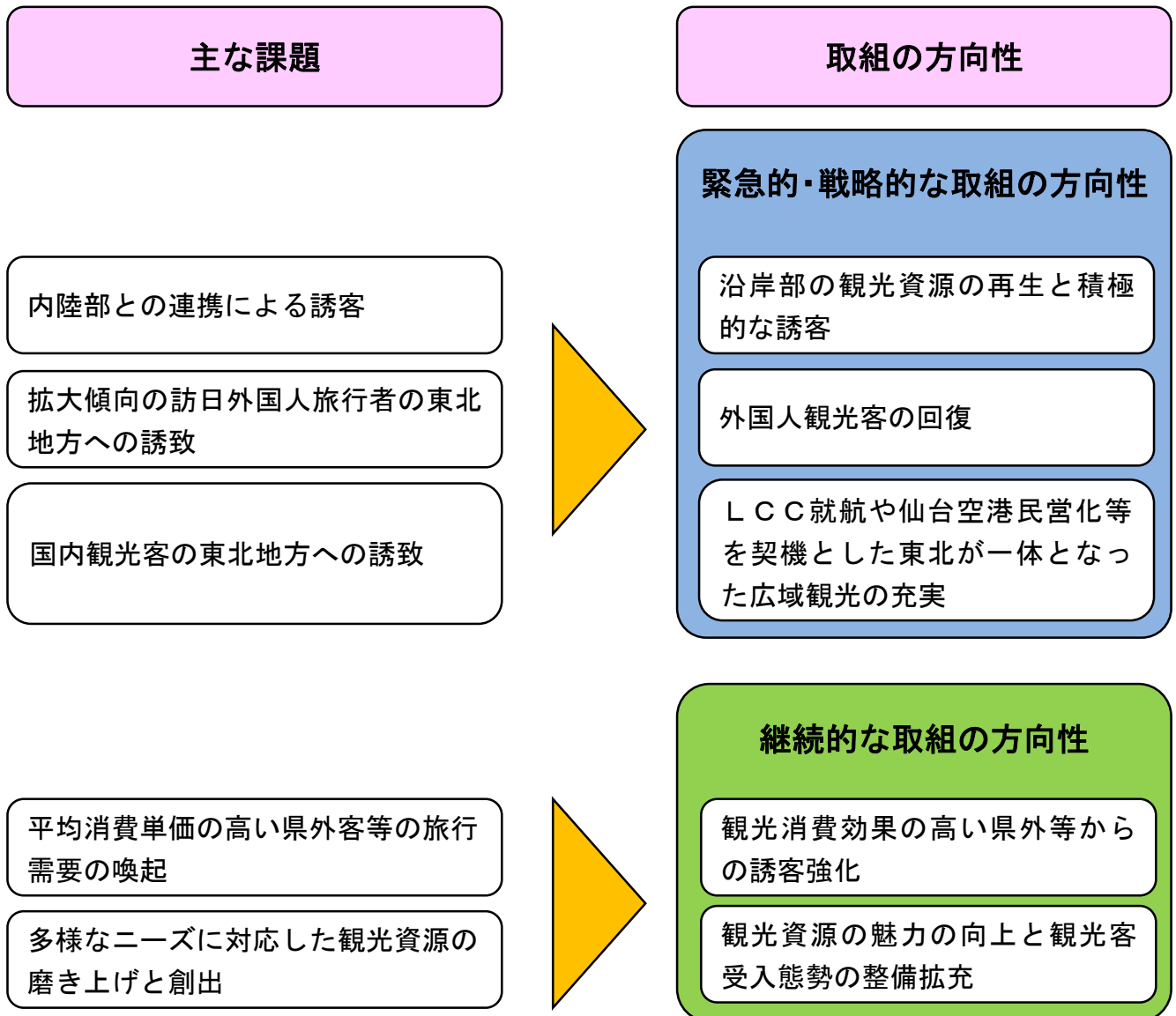
【日本・世界の中での宮城県】

- 海外での根強い原発事故等の風評が払拭されるとともに、東南アジア諸国の経済成長等を背景として増加が期待される外国人旅行者を呼び込み、震災後に大幅に落ち込んだ海外からの観光客が回復している。
- 日本の他の地域では味わえない宮城・東北独特の飾り気のないおもてなしで外国人旅行者を歓迎している。
- 東北地方が外国人旅行者にとってゴールデンルートに続く新たな観光ルートとして形成され始めている。

4 取組の方向性（施策）

沿岸部の観光復興と交流人口の拡大による地域の活性化を実現するには、これまでに整理したみやぎの観光の現状と第2期みやぎ観光戦略プランの取組を踏まえた課題を解決し、「みやぎの観光の再生」を加速させる必要があります。

このため、それぞれの課題に対応する次の5つの取組の方向性に基づいて施策を展開していきます。5つの取組の方向性は、沿岸被災地の観光の回復や激減している外国人観光客の回復など、緊急的・戦略的に実施すべき取組の方向性と、従来の課題に対応した継続的な取組の方向性に区分します。



緊急的・戦略的な取組の方向性

1 沿岸部の観光資源の再生と積極的な誘客

被災地の復興状況を踏まえ、本県でしか体験できない防災・減災を目的とした旅行やボランティア等で支援をいただいた方々が復興を確認する旅行をはじめとする「復興ツーリズム」の推進、観光施設等の再建支援などの受入態勢の整備のほか、風評の払拭に向けて正確な観光情報や復興情報の発信を図ります。

2 外国人観光客の回復

従来の東アジアの重点市場(中国, 韓国, 台湾, 香港)に加えて、観光客の増加が期待できる東南アジア諸国(タイ, シンガポール, マレーシア等), 親日国をターゲットとして他県等と連携した戦略的な誘客活動や復興支援を縁に始まった海外との交流の継続のほか, 受入態勢の整備に加え海外の原発事故等の風評払拭のための正確な観光・復興状況の継続的な情報提供を図ります。

3 LCC就航や仙台空港民営化等を契機とした東北が一体となった広域観光の充実

今後拡大が期待できる国内外からのLCC就航や仙台空港民営化, 北陸新幹線や北海道新幹線の開業等を契機として, 中部以西からの誘客を推進するとともに, 東北各県及び東北観光推進機構等の関係諸団体と連携し東北が一体となった観光資源の魅力の発信などにより, 中部以西での知名度の向上と「東北へ行きたい」という旅行意欲の喚起を図ります。

継続的な取組の方向性

4 観光消費効果の高い県外等からの誘客強化

インターネットや新聞, 旅行雑誌をはじめとした多様な媒体や訴求力のあるツールを戦略的に活用し, 誘客対象を明確にした上で本県の多様な観光の魅力発信することで訪問意識を呼び起こすとともに, ポストDC等の様々なプロモーション活動に官民一体で取り組み, 首都圏や中部以西等からの誘客促進を図ります。

5 観光資源の魅力の向上と観光客受入態勢の整備拡充

本県の誇る「食」・「温泉」・「自然」・「歴史・文化」・「産業」・「祭」・「プロスポーツ」などの地域の特性を生かしたテーマ性・ストーリー性のある観光メニューの構築やニーズに応じた観光資源を創出するとともに, 観光客を迎える立場にある県民による域内流動を促進し地域の魅力に対する理解の向上を図ります。

観光客へ快適な旅行を提供するため, DCで培った地域力のさらなる向上, おもてなしを浸透させるとともに, 次世代の観光の復興をけん引する人材の育成を図ります。

5 目標

目指すべき本県観光の姿の実現に向けて、「第3期みやぎ観光戦略プラン」の数値目標として次の7つを設定し、取組の達成度を確認します。

平成 29 年の数値目標	現況値 (平成 24 年)	目標値 (平成 29 年)
① 観光客入込数	5,208 万人	6,700 万人
② 沿岸部（気仙沼・石巻地域）の観光客入込数	415 万人	805 万人
③ 宿泊観光客数	888 万人	900 万人
④ 沿岸部（気仙沼・石巻地域）の宿泊観光客数	38 万人	60 万人
⑤ 外国人観光客宿泊者数	7.5 万人	16 万人
⑥ 観光消費額	4,058 億円	6,000 億円
⑦ 観光客（県外客）に対するアンケート調査での宮城県への再訪問意思率	—	99%

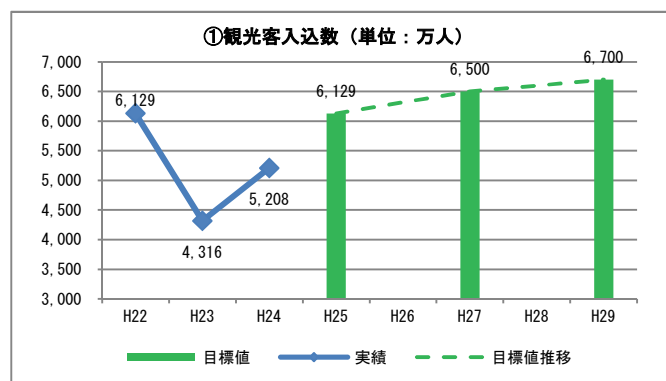
※「③宿泊観光客数」の現況値は復興関連需要の影響で震災前を大幅に上回っている一方で、「④沿岸部の宿泊観光客数」の現況値は震災による宿泊施設の不足等のため震災前を大幅に下回っています。それぞれの状況に応じて、目標値の位置づけは異なっています。

【数値目標について】

①観光客入込数（宮城県観光課「観光統計概要」）

1年間に県内の観光地を訪れた人数です。

魅力ある観光地づくりと戦略的な誘客等によって、震災前以上の観光入込客数を目指します。2年後の平成 27 年の中間目標を 6,500 万人とし、4年後の平成 29 年の目標は 6,700 万人と設定します。

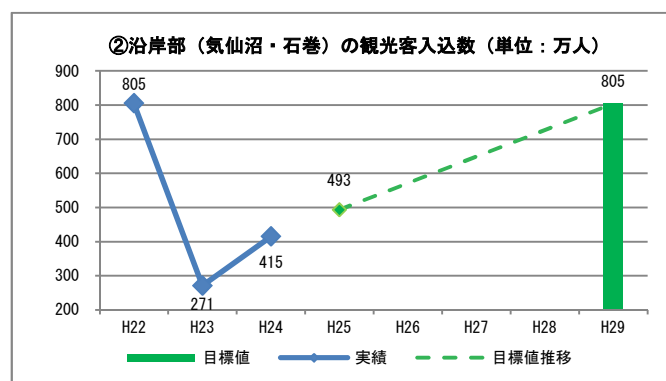


②沿岸部（気仙沼・石巻地域）の観光客入込数

（宮城県観光課「観光統計概要」）

①のうち、東日本大震災で特に大きな被害を受けた気仙沼地域（気仙沼市・南三陸町）と石巻地域（石巻市・東松島市・女川町）の観光地を訪れた人数です。

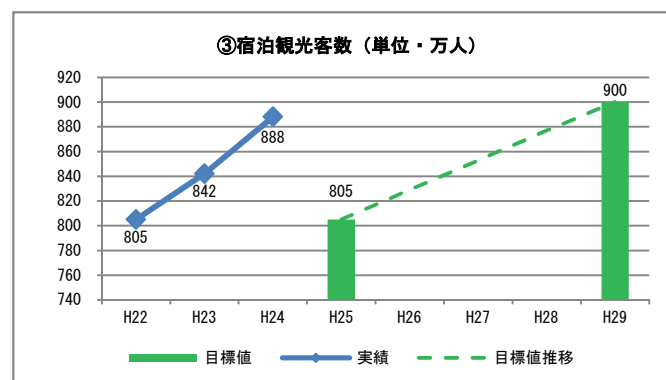
4年後の平成 29 年までに震災前の水準である 805 万人への回復を目指します。



③宿泊観光客数（宮城県観光課「観光統計概要」）

1年間に県内の宿泊施設に宿泊した人数です。

宿泊観光客数は、現在は復興関連需要で震災前の水準を大きく上回っていますが、復興が進むにつれ次第に減少していくことが見込まれます。観光目的での宿泊客を呼び込み、4年後の平成 29 年に 900 万人を目指します。

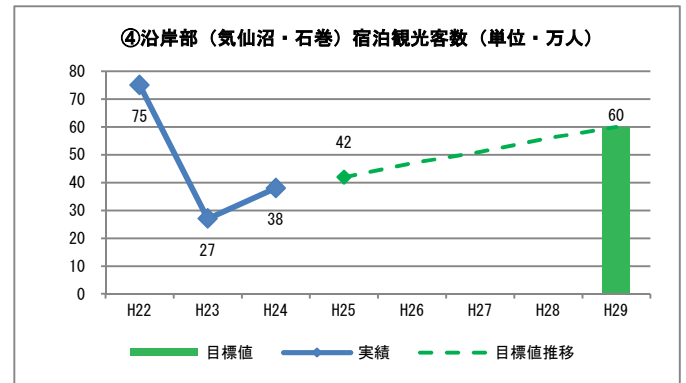


④沿岸部（気仙沼・石巻地域）宿泊観光客数

（宮城県観光課「観光統計概要」）

③のうち、東日本大震災で特に大きな被害を受けた気仙沼地域（気仙沼市・南三陸町）と石巻地域（石巻市・東松島市・女川町）の宿泊施設に宿泊した人数です。

4年後の平成29年までに震災前の8割の水準である60万人への回復を目指します。

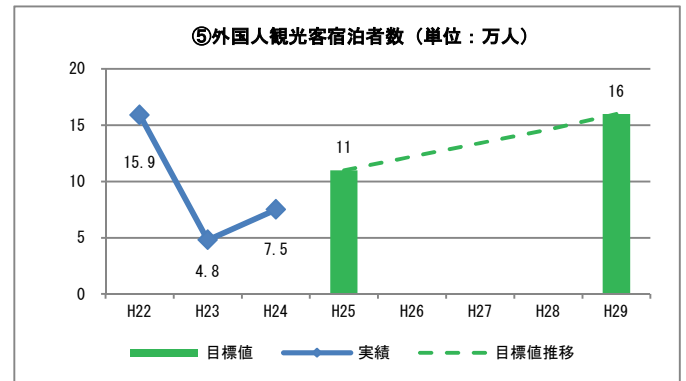


⑤外国人観光客宿泊者数

（観光庁「宿泊旅行統計調査」）

1年間に県内の宿泊施設に宿泊した外国人観光客の人数です。

震災後に大きく落ち込み、回復が遅れている外国人観光客宿泊者数について、震災前の水準の16万人までの回復を目指します。

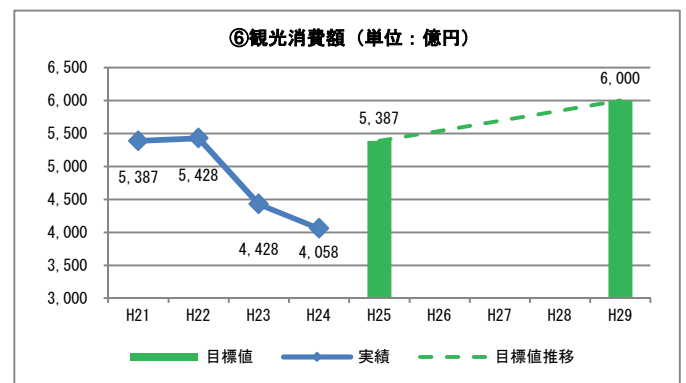


⑥観光消費額

（宮城県観光課「観光統計概要」）

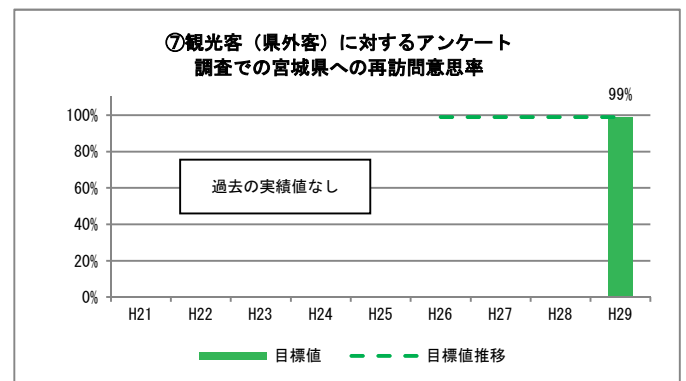
1年間に観光客が県内で支出した交通費、宿泊費、飲食費、みやげ代などの観光による消費額です。

観光客入込数の増加とあわせて、観光客1人あたりの平均消費額の向上を図り、観光消費額6,000億円を目指します。



⑦観光客（県外客）に対するアンケート調査での宮城県への再訪問意思率（宮城県観光課調べ）

本県を訪れた県外からの観光客に対するアンケート調査において、「本県をまた訪れたい」と答えた割合です。みやぎの観光の魅力づくりや県民総参加のおもてなしなどの取組を通じて、高い再訪問意思率を目指します。



沿岸部

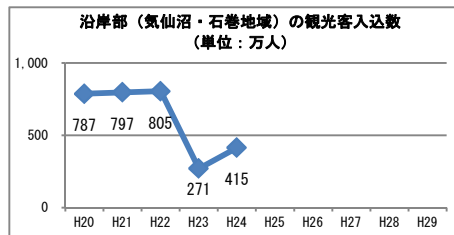
【現状・課題】

【沿岸部の観光客入込・宿泊客数の回復の遅れ】

- ① 原発事故の風評の影響
- ② 観光施設等の再建の遅れ
- ③ 宿泊施設の不足

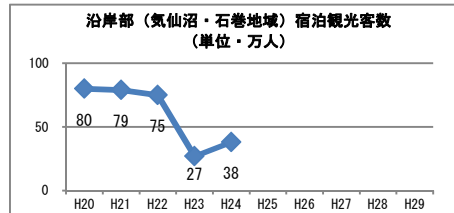
■ 震災の被害が特に大きい沿岸部（気仙沼・石巻地域）の観光客入込数

H24：415万人（震災前の約5割）



■ 震災の被害が特に大きい沿岸部（気仙沼・石巻地域）宿泊観光客数

H24：38万人（震災前の約5割）



【取組の方向性】

【沿岸部の観光資源の再生と積極的な誘客】

① 沿岸被災地の観光資源の開発等と受入態勢の整備

- ・ 体験型観光（食・自然・産業）
- ・ 防災・減災研修
- ・ 復興ボランティア
- ・ スポーツツーリズム
- ・ 特産品開発
- ・ イベントの再開 など



- ・ ガイド育成
- ・ インフラ整備（道路・交通）
- ・ 宿泊施設復旧支援 など

② 情報発信・誘客活動

- ・ 正確な観光情報の発信
- ・ 復興の取組状況の発信
- ・ 招請事業、モニターツアー
- ・ 観光PRキャラバン など

【4年後に目指す姿】

沿岸部の観光資源の再生と積極的な誘客

地域資源を活かした体験型観光

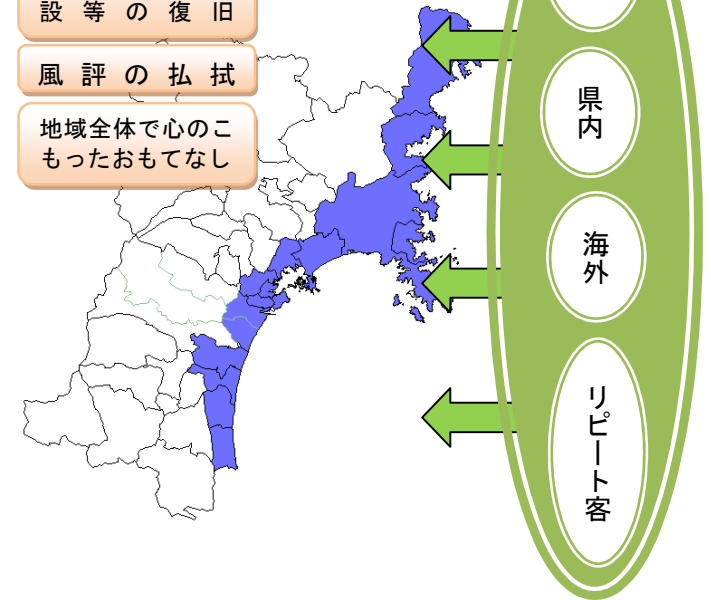
復興ツーリズム

人材の育成

観光施設・宿泊施設等の復旧

風評の払拭

地域全体で心のこもったおもてなし



平成29年の数値目標	目標値 (平成29年)
沿岸部（気仙沼・石巻地域）の観光客入込数	805万人
沿岸部（気仙沼・石巻地域）の宿泊観光客数	60万人

県全域

【現状・課題】

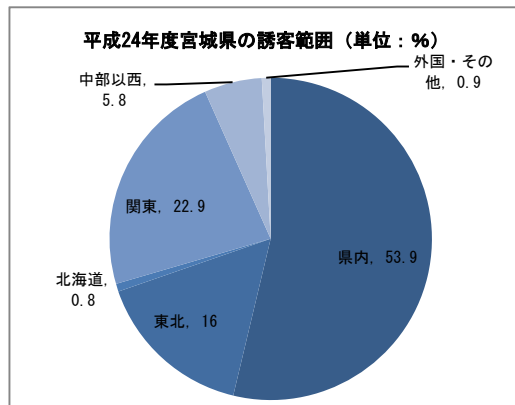
【沿岸部以外はほぼ震災前の水準まで回復】

- ①原発事故の風評の影響
- ②誘客範囲の偏り
- ③観光消費額の低下

■宮城県の誘客範囲（県内・東北が中心）

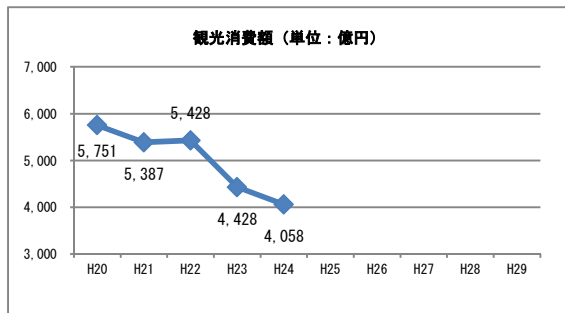
H21：県内+東北：約6割，東北以外：約4割

H24：県内+東北：約7割，東北以外：約3割



■観光消費額（震災後大幅に低下）

H22：5,428億円 → H24：4,058億円



【取組の方向性】

【観光消費効果の高い県外等からの誘客強化，観光資源の魅力の向上と観光客受入態勢の整備拡充】

①情報発信の充実

- ・正確な観光情報発信，イメージアップ
- ・招請事業，モニターツアー など

②観光PR・誘客活動の強化

- ・観光キャンペーンの実施
- ・慶長遣欧使節出帆400年記念事業
- ・教育旅行，インセンティブツアーの誘致



③受入態勢整備・魅力向上

- ・ハード整備（観光案内板・自然公園等）
- ・人材育成（おもてなし研修会）
- ・県産ブランド品の確立・関係団体連携 など



【4年後に目指す姿】

観光消費効果の高い県外等からの誘客強化

観光客の受入態勢整備・魅力向上

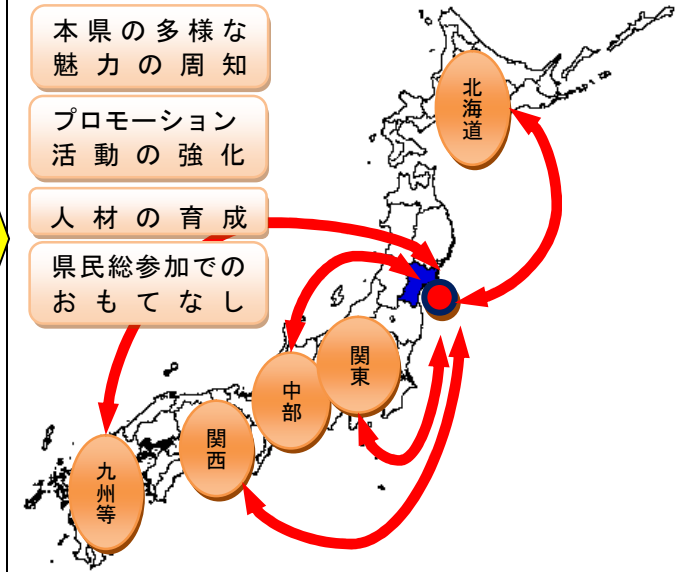
風評の払拭

本県の多様な魅力の周知

プロモーション活動の強化

人材の育成

県民総参加でのおもてなし



平成29年の数値目標	目標値 (平成29年)
観光客入込数	6,700万人
宿泊観光客数	900万人
観光消費額	6,000億円
観光客（県外客）に対するアンケート調査での宮城県への再訪問意思率	99%

東北地方の玄関口としての宮城県

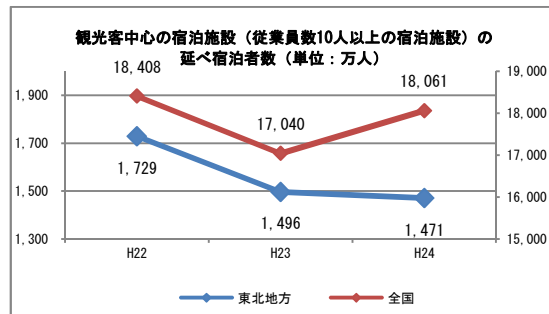
【現状・課題】

【東北地方の観光の回復の遅れ】

- ① 原発事故の風評の影響
- ② 観光客の回復の遅れ

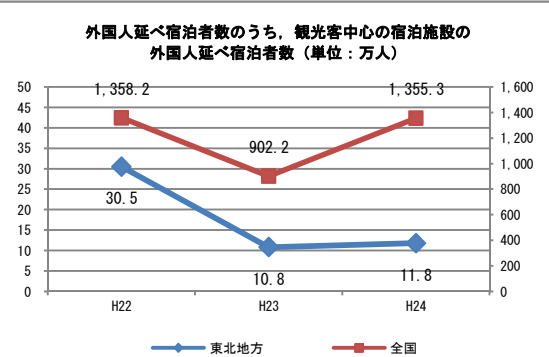
■ 東北地方の宿泊観光客数

H24 : 1,471 万人 (震災前の約 85%)



■ 東北地方の外国人宿泊観光客数

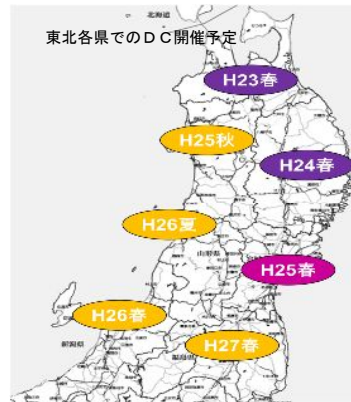
H24 : 11.8 万人 (震災前の約 4割)



【取組の方向性】

【東北が一体となった広域観光の充実】

- ① 東北各県や関係団体等と連携した情報発信・誘客活動
 - ・ 正確な観光情報の発信
 - ・ 東北各地で開催されるDCでの連携した誘客活動
 - ・ 東北各県と連携した観光パンフレットの相互配置, 観光・物産のPRイベント実施
 - ・ 仙台空港就航地での航空会社と連携したプロモーション活動



② 東北の広域観光促進のための基盤整備

- ・ 仙台空港の旅客数 600 万人の目標達成に向けた調査等
- ・ 仙台空港民営化推進事業

【4年後に目指す姿】

東北が一体となった広域観光の充実

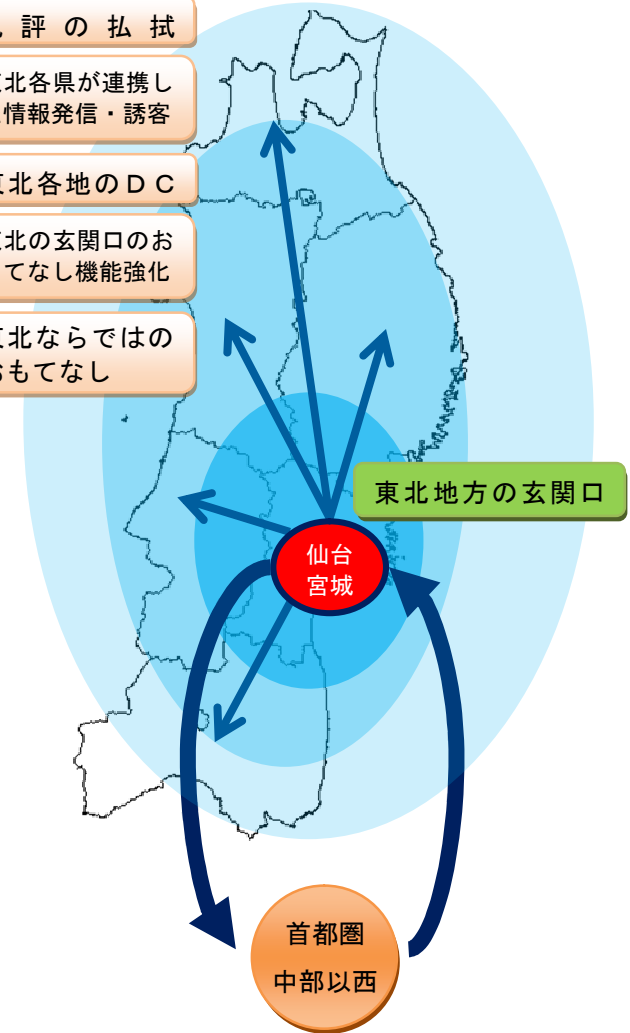
風評の払拭

東北各県が連携した情報発信・誘客

東北各地のDC

東北の玄関口のおもてなし機能強化

東北ならではのおもてなし



日本・世界の中での宮城県

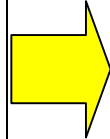
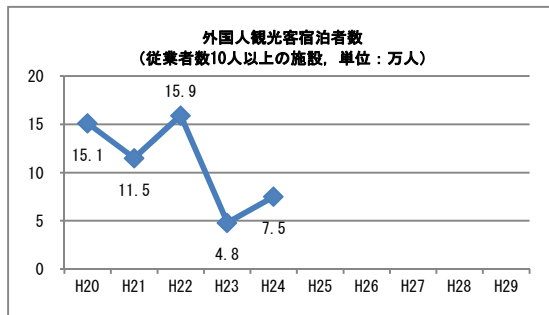
【現状・課題】

【外国人観光客の回復の遅れ】

①原発事故の風評の影響

■宮城県の外国人観光客宿泊者数

H24 : 7.5 万人 (震災前の約5割)



【取組の方向性】

【外国人観光客の回復】

①海外の風評払拭のための戦略的な情報発信と誘客活動

- ・ 正確な観光情報発信
- ・ 教育旅行, インセンティブツアーの誘致
- ・ 旅行博覧会等でのプロモーション
- ・ MICE (国際会議等) の誘致など

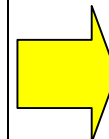


②外国人観光客の受入態勢整備

- ・ 多言語対応パンフレット, ホームページ等の作成
- ・ 人材育成
- ・ 無線LAN (Wi-Fi) 設置支援



外国人向け
フリーWi-Fi
サービス



【4年後に目指す姿】

外国人観光客の回復

風評の払拭

本県の多様な魅力の周知

プロモーション活動の強化

人材の育成

宮城ならではの
おもてなし



■東アジア重点市場

中国, 韓国, 台湾, 香港

■東南アジア諸国

タイ, シンガポール, マレーシア等

■親日国

平成 29 年の数値目標

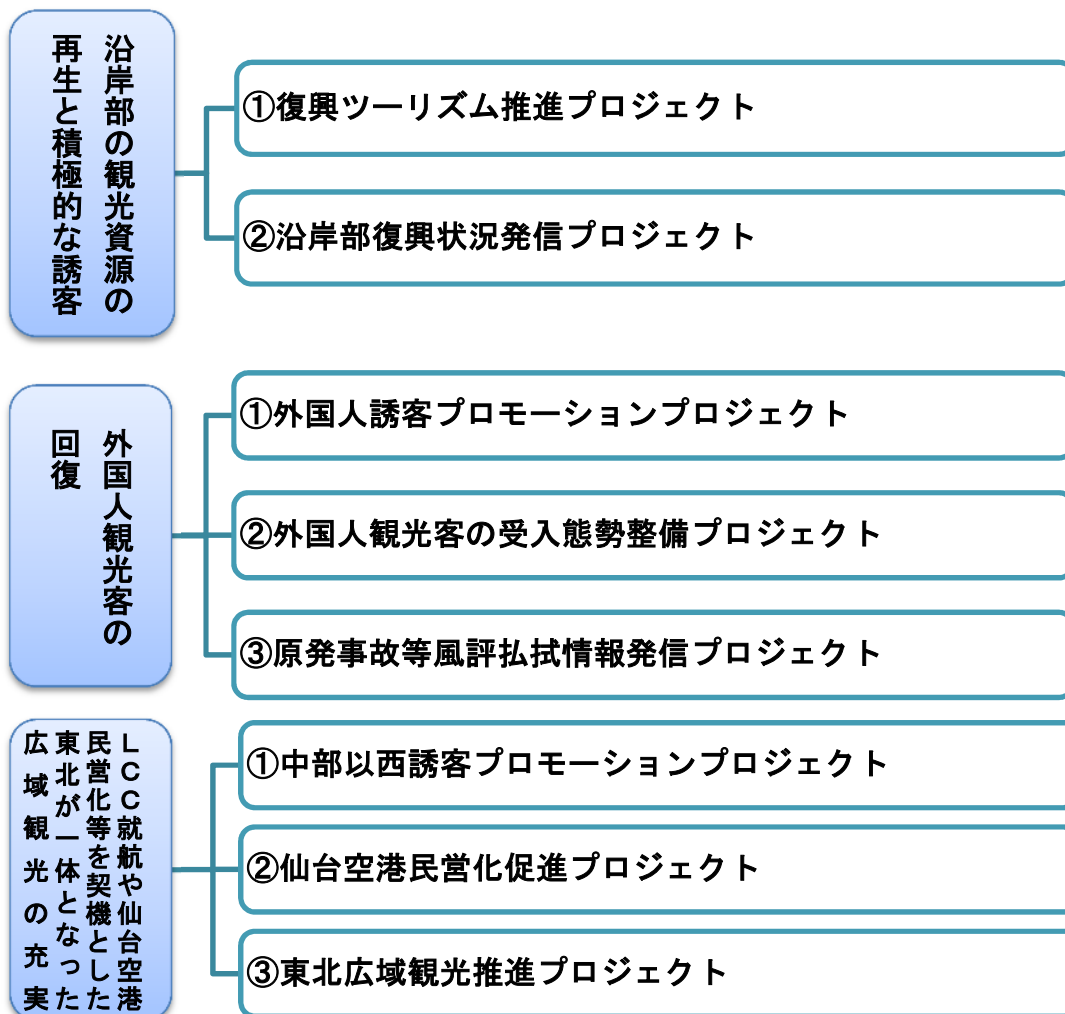
目標値
(平成 29 年)

外国人観光客宿泊者数

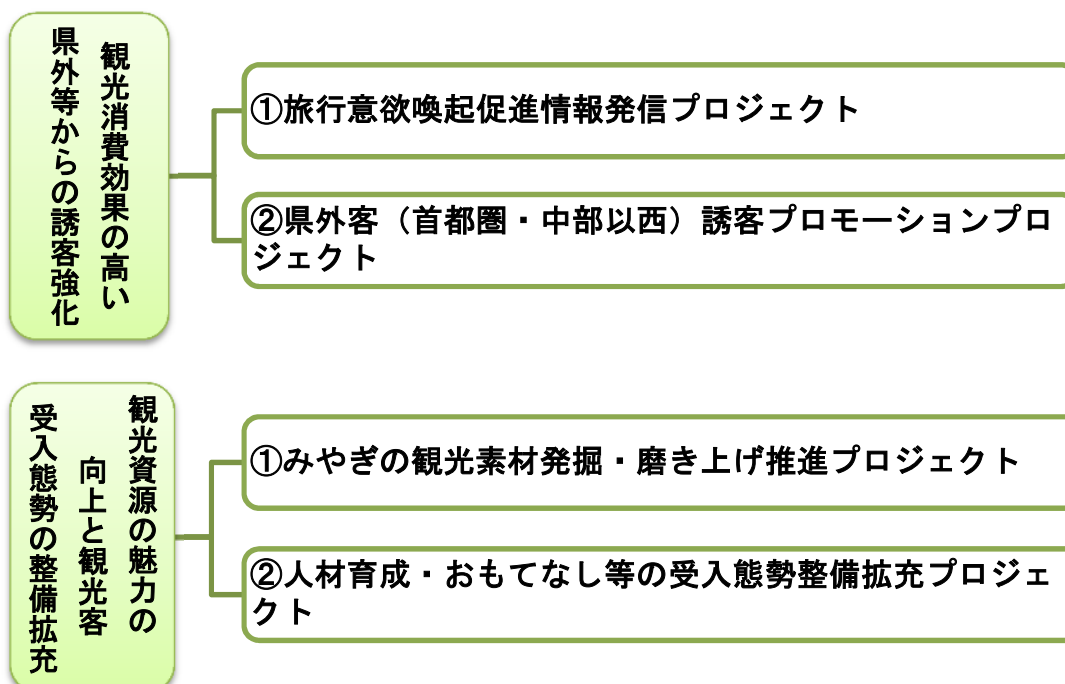
16 万人

第4章 第3期みやぎ観光戦略プランの具体的な取組

○緊急的・戦略的な取組の方向性



○継続的な取組の方向性



1 緊急的・戦略的な取組の方向性

(1) 沿岸部の観光資源の再生と積極的な誘客

- 被災地の復興状況を踏まえ、本県でしか体験できない防災・減災を目的とした旅行やボランティア等で支援をいただいた方々が復興を確認する旅行をはじめとする「復興ツーリズム」の推進、観光施設等の再建支援などの受入態勢の整備のほか、風評の払拭に向けて正確な観光情報や復興情報の発信を図ります。

① 復興ツーリズム推進プロジェクト（県等が実施する事業）【事業主体、実施期間】

○みやぎ観光復興支援センターによる団体研修旅行等の受入調整事業（みやぎのボランティアツーリズム推進事業）【宮城県（観光課），平成26～29年度】

「みやぎ観光復興支援センター」を設置し、旅行会社や学校、企業に対して被災地でのボランティアツアーや研修プログラムに関わる情報を提供するとともに、被災地の受入先とマッチングを行います。



○被災地ガイド（語り部）育成支援事業（受入体制づくり支援事業）【宮城県（観光課），宮城県観光連盟，平成26～29年度】

被災地で震災の体験を語り継いでいるガイドの方々を対象に実施する研修会の支援を行います。



○学びのガイド育成研修会【宮城県（東部地方振興事務所）】

石巻地域の交流人口の拡大を図るため、震災の悲しさを後世に伝えるガイドの質の向上を図ります（石巻地域で被災地ガイドを実施するガイドの交流、意見交換の実施）。

○防災・減災教育を目的とした教育旅行・研修プログラム拡充事業

○国内外からの教育旅行・インセンティブツアー誘致促進事業

（みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター設置事業）【宮城県（観光課），平成26～29年度】

国内外から宮城県への教育旅行及びインセンティブツアーの相談調整窓口となる「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」を設置して受入態勢を整備するとともに、招請ツアーや各種プロモーション、教育関係誌への掲載などの情報発信を行い、教育旅行やインセンティブツアーの誘致促進を図ります。また、地域と一体となって防災、減災教育につながるプログラムの構築を行います。



○メモリアルツアー受入促進事業（みやぎ観光復興誘客推進事業）【宮城県（観光課），平成26～29年度】

被災地と内陸部との連携を密にし、被災地訪問と本県観光とを組み合わせ「復興ツーリズム」を確立するため、旅行会社招請やモニターツアーを実施します。また、ボランティアや自衛隊、米軍など、復旧業務などで支援をいただいた方々に被災地が復興していく姿を確認してもらうため

のツアー(メモリアルツアー)の受入を促進します。

○観光施設再生・立地支援事業補助金(立地支援型)【宮城県(観光課), 平成26~29年度】

特に復旧の進まない沿岸部の小規模宿泊施設の復旧・創出を促進するために、複数の事業者が共同で宿泊施設を設置する際の経費の一部を支援します。

○観光施設再生・立地支援事業補助金(再生支援型)【宮城県(観光課), 平成26~29年度】

震災により被害を受けた観光事業者が行う施設・設備等の復旧に対して、経費の一部を支援します。



○みやぎエコ・ツーリズム推進事業【宮城県(観光課), 平成26~27年度】

公園施設への太陽光発電設備を設置するとともに、エコツアー旅行商品を造成開発した旅行者に対する支援や観光地でのシャトルバス事業に対する助成を行います。また、教育旅行のメニューとしてニーズの高い産業観光、自然観光を体験して学ぶエコツーリズムの観光資源の発掘を行うとともに、発掘した観光資源を整理し、メニュー構築に取り組みます。

○森・里・川・海がつながる宮城の自然再発見事業【宮城県(自然保護課), 平成26年度】

平成24年5月に環境省が公表したグリーン復興プロジェクトに示された「みちのく潮風トレイル」について、国との役割分担を踏まえて、県として着実に推進していくため、同プロジェクトを支えるソフト事業や人的体制の整備を図り、人が介在する宮城の自然環境の素晴らしさを再認識する取組を通して被災地の復興を図ります。

○高規格幹線道路、地域高規格道路の整備促進【宮城県(道路課)】

沿岸部の復興に大きく寄与する高規格幹線道路(三陸縦貫自動車道, 常磐自動車道), 地域高規格道路(みやぎ県北高速幹線道路)を整備し, 産業・観光振興, 地域間交流の活性化等を図ります。

○交通安全施設整備事業【宮城県(道路課)】

復興まちづくりによる新たな市街地形成に伴いアクセスする道路や主要施設の位置が変更されることから, 周辺道路利用者を円滑にかつ安全に目的地に交通誘導する必要があるため, 道路案内標識等の交通安全施設の設備を行います(道路案内標識等の設置計画の策定, 交通安全施設, 津波避難誘導施設の整備)。

○石巻地域観光推進アクションプランの推進【宮城県(東部地方振興事務所)】

石巻地域の観光復興の推進及び支援のため, 石巻観光推進会議の構成員となっている2市1町や関係団体と連携のもと, 観光復興事業を展開します。

② 沿岸部復興状況発信プロジェクト(県等が実施する事業)【事業主体, 実施期間】

○新聞・旅行雑誌等を活用した被災地情報提供事業(観光復興緊急対策事業)【宮城県(観光課), 平成26~29年度】

新聞や旅行雑誌等を活用した観光情報の提供や復旧した観光地などについてのパンフレット等の作成, 首都圏キャラバン等による安全・安心と宮城の観光の魅力のPRによって観光誘客につなげます。また, 震災研修を目的とした教育旅行の誘致を行います。

○復興ツーリズム情報発信事業（みやぎ復興ツーリズムガイド）【宮城県（観光課），平成 26～29 年度】

被災地を訪問したいというニーズに的確に応え、本県観光と組みあわせた「復興ツーリズム」の確立にむけて、被災沿岸部の復興状況や地元のニーズの紹介、被災地を含めたモデルコースの提案をホームページ等で行います。

○震災復興広報・啓発事業【宮城県（震災復興推進課），平成 26～29 年度】

復興に向けて前向きに取り組む宮城県の現状や魅力を伝えることにより、東日本大震災の風化防止、全国からいただいている心温まる支援に対する感謝、中長期的な支援意識や復興気運の維持向上のための広報・啓発を行います。

○首都圏復興フォーラム運営事業【宮城県（震災復興推進課），平成 26～29 年度】

東日本大震災の風化防止と震災復興に対する全国からの幅広い支援の継続を訴えるため、青森・岩手・福島の被災各県と連携し、被災地の復興状況や復興に向けた取組を首都圏の住民及びマスコミに広く情報提供するフォーラムを開催します。

○スタッフブログ“石巻地域 again”【宮城県（東部地方振興事務所）】

石巻地域の復旧・復興情報や見所などについて、取材を通じて情報収集し、ブログにより情報発信を行います。

○首都圏キャンペーン事業【宮城県（東部地方振興事務所）】

首都圏で観光PRを実施し、震災の風化防止を図り、宮城・三陸への誘客を図ります（復興情報や見所などのPR）。

※ 市町村等が実施する事業【事業主体，実施期間】

○観光ボランティアガイドの育成・活用【石巻市，～平成 28 年度】

観光ボランティアガイドの育成・活用を図るとともに、先進地の事例などを参考としながら、観光ボランティアの資質の向上に取り組みます。

○「防災ツアー」・「復興ツアー」等支援事業【石巻市，～平成 29 年度】

甚大な震災被害を受けた本市への「防災ツアー」，「復興ツアー」等への支援を行い交流人口の増加を図ります。

○物産市等イベント開催支援事業，東北 B-1 グランプリ招致事業【石巻市，～平成 29 年度】

物産市等のイベントや、復活祭イベントとして「東北 B-1 グランプリ」の招致開催など、復興状況や市民の意向を踏まえた新たなイベントの開催支援に取り組みます。

○観光ルート再構築事業【石巻市，～平成 29 年度】

震災による被害が特に大きかった地区を重点的に考慮しながら、観光ルートの再構築に努めます。

○観光交流推進事業【塩竈市，平成 26 年度】

復興支援自治体での観光キャラバンや防災協定締結自治体との交流事業での観光PRや特産品の紹介等の取り組みにより、観光客をはじめとする交流人口の増加を図ります。

○気仙沼市観光誘客宣伝イベント支援事業【気仙沼市，平成 26～29 年度】

活力ある地域づくりや魅力ある観光地づくりを推進するため、市民が主体となって実施する地域観光資源を活用したイベント事業又は誘客宣伝のためのイベント事業に対し、その一部について、補助金として交付します。

○気仙沼市観光総合サービス提供事業【気仙沼市，平成26～29年度】

市内外の観光情報をわかりやすく発信・提供するとともに、震災復興語り部ガイドなど各種案内事業の拠点として、気仙沼市産業センター「海の市」2階に整備した(仮称)「気仙沼市観光サービスセンター」で本市の自然や「食」、震災遺構、観光スポット、体験学習の情報をタイムリーに発信します。

○気仙沼市観光戦略の推進【気仙沼市，平成26～29年度】

気仙沼市観光戦略会議により平成25年3月に「観光に関する戦略的方策」が提言されています。気仙沼市では、この提言に基づき「気仙沼ならではのオンリーワンコンテンツによる誘客」と「水産業と観光産業の連携・融合による新たな付加価値創造」を2大戦略として、観光資源の磨き上げやおもてなしの意識づくりに取り組んでいきます。

○気仙沼市震災復興語り部ガイド事業【気仙沼観光コンベンション協会，平成26～29年度】

東日本大震災を経験した市民が「語り部」となり、震災の様子を語ります。語り部は行政経験者をはじめ、避難所管理者、仮設住宅住民、ホテル経営者など多彩な顔ぶれとなっています。

○名取市震災ミュージアム等設置事業【名取市，平成26年度】

空港所在市として名取市が、仙台空港ターミナルビル内に東日本大震災の被災状況、復旧・復興の状況を空港来訪者が見学できる臨時の震災ミュージアムを設置します。また、ミュージアムは、観光や地場製品のPRを行う観光物産プラザとしても活用します。

○東松島市観光ビジョン策定事業【東松島市，平成26年度】

震災により失われた観光資源や新たに生まれた観光資源を検証し、奥松島の自然景観やブルーインパルスなど他市町村にはないオンリーワンの観光資源を最大限活用するとともに、市内全域を観光フィールドと捉えた周遊型観光振興を図るための指針を策定します。

○観光情報センター整備事業【東松島市，平成26～29年度】

震災により喪失したJR仙石線野蒜駅前の観光情報センターについて、高台への市街化造成工事にあわせ整備します。

また、災害に強いまちづくりや観光による地域経済の振興を図るため、三陸縦貫自動車道の矢本パーキングエリアに災害発生時の一時避難場所等の防災機能を備えた観光・物産PRの拠点施設整備を計画します。

○地域資源活用総合交流施設整備事業【亶理町，平成26～29年度】

震災により滅失した「水産センター(仮称)」「直売所・調理室・漁協事務所・会議室・救難所・津波観測所」を整備し、亶理町荒浜地区の復興(農業・水産業・観光)の柱とします。

○温泉を活用した観光の復興【亶理町，平成26～29年度】

震災により甚大な被害を受けた町営施設「わたり温泉鳥の海」が再開するにあたり、温泉入浴と水産センター(仮称)直売所での買い物を絡めた相乗効果により、亶理町への集客を図ります。

○地域活性化イベント事業【亶理町，平成26～29年度】

被災沿岸部にかつての賑わいを取り戻すことを目的に、震災前にはなかったような新規の復興イベントの企画や、震災の影響で開催見送りとなっていた既存イベントの早期再開を図ります。

○震災語り部ガイド事業【亶理町観光協会，平成26～27年度】

津波で甚大な被害を受けた荒浜地区を中心に、震災語り部から当時の状況を話してもらうことで防災意識を高めてもらい、併せて町の復興状況を広く周知します。

○観光物産振興強化事業【山元町，平成26年度】

町内の観光・物産資源を活用し、資源についての情報発信やモニターツアーなどの実施を通

して、総合的な観光及び物産振興事業に取り組みます。

○観光ボランティアガイドの育成・活用【利府町・利府町観光協会】

観光ボランティアガイドの育成・活用を図るとともに、先進地研修を実施し、観光ボランティアの資質の向上に取り組みます。

○復興観光語り部ガイド事業【女川町観光協会，平成26～29年度】

女川町観光協会を中心に町内ボランティアガイドを育成し、主にバスに同乗しながら被災、復興状況について、復興観光語り部ガイド事業を行います。また、個人客に対応するガイド手法についても検討を行います。

○女川町観光振興計画等策定【女川町，平成26年度】

町全体を観光フィールドと捉えた戦略的な観光振興を図るための計画及びアクションプランを作成します。平成25年度は基礎調査、素案作成とし、平成26年度に庁内調整、策定委員会の議論により計画及びアクションプランを策定します。

○震災アーカイブ整備事業【(一社)南三陸町観光協会，平成26年度】

防災、減災、命の学びの視点から、震災の記録に留まらず、今この町に生きる“人々”をテーマとし、南三陸ポータルセンター内に設置します。

○語り部ガイド育成事業【(一社)南三陸町観光協会，～平成29年度】

震災アーカイブと連動し、震災からの学び、日頃の備え、命の大切さを伝える人材を継続して育成します。

○学びのプログラム，防災キャンプ整備事業【(一社)南三陸町観光協会，～平成29年度】

町全体をフィールドとし、震災・自然・食・産業など地域ならではの資源を活用したプログラムの開発、整備を行います。

○復興シンボルイベント開催支援事業【南三陸町，～平成27年度】

産業再生を軸とした物産イベントを通し、地域の賑わい創出と人材の活用、地域情報の発信を行うことで、交流人口の拡大を図ります。

○地域案内窓口整備事業【南三陸町，～平成29年度】

交流拠点施設である志津川地区、歌津地区両地区の仮設復興商店街において、被災地の現状を踏まえた最新の情報提供を行い、来訪者への適切な対応を図ります。

○地域資源活用プログラム再生事業【南三陸町，～平成27年度】

海、山、里、人を活用したプログラムを再生させ、地域全体での交流事業の促進、受け入れ態勢の整備を行います。

○語り部タクシー【一般社団法人宮城県タクシー協会】※一般社団法人への移行はH26.4.1付け

NPO 法人宮城復興支援センターの講習を受けたドライバーが、東日本大震災の爪痕が残る場所へご案内し、当時の被害や状況を説明いたします。震災を風化させず、後世に語り継ぎ、同じような被害を出さないために、「語り部ドライバー」が強い責任感を持って被災地をご案内します。

(2) 外国人観光客の回復

- 従来の東アジアの重点市場（中国、韓国、台湾、香港）に加えて、観光客の増加が期待できる東南アジア諸国（タイ、シンガポール、マレーシア等）、親日国をターゲットとして他県等と連携した戦略的な誘客活動や復興支援を縁に始まった海外との交流の継続のほか、受入態勢の整備に加え海外の原発事故等の風評払拭のための正確な観光・復興状況の継続的な情報提供を図ります。

① 外国人誘客プロモーションプロジェクト（県等が実施する事業）【事業主体、実施期間】

○海外での旅行博覧会出展や現地旅行会社訪問等によるプロモーション事業（外国人観光客誘致促進事業）【宮城県（観光課）、平成26～29年度】

海外からの観光客誘致のため、旅行博覧会への出展や現地旅行会社訪問をはじめ、マスコミ等の招請による観光情報の発信などの多様なプロモーション活動を行います。



○インセンティブツアー誘致促進事業【宮城県（観光課）、平成26～29年度】

アジア地域を中心として海外へのインセンティブツアーが増加していることから、このインセンティブツアーを招致するため、東北経済連合会や東北観光推進機構と連携し、台湾、タイでのプロモーション活動のほか、関係者の招請を行います。

○東北各県や東北観光推進機構等と連携したインバウンド取組強化事業（東北観光推進機構等と連携したインバウンドの取組強化）【宮城県（観光課）、平成26～29年度】

大都市圏や海外から東北への誘客を図るため、東北各県や東北観光推進機構等と連携した取組を行います。



○韓国・中国観光客誘致促進支援事業【宮城県（観光課）、平成26～29年度】

韓国及び中国からの観光客誘致のため、旅行会社及びマスコミに対し（公社）宮城県国際経済振興協会の現地事務所を通じて、効果的な支援を実施します。

○MICE（国際会議等）の誘致推進事業（コンベンション都市推進事業）【宮城県（観光課）、平成26～29年度】

多くの外国人を一時に招致できるMICE（国際会議等）の誘致を積極的に実施し、高い経済波及効果を生み出すため、専門のスタッフを抱え誘致事業に精通した団体への補助を行います。

○仙台空港利用促進事業【宮城県（空港臨空地域課）】

仙台空港の乗降客増を通じた県民の観光や経済活動利便性の向上を図るため、エアラインに対するセールスや要望活動のほか、航空旅行需要喚起のためのイベントやPR活動を行います。

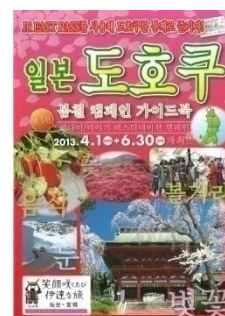


す。

② 外国人観光客の受入態勢整備プロジェクト（県等が実施する事業）【事業主体，実施期間】

○多言語対応パンフ，ホームページ等整備促進事業（国際観光モデル地区観光施設整備事業）【宮城県（観光課），平成26～29年度】

市町村等と連携し，多言語対応パンフレット，ホームページ等の作成及び案内看板等を整備します。



外国語パンフレット

○観光集客施設無線LAN（フリーWi-Fi）設置支援事業補助金【宮城県（観光課），平成26～27年度】

観光客が利用する県内の宿泊施設や観光集客施設において，無線LAN（フリーWi-Fi）を設置する事業者に対して経費の補助を行います。



○仙台空港民営化推進事業【宮城県（空港臨空地域課），平成26～27年度】

震災からの本格的な復興に向け経営一体化に向けた取組を進めている仙台空港の手續を円滑に進め，民活空港運営法に基づく早期の空港民営化を目指します（国が実施する空港運営権者の公募・選考手續に対応し，空港関連三セクとともに，国との調整や法務・財務的な対応を行います）。

○東京オリンピック観光客受入態勢整備の検討【宮城県（観光課），平成26～29年度】

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据えて，大会期間中に大幅な増加が予想される外国人観光客の受入態勢の整備に向けて取り組みます。

③ 原発事故等風評払拭情報発信プロジェクト（県等が実施する事業）【事業主体，実施期間】

○海外からの旅行会社・マスコミ等招請による安心・安全情報発信事業（外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業）【宮城県（観光課），平成26～29年度】

市場規模が大きく，本県重点市場である中国からの誘客について，知名度の高い東京都と連携した，旅行会社やマスコミ等の招請事業や現地での商談会を開催します。



○国連防災世界会議における情報発信・誘客事業【宮城県（観光課），平成26年度】

平成27年に仙台市で開催される「国連防災世界会議」を契機とする宮城県への観光に係る取組を行います（観光PRブースの設置等による観光案内，会議関係者に対するエクスカージョンなど）。

○風評払拭に向けた海外要人の受入態勢整備事業【宮城県（観光課），平成26～29年度】

影響力のある海外要人のための復興ツーリズムの観光メニューを整備して海外要人を誘致し，根強い海外の風評の払拭を図ります。

※ **市町村等が実施する事業【事業主体，実施期間】**

○ **海外プロモーション事業【仙台市，平成 26～29 年度】**

仙台・東北の魅力の積極的な発信と風評被害の払拭を図り，外国人観光客の誘客を促進します(海外における旅行博覧会への出展やセミナーの開催，海外メディアの招請等，海外で行われる旅行博覧会や商談会への民間企業の参加促進(助成金))。

○ **コンベンション誘致事業【仙台市，平成 26～29 年度】**

地域経済の活性化を図るとともに，国内外に仙台・東北の復興の姿を発信し，風評被害を払拭するため，国際会議等のコンベンションの誘致を進めます(国際会議等各種コンベンションの誘致・助成制度等によるコンベンションの誘致促進・国連防災世界会議開催準備)。

○ **新展示施設整備【仙台市，平成 26 年度】**

国内トップクラスのコンベンション都市を実現するため，コンベンション機能の強化を図ります。

○ **外国人観光客受け入れ態勢強化【石巻市，～平成 28 年度】**

外国人観光客の受け入れに当たり，改善すべき点やコース設定などを調査するモニターツアーを実施するとともに，外国語通訳ボランティアの育成，外国語表記の観光パンフレットの作成に取り組みます。

○ **外国人観光客誘客事業【塩竈市，蔵王町，松島町，利府町】**

宮城県国際観光テーマ地区推進協議会のPR事業に参加し，台湾，中国等への観光PRを行います。

○ **外国語による観光リーフレットの作製【気仙沼市，平成 26～29 年度】**

英語，中国語(繁体・簡体)，ハングルの4言語による気仙沼市観光パンフレットを作成し，仙台空港や市内外の観光案内所で配布しています。

○ **国際観光振興による海外からの観光客拡大【白石市，平成 26～29 年度】**

国際観光の推進により，新たな交流人口の拡大を図ります(外国人観光客をターゲットとした甲冑試着体験や白石城での戦国武者との記念撮影などの実施，鎌先・小原温泉と連携した外国人観光客誘客事業の実施)。

○ **“matsushima” プロモーション事業【松島町】**

世界で最も美しい湾クラブへ，日本で初めて加盟した松島湾の類い希なる美しさを世界に発信していきます。

○ **外国人観光客に向けた情報発信事業【松島町】**

国際交流員(CIR)を活用し，外国人の目線で松島町の魅力発信や，正確できめ細やかな観光情報(安全・安心)の提供を行います。

○ **外国人観光客受け入れ態勢整備事業【(一社)南三陸町観光協会，～平成 29 年度】**

観光関連パンフレットおよびホームページなどにおいて，多言語対応に整備し，被災地の現状の発信および誘致につなげます。

(3) LCC就航や仙台空港民営化等を契機とした東北が一体となった広域観光の充実

- 今後拡大が期待できる国内外からのLCC就航や仙台空港民営化、北陸新幹線や北海道新幹線の開業等を契機として、中部以西からの誘客を推進するとともに、東北各県及び東北観光推進機構等の関係諸団体と連携し東北が一体となった観光資源の魅力の発信などにより、中部以西での知名度の向上と「東北へ行きたい」という旅行意欲の喚起を図ります。

① 中部以西誘客プロモーションプロジェクト（県等が実施する事業）【事業主体，実施期間】

- 仙台空港就航地（中部，大阪（伊丹，関西），福岡空港）における誘客プロモーション事業（仙台空港活用誘客特別対策事業）【宮城県（観光課），平成26～29年度】

仙台空港就航地(中部，大阪(伊丹，関西)，福岡空港)において、航空会社と連携したプロモーションを行うとともに、雑誌等や新聞広告等を活用した情報発信を行います。



航空会社と連携した観光PR

- 航空旅行需要喚起のためのイベント開催・PR活動事業（仙台空港利用促進事業）【宮城県（空港臨空地域課）】【再掲】

仙台空港の乗降客増を通じた県民の観光や経済活動利便性の向上を図るため、エアラインに対するセールスや要望活動のほか、航空旅行需要喚起のためのイベントやPR活動を行います。

- 慶長遣欧使節出帆400年記念事業を生かした誘客促進事業（仙台・宮城観光キャンペーン推進事業）【宮城県（観光課），平成26～29年度】

宮城・東北の魅力とともに全国的に人気の高い伊達政宗公の偉業である慶長遣欧使節出帆400年事業などを主要な観光資源としてPR・誘客を行います。



慶長使節船「サン・ファン・パウティスタ」イベント



サン・ファン・パウティスタ号

- クルーズ旅行等誘致対策事業【宮城県（観光課），平成26～29年度】

シニア世代を中心に人気が高まっているクルーズ旅行を企画する大手旅行会社の関係者を本県に招致して本県への寄港を働きかけるとともに、寄港船に対する出迎えイベント等を通じた観光PR活動を行います。



クルーズ船お出迎えイベント

② 仙台空港民営化促進プロジェクト（県等が実施する事業）【事業主体，実施期間】

○仙台空港民営化推進事業【宮城県（空港臨空地域課），平成 26～27 年度】【再掲】

震災からの本格的な復興に向け経営一体化に向けた取組を進めている仙台空港の手續を円滑に進め、民活空港運営法に基づく早期の空港民営化を目指します(国が実施する空港運営権者の公募・選考手續に対応し、空港関連三セクとともに、国との調整や法務・財務的な対応を行います)。

○仙台空港 600 万人・5 万トン実現推進事業【宮城県(富県宮城推進室)，平成 26～29 年度】

「日本初の民間運営空港」を核とした宮城・東北の復興加速化を図るため、仙台空港民営化に向けた機運醸成、情報発信を行う官民連携会議の開催のほか、旅客数 600 万人／年・貨物量 5 万トン／年の目標を掲げる「空港等将来像」実現に向けた調査実証事業を実施します。

③ 東北広域観光推進プロジェクト（県等が実施する事業）【事業主体，実施期間】

○みやぎ路誘客大作戦～秋色満載みやぎ・やまがたの観光～【宮城県（観光課），平成 26～29 年度】

東北自動車道国見サービスエリア等において、臨時観光案内所を設置し、観光情報の発信を行います。

○県際交流事業【宮城県（大河原地方振興事務所）】

山形県置賜総合支庁及び福島県相双地方振興局・県北地方振興局と観光パンフレットの相互配置や観光情報の交換を行います。

○仙山交流連携促進事業【宮城県（仙台地方振興事務所）】

両地域の交流を促進するため検討・協議を行うとともに、仙山交流味祭における両地域の産業、物産のPRを支援します。

○最上・雄勝・大崎連携交流事業【宮城県（北部地方振興事務所），平成 26～29 年度】

三圏域に関する観光情報の発信(ブログ運営による情報発信，旅行エージェント訪問による情報提供等)及び三圏域合同の観光PRイベントを実施します。

○岩手・宮城県際広域観光推進事業【宮城県（北部地方振興事務所栗原地域事務所，東部地方振興事務所登米地域事務所，気仙沼地方振興事務所）】

岩手県と宮城県の県際地域における広域観光の推進を図ります(公式サイトにおけるイベントカレンダーの掲載，観光案内所におけるパンフレット等の作成，相互配架)。

○栗駒山麓の魅力情報発信事業【宮城県（北部地方振興事務所栗原地域事務所）】

栗駒山を共通の観光資源とする岩手県，秋田県と三県連携して広域観光PR等の取り組みを進めます。

○東北観光推進機構等と連携した広域観光の取組強化【宮城県（観光課），平成 26～29 年度】 【再掲】

大都市圏や海外から東北への誘客を図るため，東北観光推進機構等と連携した取組を行います。

○震災後に登録された世界遺産等(平泉，慶長遣欧使節関係資料)を活用した誘客促進事業(みやぎ復興ツーリズム推進事業)【宮城県（観光課），平成 26～29 年度】

地域の祭りやイベント等の観光素材や震災後に世界遺産等に登録された平泉や慶長遣欧使節関係資料などを活用した旅行商品の造成を支援します。



※ **市町村等が実施する事業【事業主体、実施期間】**

○**広域観光連携**

＜伊達な広域観光圏＞

【宮城県】仙台市，塩竈市，気仙沼市，大崎市，松島町，南三陸町

【岩手県】一関市，平泉町，奥州市

【山形県】最上町 (6市4町)

＜三市連携＞仙台市，山形市，福島市

地域や県境を越えた連携強化，域内の魅力向上と観光需要の増大を図ります(教育旅行の誘致，直接的誘客(送客)，物産振興)。

○**東北六魂祭【仙台市，盛岡市，福島市，山形市，秋田市，青森市】**

東北の復興及び東北の各夏祭りをアピールするため，東北の県庁所在六市が連携し，六魂祭を開催します。

○**石巻港大型客船誘致による石巻近辺沿岸部のPR事業【石巻市，女川町，東松島市，松島町，平成26年度～】**

石巻港大型客船誘致協議会(石巻市，女川町，東松島市，松島町)の大型客船の誘致促進と，寄港時のおもてなしと観光PRを行います。

○**みやぎ三陸黄金海道キャンペーン推進協議会【気仙沼市，石巻市，南三陸町，女川町，平成26～29年度】**

石巻市，南三陸町，女川町とともに「みやぎ三陸黄金海道観光推進協議会」を組織し，首都圏及び東北の主要都市に対して圏域の自然や食，見どころなどを紹介します。

○**2市2町広域連携事業【最上町・大崎市・登米市・南三陸町，平成26～27年度】**

地域や県境を越えた連携強化，域内の魅力向上と観光需要の増大を図ります。

(地域全体のイメージづくり，互いの強みを発揮するための仕掛けづくり，高速交通体系の整備，進捗を活かした地域の魅力づくり)

○**友好都市と連携した観光交流連携事業【松島町，平成26年度～】**

友好都市となっている県外の市町とタイアップして，相互交流事業や合同PR事業などを実施することで，相互に効果的な観光交流促進事業を行います。

2 継続的な取組の方向性

(1) 観光消費効果の高い県外等からの誘客強化

- インターネットや新聞、旅行雑誌をはじめとした多様な媒体や訴求力のあるツールを戦略的に活用し、誘客対象を明確にした上で本県の多様な観光の魅力を発信することで訪問意識を呼び起こすとともに、ポストDC等の様々なプロモーション活動に官民一体で取り組み、首都圏や中部以西等からの誘客促進を図ります。

① 旅行意欲喚起促進情報発信プロジェクト（県等が実施する事業）【事業主体、実施期間】

- ICT等を活用した観光情報提供事業（ICT観光情報提供事業）【宮城県（観光課），平成26～29年度】

本県の「みどころ」「イベント」「風景」など様々な観光情報をICT環境で提供します。また、ツイッターやフェイスブックなどのSNS環境での提供についても拡充して行います。

- 新聞、旅行雑誌等を活用した知名度向上事業（観光復興緊急対策事業）【宮城県（観光課），平成26～29年度】【再掲】

新聞や旅行雑誌等を活用した観光情報の提供や復旧した観光地などについてのパンフレット等の作成、首都圏キャラバン等による安全・安心と宮城の観光の魅力のPRによって観光誘客に繋がります。また、震災研修を目的とした教育旅行の誘致を行います。



- 県外向け広報事業【宮城県（広報課），平成26～29年度】

テレビ番組を製作・放送し、全国に向けて、宮城の観光資源や食材・物産、復興の状況等をPRします。

- 「宮城県東京事務所メールマガジン」発行事業【宮城県（東京事務所），平成26～29年度】

宮城をより一層知っていただき、身近に感じていただけるよう、首都圏で行われる観光及び物産イベントや復興情報を発信します（「宮城県東京事務所メールマガジン」の発行）。

- 地域イメージ確立推進事業【宮城県（食産業振興課），平成26～29年度】

「食材王国みやぎ」をテーマに、知事のトップセールスやウェブサイトを活用し、復旧・復興に関する情報とともに、宮城の「食」を全国に強力で発信します。

- フィルムコミッション推進事業【宮城県（観光課），平成26～29年度】

テレビ、映画等の映像媒体によりシティーセールスを行い宮城県の知名度向上を図るため、フィルムコミッション団体への補助を行い、テレビ番組、映画、コマーシャル等のロケーション撮影及び誘致の取組を支援します。

- 風評被害等観光客実態調査事業【宮城県（観光課），平成26年度】

原発事故の風評被害に苦しむ、県内観光事業者の支援や観光施策の展開を検討する上で必要な現状把握を行います。

② 県外客（首都圏・中部以西）誘客プロモーションプロジェクト

（県等が実施する事業）【事業主体、実施期間】

- ポストDC等の短期集中型の官民が一体となった仙台・宮城観光キャンペーン推進事業（仙台・宮城観光キャンペーン推進事業）【宮城県（観光課），平成26～29年度】【再掲】

宮城・東北の魅力とともに全国的に人気の高い伊達政宗公の偉業である慶長遣欧使節出帆400年事業などを主要な観光資源としてPR・誘客を行います。

○首都圏キャラバン等による誘客促進事業（観光復興緊急対策事業）【宮城県（観光課），平成26～29年度】【再掲】

新聞や旅行雑誌等を活用した観光情報の提供や復旧した観光地などについてのパンフレット等の作成，首都圏キャラバン等による安全・安心と宮城の観光の魅力のPRによって観光誘客に繋がります。また，震災研修を目的とした教育旅行の誘致を行います。

○ライトアップやナイトツアーなどによる宿泊客増大企画支援事業【宮城県（観光課），宮城県観光連盟，平成26～29年度）

宿泊を伴う観光客の増加を図るため，名所や旧跡などのライトアップや夕方から夜にかけての街あるきなどの企画実施を支援します。



○プロスポーツ球団やJR等と連携したイメージアップ推進事業（みやぎ観光復興イメージアップ事業）【宮城県（観光課），平成26～29年度】

震災の風評や自粛ムードの蔓延により観光客が激減しているため，プロスポーツ球団やJR等と連携したPRを実施して本県のイメージアップを図り，本県への旅行意欲を喚起します。



プロスポーツとの連携



○大規模大会誘致支援事業【宮城県（スポーツ健康課），平成26～29年度】

国際大会や全国規模のスポーツ大会を誘致するために，広報活動等を支援します。

FIFA U-20 女子ワールドカップ2012



○みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター設置事業【宮城県（観光課），平成26～29年度】【再掲】

国内外から宮城県への教育旅行及びインセンティブツアーの相談調整窓口となる「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」を設置して受入態勢を整備するとともに，招請ツアーや各種プロモーション，教育関係誌への掲載などの情報発信を行い，教育旅行やインセンティブツアーの誘致促進を図ります。また，地域と一体となって防災，減災教育につながるプログラムの構築を行います。

○みやぎ観光復興誘客推進事業【宮城県（観光課），平成26～29年度】【再掲】

被災地と内陸部との連携を密にし，被災地訪問と本県観光とを組み合わせた「復興ツーリズム」を確立するため，旅行会社招請やモニターツアーを実施します。

○みやぎエコ・ツーリズム推進事業【宮城県（観光課），平成26～27年度】【再掲】

公園施設への太陽光発電設備を設置するとともに，エコツアー旅行商品を造成開発した旅行

業者に対する支援や観光地でのシャトルバス事業に対する助成を行います。また、教育旅行のメニューとしてニーズの高い産業観光、自然観光を体験して学ぶエコツーリズムの観光資源の発掘を行うとともに、発掘した観光資源を整理し、メニュー構築に取り組みます。

○教育旅行誘致促進事業【宮城県（観光課）、平成26～29年度】

北海道からの教育旅行の誘致及び東北観光推進機構と連携した首都圏等からの教育旅行の誘致を行います。また、教育旅行の誘致拡大を目指し、中部以西の学校関係者や旅行会社の関係者を招請します。

**○東北観光推進機構等と連携した広域観光の取組強化【宮城県（観光課）、平成26～29年度】
【再掲】**

大都市圏や海外から東北への誘客を図るため、東北観光推進機構等と連携した取組を行います。

○慶長遣欧使節出帆400年記念事業【宮城県（消費生活・文化課）、平成26～27年度】

400年前に慶長遣欧使節が関係国に到着した時期に合わせて、文化交流イベントを開催します。

○県外向け広報事業【宮城県（広報課）、平成26～29年度】【再掲】

テレビ番組を製作・放送し、全国に向けて、宮城の観光資源や食材・物産、復興の状況等をPRします。

○首都圏県産品販売等拠点運営事業【宮城県（食産業振興課）、平成26～29年度】

首都圏アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」の管理・運営を通じて、県産品の紹介・販路拡張及び観光情報コーナーにおける本県観光の魅力の発信を行います。



首都圏アンテナショップ
「宮城ふるさとプラザ」

○物産展等開催事業【宮城県（食産業振興課）、平成26～29年度】

全国主要都市の百貨店において物産展を開催し、県産品の展示販売と観光情報を提供します。

○仙台空港利用促進事業【宮城県（空港臨空地域課）】【再掲】

仙台空港の乗降客増を通じた県民の観光や経済活動利便性の向上を図るため、エアラインに対するセールスや要望活動のほか、航空旅行需要喚起のためのイベント開催やPR活動を行います。

○（首都圏の）イベント等での観光・復興PR事業【宮城県（東京事務所）】

首都圏でのイベントにおいて、観光パンフレット等の配布や復興をPRするパネルの展示を行い、来場者への情報提供を行います。



観光・復興のPR



○みやぎ路誘客大作戦～秋色満載みやぎ・やまがたの観光～【宮城県（観光課），平成 26～29 年度】【再掲】

東北自動車道国見サービスエリア等において，臨時観光案内所を設置し，観光情報の発信を行います。

○県際交流事業【宮城県（大河原地方振興事務所）】【再掲】

山形県置賜総合支庁及び福島県相双地方振興局・県北地方振興局と観光パンフレットの相互配置や観光情報の交換を行います。

○仙山交流連携促進事業【宮城県（仙台地方振興事務所）】【再掲】

両地域の交流を促進するため検討・協議を行うとともに，仙山交流味祭における両地域の産業・物産のPRを支援します。

○最上・雄勝・大崎連携交流事業【宮城県（北部地方振興事務所），平成 26～29 年度】【再掲】

三圏域に関する観光情報の発信（ブログ運営による情報発信，旅行エージェント訪問による情報提供等）及び三圏域合同の観光PRイベントを実施します。

○登米地域の「食」による観光復興支援事業【宮城県（東部地方振興事務所登米地域事務所），平成 26 年度】

震災からの復興と「安全」「安心」を県内外に発信し，登米の食材や「食」に関わる観光・産業・文化を活かした新たな魅力を創出，向上させ，交流人口の拡大及び観光による地域経済の活性化を図ります（誘客のためのPR活動やイベントの実施）。

○岩手・宮城県際広域観光推進事業【宮城県（北部地方振興事務所栗原地域事務所，東部地方振興事務所登米地域事務所，気仙沼地方振興事務所）】【再掲】

岩手県と宮城県の県際地域における広域観光の推進を図ります（公式サイトにおけるイベントカレンダーの掲載，観光案内所におけるパンフレット等の作成，相互配架）。

○栗駒山麓の魅力情報発信事業【宮城県（北部地方振興事務所栗原地域事務所）】【再掲】

栗駒山を共通の観光資源とする岩手県，秋田県と三県連携して広域観光PR等の取り組みを進めます。

※ 市町村等が実施する事業【事業主体，実施期間】

○観光シティループバス事業【仙台市】

観光客の利便性向上及び効率的な観光ルートの提供のため，「るーぷる仙台」を運行します。

○シティプロモーション【仙台市】

せんだい・宮城フィルムコミッションへの運営補助や仙台の夕べの開催などにより誘客・交流人口拡大を図ります。

○積極的な観光情報の発信【石巻市，～平成 28 年度】

観光関係団体とのネットワークを強化し，情報を共有することで，効率的・効果的な観光情報の発信に取り組みます。また，ホームページを活用し，リアルタイムできめ細かな観光情報の発信に取り組みます。

○観光パンフレットの作成【石巻市，～平成 28 年度】

「食」をPR戦略の柱として，観光客のニーズに即したパンフレットの作成に取り組みます。

○石巻フィルムコミッション事業【石巻市，～平成 28 年度】

本市の映画誘致に関する情報を発信し，良質な映画作成に対し，人的協力等の支援を行うとともに，映画による地域知名度の向上と交流人口の増加を目指します。

○滞在型観光推進事業【石巻市，～平成 29 年度】

グリーンツーリズム等を活用した滞在型観光の取り組みを強化します。

○観光交流推進事業【塩竈市，平成 26 年度】【再掲】

復興支援自治体での観光キャラバンや防災協定締結自治体との交流事業での観光PRや特産品の紹介等の取り組みにより，観光客をはじめとする交流人口の増加を図ります。

○観光パンフレット作成事業【気仙沼市，平成 26～29 年度】

被災地を訪れる観光客等の増加や平成 26 年度からのポストDCの開催に向け，本市の魅力を掲載したガイドマップを作成します。また，日本最大級のツツジと軽登山が楽しめる徳仙丈山を紹介するパンフレットの増刷も行います。

○気仙沼市観光キャラクタープロモーション事業【気仙沼市，平成 26～29 年度】

市観光キャラクター「海の子 ホヤぼーや」を活用した気仙沼のPRの強化を図り，誘客，物販等による地域活性化を図るため，全国に向けた観光プロモーション活動を展開します。

○首都圏観光キャンペーン事業【気仙沼市，平成 26～29 年度】

東日本大震災により甚大な被害を受けた本市の観光産業の復活と観光客の誘致促進を図るため，日本旅行業協会(JATA)の御協力のもと，旅行業関係者への誘致宣伝活動(プレゼン)並びに現地視察を実施します。

○仙台圏観光キャンペーン事業【気仙沼市，平成 26～29 年度】

仙台圏の集客施設等において，本市の郷土芸能などの出演による観光キャンペーンを展開し，震災からの復興を目指す本市の物産と観光のPRを行います。

○市内観光巡回バスの運行【気仙沼市，平成 26～29 年度】

JR等を利用して訪れる観光客の利便性向上のため，関係団体等が連携して受け入れ態勢の強化を図ります。その一環として市内観光巡回バスを運行し，観光客の利便を図るとともに，観光施設等への誘客を図ります。

○観光情報発信事業【白石市，平成 26～29 年度】

白石市観光大使に委嘱した山崎バニラ氏と戦國武将隊奥州片倉組による観光等のPRや，広報ラジオ等を活用し観光・産業・地域等の情報発信を行い，本市の観光振興とイメージアップを通じて，交流人口の拡大を図ります。

○城下町賑わい創出事業【白石市，平成 26～29 年度】

白石城，武家屋敷，沢端川，壽丸屋敷などの歴史情緒が感じとれる「城下町回遊ルート」を核として，駅からハイキングや大人の休日倶楽部などのJR企画商品とタイアップし，城下町白石への誘客を図ると共に中心市街地の賑わいを創出します。

○白石城主片倉小十郎公を活かした地域振興【白石市，平成 26～29 年度】

アニメやゲームのキャラクターとして人気の高い白石城主片倉小十郎公を活かした地域振興や情報発信を通じて，交流人口の拡大を図ります。

○名取市観光パンフレット作成事業【名取市，平成 26 年度】

市外観光客をターゲットにした魅力ある情報発信を行うため，10年ぶりに観光パンフレットのリニューアルを行います。

○名取市観光開発宣伝事業【名取市，平成 26 年度】

名取市観光物産協会が，市内飲食店・土産品等の情報収集と，インターネットなどでの情報発信や営業活動を行います。

○おいしいかくだ構想推進事業【角田市】

角田の豊かな食を地域の魅力として誘客を図るおいしいかくだ構想の中核を担う角田産食材提供店推進事業を実施し、第1次産業と第2次・第3次産業との連携による角田の食の魅力づくりと情報発信を行い交流人口の増加を図ります。

○牟宇姫ルネサンス推進事業【角田市】

伊達政宗公息女牟宇(むう)姫を核に歴史と文化をテーマとした「観る・知る・食べる・買う」の観光パッケージ化を行い、新たな観光資源を創出します。

○多賀城跡あやめまつり【多賀城跡あやめまつり実行委員会】

来訪客と市民との交流の場を創出し、観光文化並びに地場産業の振興に寄与することを目的に、史跡の有効活用と花と緑のまちづくりを推進するため開設した「多賀城跡あやめ園」への集客を図ります。

○観光振興事業【岩沼市，平成26～29年度】

新たな観光ルートの発掘や各種イベントへの観光ボランティアの活用など広くPR活動を行います。物産振興として各種イベントへ参加するとともに、岩沼のブランドの普及拡大を図ります。

○栗原市観光情報総合発信事業【栗原市，平成26～28年度】

平成20年岩手・宮城内陸地震、平成23年東日本大震災(原発風評被害含む)で落ち込んだ観光客77万人から200万人へ引き上げるため、市外、首都圏、アジア圏等へTV・雑誌・SNS等を活用した総合的な観光情報発信事業を展開します。

○栗駒山登山道整備事業【栗原市，平成26～29年度】

平成20年岩手・宮城内陸地震以来閉鎖していた登山コースを開放し、平成25年度に全てのコースを再開したことを踏まえ、整備を継続し、標柱や看板等を設置し、観光客の誘客を図ります。

○観光資源発掘・PR事業【東松島市，東松島市観光物産協会，平成26～29年度】

新たな観光・物産資源の洗い出しを行ない、イベント参加やソーシャルメディア等を活用した積極的なPR活動を展開します。また、復興支援で協力をいただいている市町村との観光・物産交流の充実により、双方向での観光物産振興を図ります。

津波被害が大きかった沿岸部においても、遊覧船の再開や特産品である海苔・牡蠣の養殖も再開しており、観光客誘客によって、被災元地・移転地域それぞれの地域活性化に努めます。

○SNSを活用した情報発信の推進事業【蔵王町】

ツイッター・フェイスブック等のSNSを駆使し、旬な情報を積極的に配信することで、蔵王町への誘客拡大を促します。

○七ヶ宿町観光パンフレット作成事業【七ヶ宿町，平成26年度】

七ヶ宿町の観光スポットなどの情報を幅広く発信し、誘客と町内での周遊性を促進するパンフレットを作成します。

○おおがわら桜まつり【おおがわら桜まつり実行委員会】

町花であり、大河原町を象徴する「一目千本桜」の情報を全国へ発信し、全国各地からの誘客や桜を活かした地域外交流の拡大を図ります。

○伝統的建造物群を活かした観光PR【村田町，平成26年度～】

村田町村田伝統的建造物群保存地区区域決定に伴い、蔵の町並みなどの観光資源を活かしながら、個性ある観光の振興とPRを推進します。

○SNSを活用した観光情報発信【村田町，平成26年度】

ツイッター・フェイスブック等のSNSを活用し、村田町の観光情報を配信します。

○キャラクターを活用した観光PR【村田町、平成26年度】

村田町に新しく誕生した観光PRキャラクター「くらりん」を活用し、観光PRを促進します。

○観光客誘致等促進事業【柴田町、柴田町観光物産協会 平成26年度】

町や近隣エリアの観光案内、町内の従来の観光資源や新たな名所等を活用した旅行企画などの立案、新規イベントの企画・運営などにより観光振興を図り、観光客誘致等を推進します。

○観光戦略・開発・宣伝事業【柴田町、平成26年度】

柴田町の観光資源の発掘を行い、ブログや情報誌等を活用したPR活動により、誘客の強化を図ります。

○（仮称）あじさいまつり事業【柴田町、柴田町観光物産協会、平成26～29年度】

「花のまち柴田」をPRする夏のイベントとして、アジサイをテーマにしたイベントを開催し、観光客の誘致を図ります。

○曼珠沙華まつり事業【柴田町、柴田町観光物産協会、平成26～29年度】

「花のまち柴田」をPRする秋のイベントとして、曼珠沙華（彼岸花）をテーマにしたイベントを開催し、観光客の誘致を図ります。

○支倉常長渡航400年記念事業【川崎町、平成26～27年】

支倉常長のふるさと川崎の認知度向上と誘客に伴う地域活性化を図るため、サイン看板等の拡充や支倉常長隊・ゆるキャラを活用したイベント事業等の積極的な展開を実施します。



○SNSを活用した情報発信の推進事業【亶理町観光協会、平成26～29年度】

ツイッター・フェイスブック等のSNSを駆使し、旬な情報を積極的に配信することで、亶理町への誘客拡大を促します。

○田園空間博物館推進事業【山元町、平成26年度】

田園とそれに付随する風土・文化・生活等を観光資源とし、体験型交流事業等の推進をします。

○SNSを活用した情報発信の推進事業【松島町】

ツイッター・フェイスブック等のSNSを駆使し、旬な情報を積極的に配信することで、松島町への誘客拡大を促します。

○松島ファンクラブ事業【松島町】

松島ファンクラブを設置し、町内外の会員に向けて松島の旬な情報を発信、ファンクラブのつどいなどを通じて人々との交流を深めることで、松島ファンを増やし、松島観光へのきっかけづくりや、リピーターの増加を図ります。

○七ヶ浜町観光ガイドブック作成事業【七ヶ浜町】

七ヶ浜町の魅力や観光スポットを集約し、観光に役立つガイドマップを作成します。

○利府梨まつり・利府町浜まつり事業【利府町・利府町観光協会】

町の特産品である「梨」「牡蠣」などの地場産品を活用し、観光客の誘客を図ります。

○三陸自動車道春日パーキングエリアを活用した情報発信【利府町】

三陸自動車道の春日パーキングエリアに、農作物等の直売所を設置し、宮城県内で生産された農作物等をPRすることにより、観光客の誘客を図ります。

○観光情報等発信事業【大郷町，平成26年度】

観光客のニーズに即したパンフレットの作成に取り組むとともに、観光PRキャラクターを利用し「支倉常長ゆかりの地おおさと」のPRに努めます。

○新商品販売促進・観光誘客事業【富谷町】

町内の事業者が制作した新商品を東京ビックサイトにてPR活動を行います。また、当該商品を題材した食育ツーリズムを、隣接市民を対象に実施します。

○観光パンフレット作成事業【大和町，平成26年度】

大和町の観光スポットや史跡等の情報を幅広く発信するため観光パンフレットをリニューアルします。

○島田飴まつり【島田飴まつり実行委員会（大和町）】

伝統行事である「島田飴まつり」の情報を広く発信し、県内外からの誘客を図ると共に伝統文化の継承と地域交流を深めます。

○おおひら万葉まつり【大衡村，平成26～29年度】

万葉クリエートパークを会場に、大衡村のキャッチフレーズ「みんなで創る新たな万葉の里・おおひら」を表現したイベントの実施により、来場者の交流を図ります。

○おおひらふるさと祭り【大衡村，平成26～29年度】

人々の交流、融和により地域の一体感を創出し、少子・高齢社会に対応した安心で快適に暮らせる地域づくりと歴史・文化を大切に、伝統的な文化を継承しながら新たな文化創造を目指して村民等の各部門・各団体が一致協力し合い「おおひらふるさと祭り」を開催し誘客を図ります。

○地場産品振興事業【大衡村，平成26～29年度】

各種イベント等へ出展し、地場産品のPR・拡販を行うとともに観光PRを行います。

○全国展開支援事業【加美町，色麻町，加美商工会】

農業・商工・観光の連携による地産地消と特産品ブランド化を推進し、農村と都市との交流・情報発信を図りながら、農業の6次産業化を展開します。

○観光地とつなぐ商店街にぎわい創出事業【加美町】

商店街の魅力発信のためのマップやかわら版の作成により、商店街を観光ルートとして繋げ交流人口の増加を計ります。

○美里町まるごとガイドブック作成事業【美里町物産観光協会，～平成27年度】

美里町の魅力満載のガイドブックを作成します。

○美里町情報発信推進事業【美里町，美里町物産観光協会，～平成29年度】

全国で活動するM's Japan Orchestraを観光大使に委嘱し、町の情報をPRするとともに、HPやSNSの活用、TVやラジオなどのメディアを通じ、情報発信を行います。

○美里町総合案内業務【美里町物産観光協会】

JR小牛田駅構内にて、観光パンフレットの配布や催事事業、レンタサイクル事業、売店事業など町へ来て頂いたお客様へ心のこもった物産観光案内業務を行います。

○復興観光情報の発信【女川町，女川町観光協会，平成26～29年度】

被災地女川町の復興観光情報を発信し、県内外の誘客強化を図ります。

○復興観光PR・復興キャラバン事業【女川町，女川町観光協会，平成26～29年度】

町への誘客を呼び込むための魅力発信や水産加工品等の需要拡大を図ることを目的に、誘客キャラバン、PR事業を展開します。

(2) 観光資源の魅力の向上と観光客受入態勢の整備拡充

- 本県の誇る「食」・「温泉」・「自然」・「歴史・文化」・「産業」・「祭」・「プロスポーツ」などの地域の特性を生かしたテーマ性・ストーリー性のある観光メニューの構築やニーズに応じた観光資源を創出するとともに、観光客を迎える立場にある県民による域内流動を促進し地域の魅力に対する理解の向上を図ります。

観光客へ快適な旅行を提供するため、DCで培った地域力のさらなる向上、おもてなしを浸透させるとともに、次世代の観光の復興をけん引する人材の育成を図ります。

① みやぎの観光素材発掘・磨き上げ推進プロジェクト

(県等が実施する事業)【事業主体、実施期間】

○地域の特性を生かした観光資源発掘・磨き上げ事業【宮城県(観光課), 平成26~29年度】

祭りや地域固有のイベントなど従来は旅行商品の素材として注目されていなかった隠れた地域の観光素材の発掘と磨き上げのため、案内版の作成や広告支援、マスコミ等の招請を行います。

○多様な旅行商品の造成支援事業【宮城県(観光課), 平成26~29年度】

旅行者のニーズにあった旅行商品の造成による誘客拡大に向け、グリーンツーリズムやブルーツーリズム、伊達文化や県産食材などのテーマ性をもった新たな旅行商品の造成を支援します。



○観光客のニーズにあわせた多様な観光ルートの創造事業【宮城県(観光課), 平成26~29年度】

多岐にわたる旅行者のニーズに応えるため、本県の観光資源を歴史、文化、自然、祭りなどテーマ性やストーリー性のあるルートを新たに構成して旅行商品の造成に向けて支援を行います。

○民宿、民泊を伴う農漁村体験メニュー拡充事業【宮城県(観光課), 宮城県観光連盟, 平成26~29年度】

教育旅行の誘致推進を図るため、そのニーズにあわせた民宿、民泊を伴う農漁村体験や産業観光の実施地域の拡充や体験メニューの増加を支援します。



○みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター設置事業【宮城県(観光課), 平成26~29年度】【再掲】

国内外から宮城県への教育旅行及びインセンティブツアーの相談調整窓口となる「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」を設置して受入態勢を整備するとともに、招請ツアーや各種プロモーション、教育関係誌への掲載などの情報発信を行い、教育旅行やインセンティブツアーの誘致促進を図ります。

○みやぎエコ・ツーリズム推進事業【宮城県(観光課), 平成26~27年度】【再掲】

公園施設への太陽光発電設備を設置するとともに、エコツアー旅行商品を造成開発した旅行者に対する助成や観光地でのシャトルバス事業に対する助成を行います。また、教育旅行のメ

ニューとしてニーズの高い産業観光、自然観光を体験して学ぶエコ・ツーリズムの観光資源の発掘を行うとともに、発掘した観光資源を整理し、メニュー構築に取り組みます。

○スポーツツーリズムの推進【宮城県（観光課）、平成26～29年度】

民間等が主体的に開催するマラソンやサイクリング、トレッキングなどの参加型スポーツイベントの開催を支援するとともに、イベント参加者に対する観光情報の提供等による誘客を図ります。

また、Jリーグやプロ野球、プロバスケットボールなど多くのプロスポーツを観戦する環境に恵まれた本県の特徴を生かして、全国から訪れる観戦客に対する本県の観光PRや観戦客向けの旅行商品の造成を促進することなどにより、新たな旅行需要を開拓します。



○県産ブランド品確立支援事業【宮城県（食産業振興課）、平成26～29年度】

宮城県の観光のPRポイントである農林水産物から多数の県産ブランド品が創出されるよう、県産食材のブランド化戦略の再構築や実需者とのマッチングなどにより支援します。

○食材王国みやぎ地産地消推進店登録推進事業【宮城県（食産業振興課）、平成26～29年度】

年間を通して県産食材を使用した料理を提供する県内の飲食店及び宿泊施設を「地産地消推進店」に登録し、その店舗を観光客に情報発信します。

○農村漁村絆づくり事業【宮城県（農村振興課）、平成26～29年度】

震災復興に取り組む農山漁村と将来の当該地域のサポーターとなりうる県内外の学生との絆づくりを支援します。

○みやぎ蔵王三十六景推進事業【宮城県（大河原地方振興事務所）】

「みやぎ蔵王」を中心に36カ所のスポットを「みやぎ三十六景」として選定し、地域資源として活用しながら、食と観光の連携及びブランド化を展開していきます。



○仙台地域伊達な観光推進事業【宮城県（仙台地方振興事務所）】

旅行業者、各市町村などと連携し、地域資源を活かした観光振興に取り組むとともに、地域の観光・イベント情報の発信による観光PRを展開します。

○自然の楽園「伊豆沼・内沼」の魅力発信事業【宮城県（北部地方振興事務所栗原地域事務所）、平成26～27年度】

伊豆沼・内沼の素材を磨き上げ、新しい楽しみ方を見つけ、情報を発信し、誘客促進を図ります。

○最上・雄勝・大崎連携交流事業【宮城県（北部地方振興事務所）、平成26～29年度】【再掲】

三圏域に関する広域連携のほか、「大崎地域広域観光推進事業(仮)」のメニューとして、松尾芭蕉が旅した「おくのほそ道」(大崎市岩出山・鳴子温泉地区及び最上町)を観光資源として磨き上げ、誘客促進を図ります。



○松島・塩竈地区戦略的観光メニュー造成事業【宮城県（観光課），平成 26～29 年度】

県内有数の観光地である松島・塩竈地区の魅力ある観光資源を活かしてテーマ性・ストーリー性をもった観光メニューを造成します。

② 人材育成・おもてなし等の受入態勢整備拡充プロジェクト

（県等が実施する事業）【事業主体，実施期間】

（連携促進・人材育成等のソフト事業）

○県民おもてなし精神向上事業【宮城県（観光課），平成 26～29 年度】

観光客がやすらぎや安心を感じられる快適な旅の提供やリピーターの増加を図るため，県民総ぐるみで挨拶や笑顔などの身近でさりげないおもてなしを日常的に行えるよう，セミナーや研修会などでの好事例紹介を行うとともに，広報誌等を活用して周知を行います。

○みやぎ観光大賞事業【宮城県（観光課），平成 26～29 年度】

観光王国みやぎの実現に関し，観光客に対して優良なおもてなしの取組があったと認められる県民等（観光施設，宿泊施設，物産業者，交通機関，旅行者，地域団体等）に対し表彰を行います。

○県立高校将来構想推進事業（観光科新設事業）【宮城県（高校教育課），平成 26～29 年度】

平成 26 年度に新設する松島高校観光科で，「日本三景松島」等の観光資源を学習素材に，コミュニケーション能力を高めるとともに，おもてなしの心を育み，「観光王国みやぎ」の実現に向けて観光産業や関連する産業に貢献できる人材を育成します。

○観光立県みやぎ戦略推進事業【宮城県（観光課），平成 26～29 年度】

観光地づくりへの観光関係団体，観光関連事業者だけでなくその他の産業の従事者や県民に参加を促進するための取組を実施します。

○みやぎ路誘客大作戦～秋色満載みやぎ・やまがたの観光～【宮城県（観光課），平成 26～29 年度】【再掲】

東北自動車道国見サービスエリア等において，臨時観光案内所を設置し，観光情報の発信を行います。

○県際交流事業【宮城県（大河原地方振興事務所）】【再掲】

山形県置賜総合支庁及び福島県相双地方振興局・県北地方振興局と観光パンフレットの相互配置や観光情報の交換を行います。

○仙山交流連携促進事業【宮城県（仙台地方振興事務所）】【再掲】

両地域の交流を促進するため検討・協議を行うとともに，仙山交流味祭における両地域の産業，物産のPRを支援します。

○最上・雄勝・大崎連携交流事業【宮城県（北部地方振興事務所），平成 26～29 年度】【再掲】

三圏域に関する広域連携のほか，「大崎地域広域観光推進事業（仮）」のメニューとして松尾芭蕉が旅した「おくのほそ道」観光資源に着目し，「千本松長根」植樹イベントの開催やおもてなし研修会の開催による受入態勢整備，各種団体の支援を行います。

○登米地域の「食」による観光復興支援事業【宮城県（東部地方振興事務所登米地域事務所），平成 26 年度】【再掲】

震災からの復興と「安全」「安心」を県内外に発信し，登米の食材や「食」に関わる観光・産業・文化を活かした新たな魅力を創出，向上させ，交流人口の拡大及び観光による地域経済の活性化を図ります（誘客のためのPR活動やイベントの実施）。

○岩手・宮城県際広域観光推進事業【宮城県（北部地方振興事務所栗原地域事務所，東部地方振興事務所登米地域事務所，気仙沼地方振興事務所）】【再掲】

岩手県と宮城県の県際地域における広域観光の推進を図ります(公式サイトにおけるイベントカレンダーの掲載，観光案内所におけるパンフレット等の作成，相互配架)。

○栗駒山麓の魅力情報発信事業【宮城県（北部地方振興事務所栗原地域事務所）】【再掲】

栗駒山を共通の観光資源とする岩手県，秋田県と三県連携して広域観光PR等の取り組みを進めます。

○グリーン・ツーリズム促進支援事業【宮城県（農村振興課），平成26～29年度】

グリーン・ツーリズム第3期行動計画を踏まえた県全体のグリーン・ツーリズム活動の底上げにより，都市農村交流人口の増加を図ります(推進環境整備(相談窓口の充実)，実践者等育成事業，みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会支援事業)。

○景観形成事業【宮城県（都市計画課）】

市町村の美しい景観形成のための取組を支援します(アドバイザー派遣，ワークショップ開催等)。

○屋外広告物規制事業【宮城県（都市計画課）】

屋外広告物条例に基づき，屋外広告物の設置及び屋外広告業に関する規制を実施します。また，違法はり紙のボランティアによる除却活動を支援します。

○仙台空港民営化推進事業【宮城県（空港臨空地域課），平成26～27年度】【再掲】

震災からの本格的な復興に向け経営一体化に向けた取組を進めている仙台空港の手續を円滑に進め，民営空港運営法に基づく早期の空港民営化を目指します(国が実施する空港運営権者の公募・選考手續に対応し，空港関連三セクとともに，国との調整や法務・財務的な対応を行います)。

(ハード整備)

○みやぎ観光戦略受入基盤整備事業【宮城県（観光課），平成26～29年度】

高齢者，子供連れの人，外国人等，あらゆる観光客の安全な利用に配慮した自然公園施設の再整備や，観光客が広域的に移動しやすい環境整備のため，観光案内板等を整備します。



○松島公園津波防災緑地整備事業【宮城県（観光課），平成26～27年度】

県を代表する観光地である松島公園について，津波等に対する防災力を強化するとともに，観光地にふさわしい景観にも配慮した整備を行います。

○国定公園保全対策事業【宮城県（自然保護課），平成26～29年度】

南三陸金華山国定公園における自然景観保全に向けた森林群落復元及び栗駒国定公園や蔵王国定公園の貴重な高山性植生群落の保護復元を図ります。

○伊豆沼・内沼自然再生推進事業【宮城県（自然保護課）、平成26～29年度】

ラムサール条約登録湿地である伊豆沼・内沼において、水質悪化、水鳥飛来種の減少、外来種による食害等が見られることから、沼の生物多様性保全を図ります。

(その他)

○観光に関する調査【宮城県（観光課）、平成26～29年度】

宮城県を訪れる観光客の人数、目的等を調査・分析し、その結果を踏まえて、宮城県への誘客を戦略的に実施します。

※ 市町村等が実施する事業【事業主体、実施期間】

○観光客誘致宣伝～おもてなし環境整備促進事業～【仙台市】

仙台を訪れた外国人を含む全ての観光客が不便を感じず、快適に観光することができるおもてなしの観光都市を目指すと共に、国際会議等コンベンションの誘致を促進するため、国連防災世界会議開催及びその後を見据え、「観光・歩行者系サインの整備」「まち歩きマップや観光ガイドブックなどの充実」「観光ボランティアの活動促進」「るーぷる仙台再編整備検討」など、ソフト・ハード両面において、受入環境整備を行います。

○食を活かした観光の推進【石巻市、～平成28年度】

地場産品を活用した日本型食事をキーワードに「食のまち・いしのまき」をアピールする戦略の推進や、生産者や飲食店等と連携した新商品開発に取り組みます。

○ニューツーリズムの推進【石巻市、～平成28年度】

観光客と農村漁村住民とをつなぐネットワークの形成や、石巻の魅力と特徴を活かした地場産品を活用した日本型食事をキーワードに「食のまち・いしのまき」をアピールする戦略の推進や、生産者や飲食店等と連携した新商品開発に取り組みます。

○産業観光の推進【石巻市、～平成28年度】

企業とのネットワーク形成を図り、水産加工業やパルプ、木材関連製造業等の特色ある産業の生産現場を、新たな観光資源として活用が図れるよう取り組みます。

○まつりイベントの充実【石巻市、～平成28年度】

「石巻川開きまつり」、「サン・ファン祭り」、「はねこ踊りフェスティバル」、「おしか鯨まつり」など、各地域の祭りを保存充実し、観光資源として魅力の向上に取り組みます。

○案内板の充実【石巻市、～平成28年度】

外国語表記も含め、観光客にわかりやすい案内板の整備拡充に努めます。

○市民対象講習会等の開催【石巻市、～平成28年度】

市民を対象とした観光に関する講習会やフォーラムを開催し、「おもてなしの心」の醸成に取り組みます。

○まちなか観光推進事業【石巻市、～平成29年度】

石ノ森萬画館を核とした、中瀬地区の講演整備と有効活用を促進し、中心市街地の活性化と連動したまちなか観光の推進に努めます。

○水産物地方卸売市場建設事業【石巻市、～平成29年度】

観光客が見学できる、水産都市ならではの魚市場を建設します。

○石巻圏周遊観光促進事業【石巻市，東松島市，女川町，各観光協会等】

石巻圏地域が連携を図ることにより，牡鹿半島・金華山及び奥松島エリア，またその周辺観光圏域への観光客の来訪及び滞在を促進するとともに，観光振興・特産品を宣伝し，地域の活性化を促進します。

○慶長遣欧使節出帆400年記念事業の実施【石巻市，～平成27年度】

慶長遣欧使節出帆400年を記念し，県等と連携しながら，サン・ファン・バウティスタ号所在市として，独自の記念事業を展開します。

○観光バス等受入れ事業【塩竈市】

市内観光施設や商店街等と連携し，観光バスのお出迎えやまちあるきガイド等のおもてなしを強化し，観光客受入体制の整備を図ります。

○三陸ジオパーク推進事業【気仙沼市，三陸ジオパーク推進協議会気仙沼推進協議会 平成26～29年度】

三陸沿岸地域を「地球活動の遺産を主な見所とする自然公園」とする三陸ジオパーク推進協議会に加入し，関係機関・市町村と連携し，東日本大震災で被災したエリアを含め，地域の観光資源を新しい視点で再認識し，観光と地域の振興を推進します。

○気仙沼市体験学習・教育旅行誘致事業【気仙沼市，アグリアスツーリズム連絡協議会 平成26～29年度】

観光振興策の中核として，教育旅行・体験学習の受け入れ促進に関係団体等と一体となって取り組むとともに，更なるPRの強化や受入れ態勢の充実により利用者の増加を図ります。

○斗蔵山観光整備事業【角田市】

自然と歴史文化の薫る斗蔵山(とくらさん)をハイキング，自然観察を中心とした観光地として整備します。来訪者用の駐車場，案内看板の整備を図るとともに，資源の掘り起こしと観光ガイド，おもてなしボランティアの育成を実施し日帰り客向けの「ちょっとした観光地」として整備します。

○観光サイン設置・整備【多賀城市】

多賀城市長期総合計画を踏まえ，観光基本計画における歴史風土と文化交流のまち多賀城を統一サインで表現します。

○登米風土博覧会【登米市観光推進協議会】

食と花をテーマに登米風土博覧会を実施し，誘客を図ります。



○くりはら田園観光都市創造事業【栗原市，平成26～29年度】

地域の歴史，文化，生活の営みなど資源調査の成果を具現化するため，一般社団法人栗原市観光物産協会と連携し，旅行商品の企画・販売に取組み，着地型ツーリズムによる観光客の誘客を図ります。

○栗駒山麓ジオパーク構想推進事業【栗原市，平成26～29年度】

平成20年岩手・宮城内陸地震で被災した栗駒山麓崩落地の地形や景観を，防災教育や学術研究，観光などに幅広く活用し，ジオガイドの養成や，ジオツーリズムに取組み観光客の誘客につなげ，ジオパーク認定を目指しながら地域活性化を図ります。

○市内観光物産関連事業者等の連携強化【東松島市，東松島市観光物産協会，平成 26～29 年度】

市内観光・物産関連事業者等の連携を強化し、情報の共有化により市民総参加型の観光・物産PR活動、及びおでむかえの心・地域愛を大切にされた観光客受入体制の整備を図ります。

○日本の蔵王ヒルクライム・エコ【蔵王町，日本の蔵王ヒルクライム実行委員会】

宮城・山形両県共通の財産である「蔵王」の全国的な認知度アップと、雄大な蔵王連峰の環境保全に配慮したエコスポーツとしての自転車ロードレースの開催で「環境保全宣言の町」としての取り組みを内外に強くアピールしつつ、交流人口の一層の増加を図り、地域経済全体の活性化を促します。

○大道芸フェスティバル in とおがった【蔵王町，大道芸フェスティバル実行委員会】

遠刈田温泉のメインストリート・蔵王通り商店街をステージに、国内外から招いた大道芸人が思いののパフォーマンスを繰り広げるイベントを実施し、誘客を図ります。

○体験交流活動推進事業【蔵王町体験交流活動推進協議会】

“蔵王山麓”の豊かな自然、産業、農山村文化などの多彩な地域資源を活用した都市部住民との体験型交流事業を実施し、交流人口の増加を図ります。

○観光地等整備事業【柴田町，平成 26～29 年度】

町の観光PR・観光客の誘客のため、観光施設、観光資源の整備を行います。

○おもてなしボランティアガイド育成事業【柴田町，柴田町観光物産協会，平成 26～29 年度】

桜まつりをはじめ、町や近隣エリアの観光案内に対応できる、ボランティアガイドの人材育成を行います。

○観光と農業の連携推進【川崎町，川崎町観光協会，～平成 27 年度】

既存地場産品の掘り起こしや磨き上げを推進し、生産者や飲食店等と連携した新商品開発等に取り組みます。

○観光宣伝活動の推進【川崎町，川崎町観光協会，～平成 29 年度】

情報通信技術の高度化を踏まえ、従来のパンフ類や既存ホームページの充実をはじめ SNS の活用やポータルサイト開設、さらにスマートフォン対応アプリの開発を進め、観光に係る情報提供機能の拡充を図ります。

○丸森型グリーン・ツーリズムの推進【丸森町】

丸森町では農村体験に留まらず、「ころ柿づくり体験」や「城址めぐり」、「里山トレッキング」など、広く丸森の魅力を発信する「丸森型グリーン・ツーリズム」の推進により、交流人口の増加および地域の観光資源のブラッシュアップを図ります。また、グリーン・ツーリズム実践者の能力向上や、観光ガイドの育成を図り、観光客の受入体制強化を図ります。

○景観・防災まちづくりの推進【松島町】

しっとり落ち着いた松島のまち並みを形成するため、景観・防災まちづくりを推進します。

○松島湾ジオパーク構想の推進事業【松島町】

東日本大震災の津波の被害を最小限にとどめた多島海・松島湾の地勢的価値を後世に伝えていくとともに、松島湾周辺のさまざまな資源を活用し「感性を揺さぶる土地」としての魅力発見と地域づくりを推進します。

○伊達な旅事業【利府町観光協会】

町の観光スポットを広く知ってもらい、誘客を図ります(ウォーキングで観光スポットめぐり、伝統漁法や梨狩りなどの体験)。

○食のプロジェクト事業【利府町・利府町観光協会】

生産者や飲食店と連携し、地元産の食材を使った新商品の開発に取り組みます。

○グリーンツーリズム推進事業【大郷町，平成26～27年度】

「パストラル縁の郷」を基点としたグリーンツーリズム事業を展開し、都市と農村の交流を促進します。

○ブルーベリースイーツフェア【富谷町】

地場産品であるブルーベリーを使ったケーキを町内ケーキ店に制作していただき、町内外に広く周知します。

○歴史史跡めぐり設定【涌谷町，平成26年度】

町内の史跡を巡る周遊コースを設定し、周遊ガイドを作成します。

○観光ガイド養成【涌谷町観光物産協会，平成26～29年度】

観光ガイドの養成により、観光客への案内を強化します。

○観光物産振興事業【美里町，美里町物産観光協会】

町の物産・観光振興を進めるため、物産観光協会への支援を通して連携強化を図り、魅力ある観光資源の整備、磨き上げを行います。

○JRイベント列車おもてなし事業【美里町物産観光協会】

JR小牛田駅を出発するイベント列車に乗車し、車内で観光客へのおもてなしを実施します。

○各種イベント事業の推進【美里町，美里町物産観光協会】

活き生き田園フェスティバル、バラフェスティバル、えきフェスMISATOなどのイベントを通じて誘客を促進し、地域の活性化を図ります。

○食ってみら in 美里の開催【美里町物産観光協会】

美里町の「食」を堪能できるイベントを開催することにより、町への誘客を図ります。

○町内観光関連事業者等の連携強化【女川町，女川町観光協会，平成26～29年度】

町内観光関連事業者等の連携を強化するため、相互の情報交換、信頼関係づくりを行い、町全体で受入態勢整備を図ります。

○教育旅行受入れ体制整備およびインストラクター育成事業【南三陸町，～平成29年度】

水産業、農林業、商工業など地域の特性を生かした産業のフィールドを活用し、プログラム開発に伴い、インストラクターの育成を行います。

○観光地域づくりマネージャーの育成事業【南三陸町，～平成29年度】

交流を地域の主たる産業として確立させていくため、そのリーダーとなる人材を育成し体制整備を図ります。

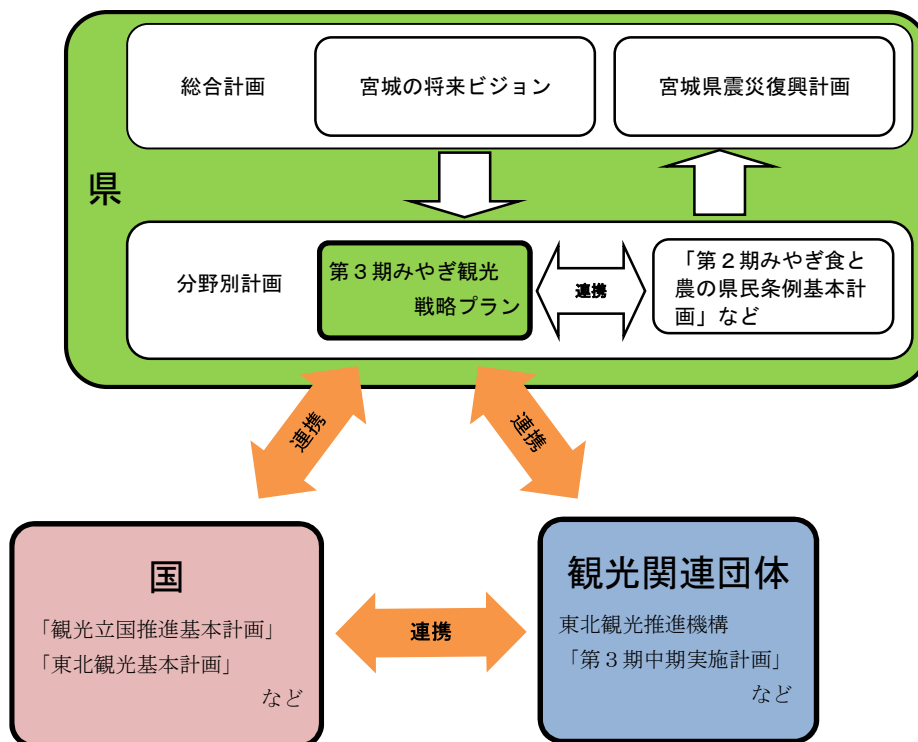
○観光地域づくりプラットフォーム組織の整備【南三陸町，～29年度】

交流を地域の主たる産業として確立させていくため、中核機能を果たす組織、人材を育成し、将来的な自立を目指した交流事業に着手します。

第5章 みやぎの観光の再生に向けた取組の進め方

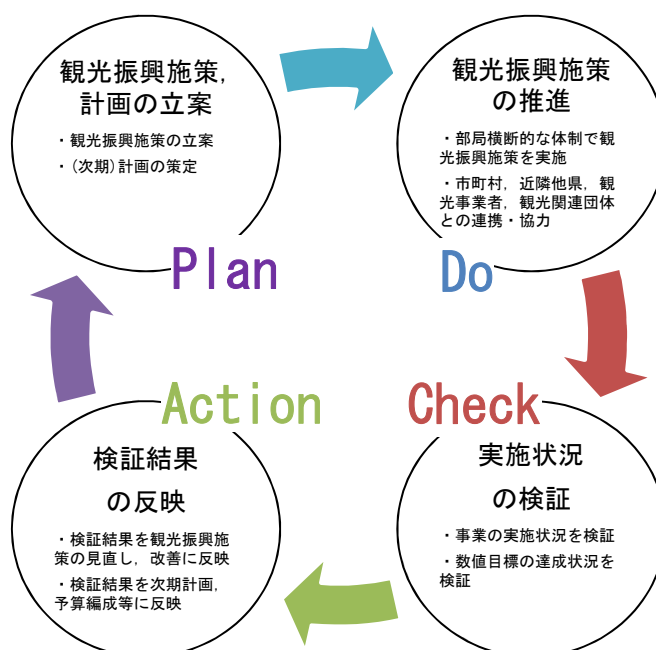
1 各種計画との連携

本プランの推進に当たっては、県政運営の基本方針である「宮城の将来ビジョン」と東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」の下、県の「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画」などの分野別計画や国における「観光立国推進基本計画」、「東北観光基本計画」、東北観光推進機構の「第3期中期実施計画」など各種計画との連携に努めます。



2 進行管理と推進

本プランの進行管理に当たっては、社会情勢の変化に対応するため、PDCAサイクルのマネジメント手法を用い、毎年度事業の達成状況を検証し公表するとともに、その結果を観光再生の取組に反映させることにより、着実な推進を図ります。



3 事業主体の連携と事業費の確保

宮城県のみならず、市町村、県民、観光事業者、観光関連団体や関連する多くの産業の関係者がプランの実現に向けて緩やかに連携し、各々が必要な事業費を確保してみやぎの観光の再生の実現に取り組みます。

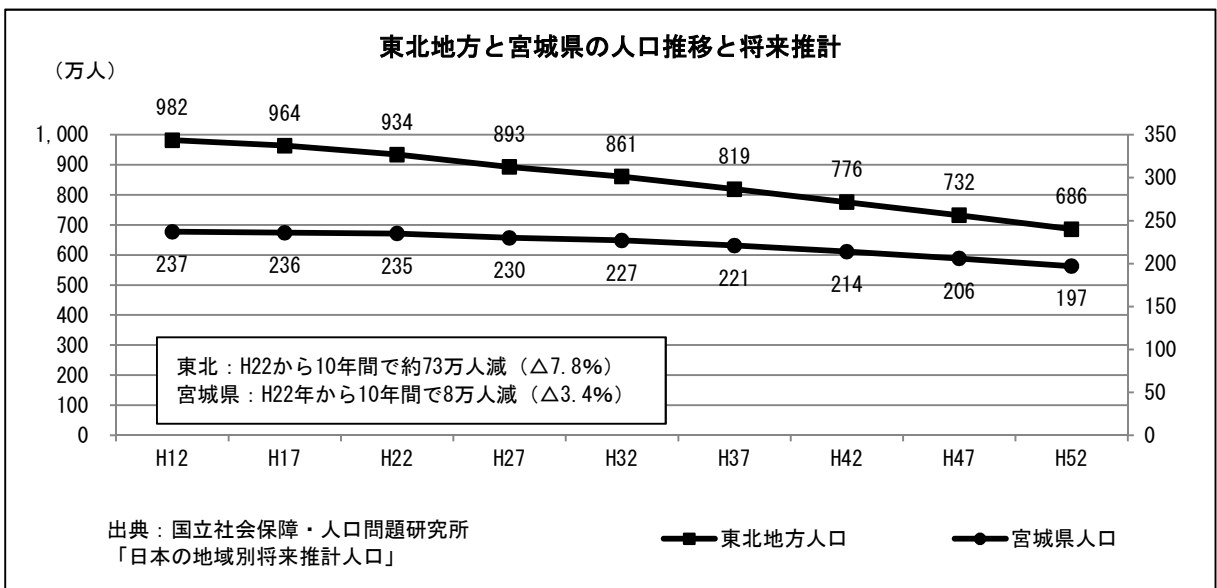
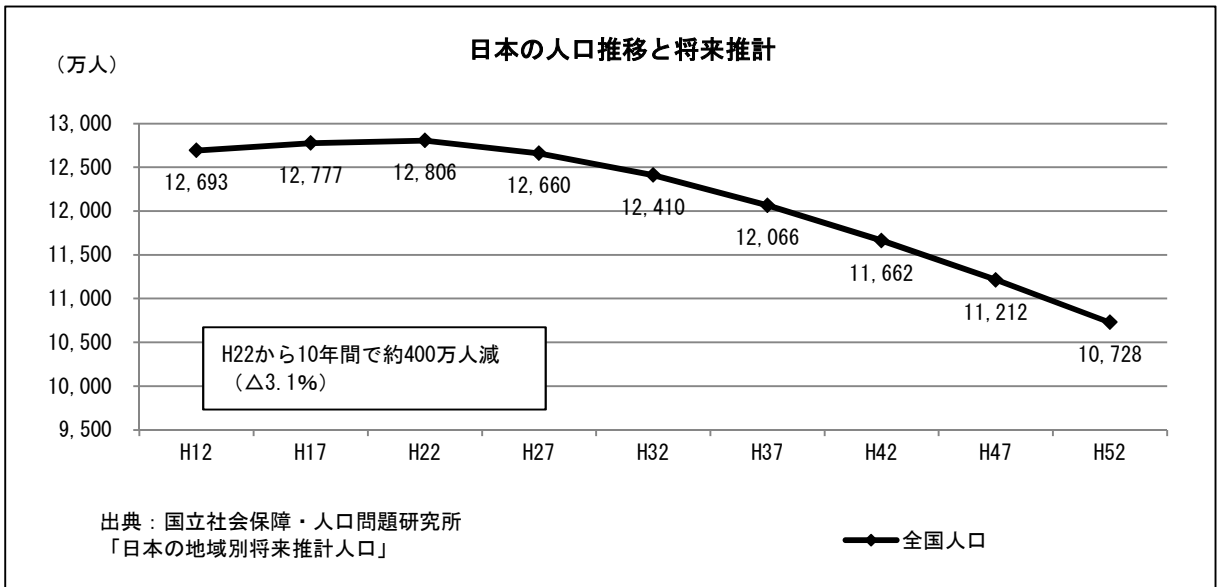


1 観光に関する環境変化

観光を取り巻く環境は、「第2期みやぎ観光戦略プラン」策定時から大きく変化しており、「第3期みやぎ観光戦略プラン」策定に当たって必要となるこれらの環境変化について整理します。

(1) 人口動態 ～ 人口減少・高齢化の本格化 ～

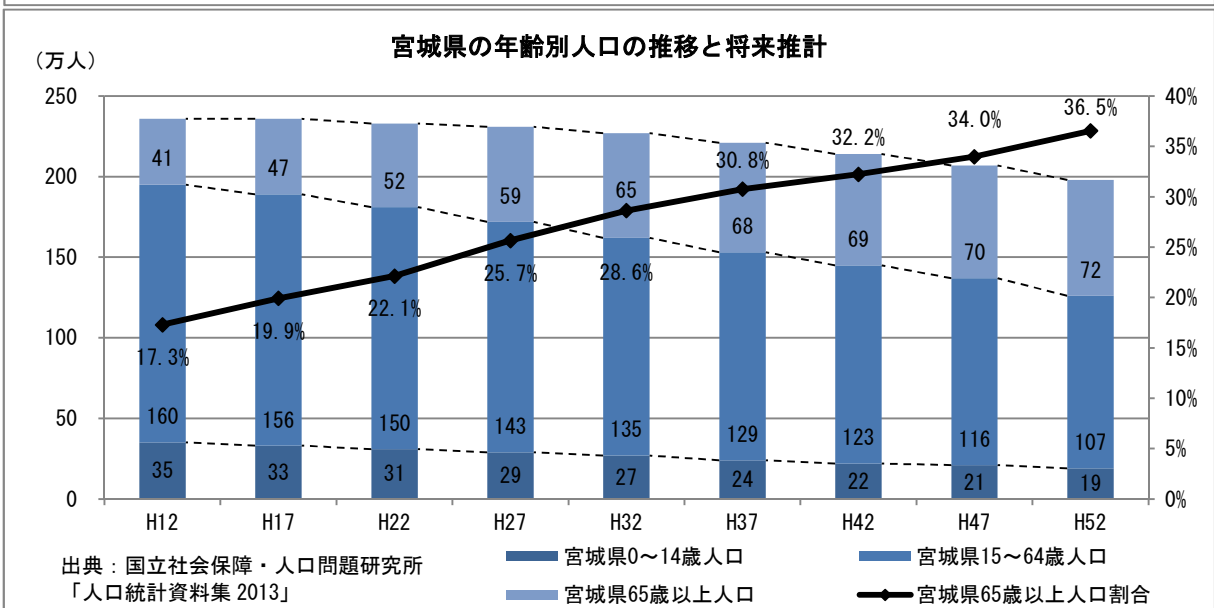
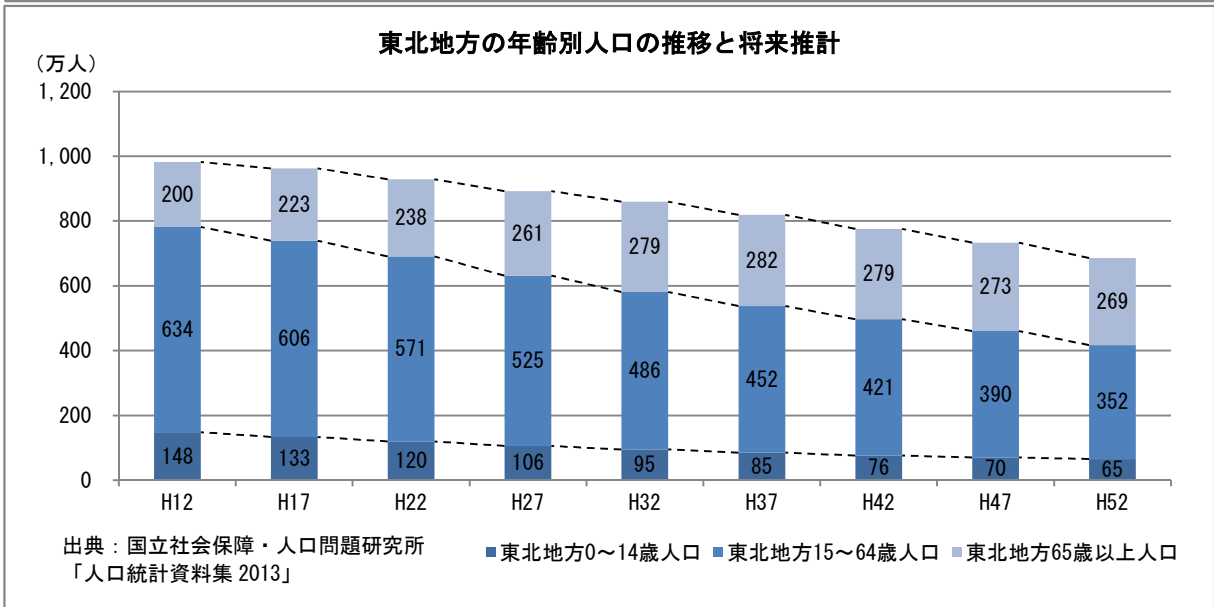
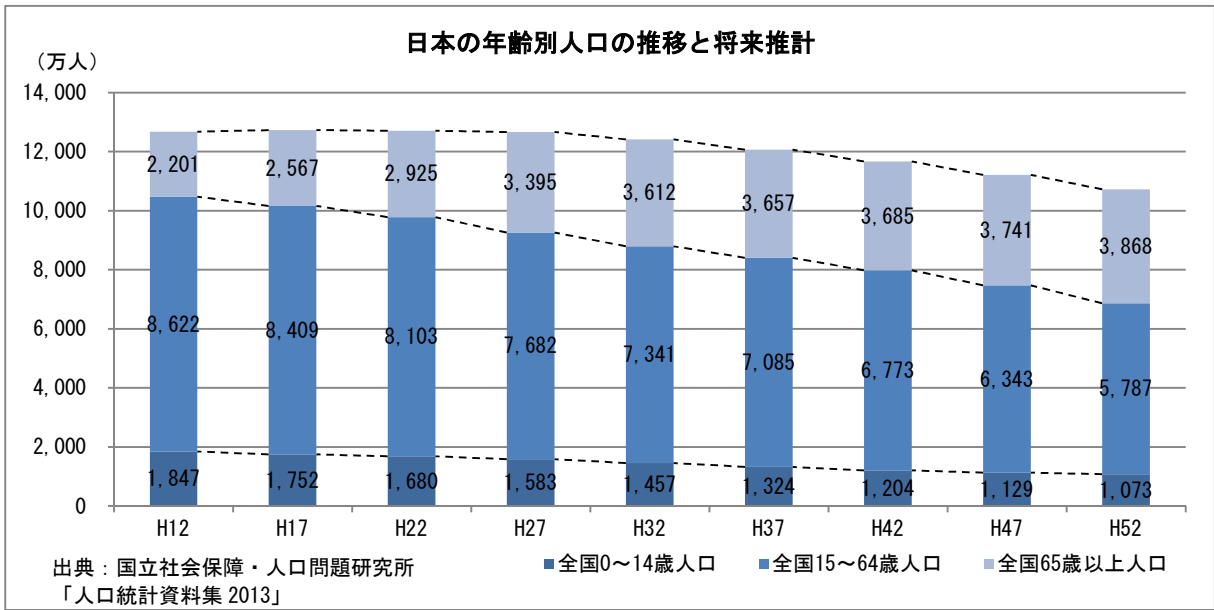
我が国の人口は平成 22 年をピークとして減少に転じており、その 10 年後の平成 32 年には約 400 万人減の1億 2,409 万人まで減少すると予測されています。東北地方及び宮城県は全国の減少率を上回る減少局面にあります。これらの人口の動向を踏まえると、地域経済の活性化を図るには、国内観光の振興を図るだけでなく、海外との観光交流の推進が不可欠です。



人口減少と並行して高齢化が進行しています。平成 22 年には 2,925 万人だった我が国の 65 歳以上の高齢者人口は、10 年後の平成 32 年には約 687 万人増の 3,612 万人まで増加すると予測されています。東北地方及び県の高齢者人口も同様に増加局面にあり、県の平成 32 年の高齢化率は 28.6%と、3.5 人に1人が高齢者になると想定されています。急激な少子高齢化の進展に伴う労働人口の減少や消費の縮小等により、経済全体の規模

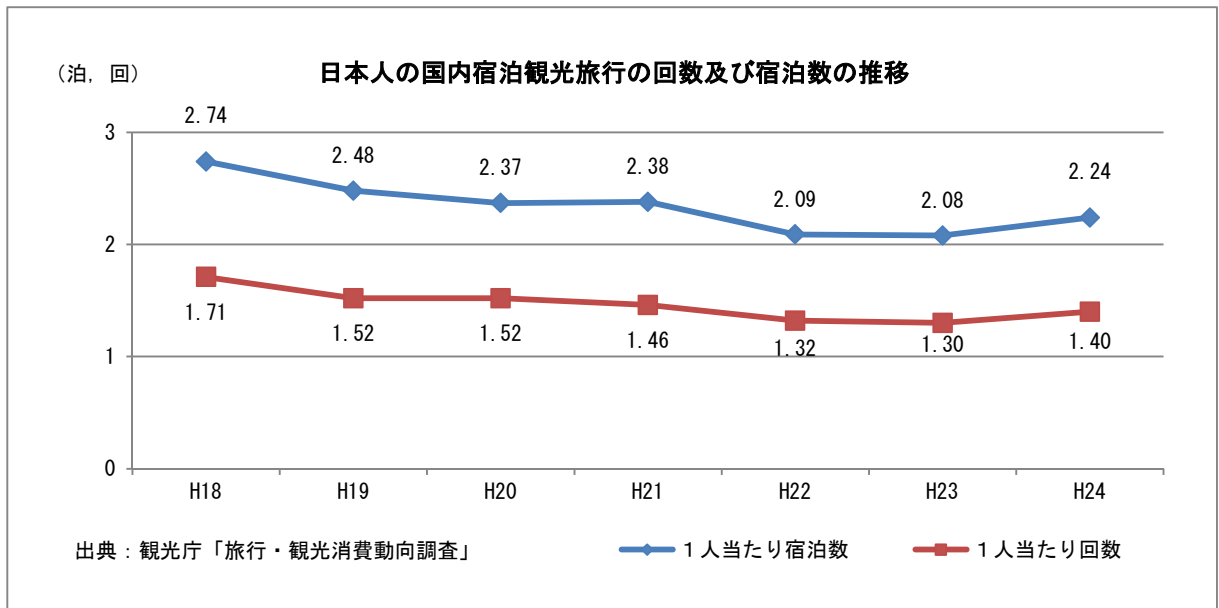
が縮小していくことが懸念されています。

一方で、時間の余裕と経済力のあるシニア世代の増加を背景に、観光分野ではシニア世代の観光需要の増加が期待されています。



（２）国内旅行の状況 ～ 全国的には東日本大震災の影響からほぼ回復 ～

観光庁によると、平成24年における国民1人当たりの国内宿泊観光旅行回数は1.40回、宿泊数は2.24泊と推計されています。また、平成24年の日本人の国内観光旅行者数は、日帰り旅行については延べ2億430万人、宿泊旅行については延べ1億7,876万人となりました。いずれも前年を上回り、ほぼ東日本大震災前の水準に回復したと考えられます。



平成24年の日本人の国内観光旅行者数（出典：観光庁平成25年観光白書）

種別	旅行者数	前年比	前々年比
日帰り旅行	延べ2億430万人	+3.8%	-0.6%
宿泊旅行	延べ1億7,876万人	+5.2%	+4.3%

国内のLCC3社の運航が始まった平成24年は「LCC元年」と呼ばれ、路線や便数が拡大しました。東北地方では、平成25年4月にピーチ・アビエーションが仙台－関西間で運航を開始しています。今後も新たな路線の開設が見込まれており、移動手段としては割高な飛行機を敬遠してきた観光客の需要の開拓が期待されます。

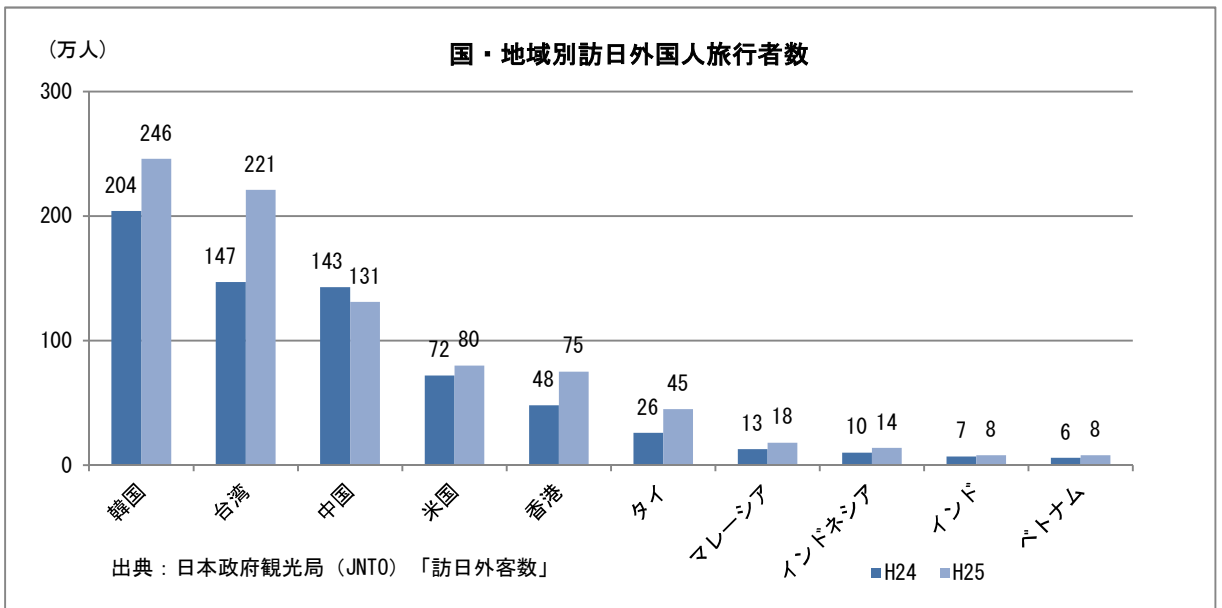
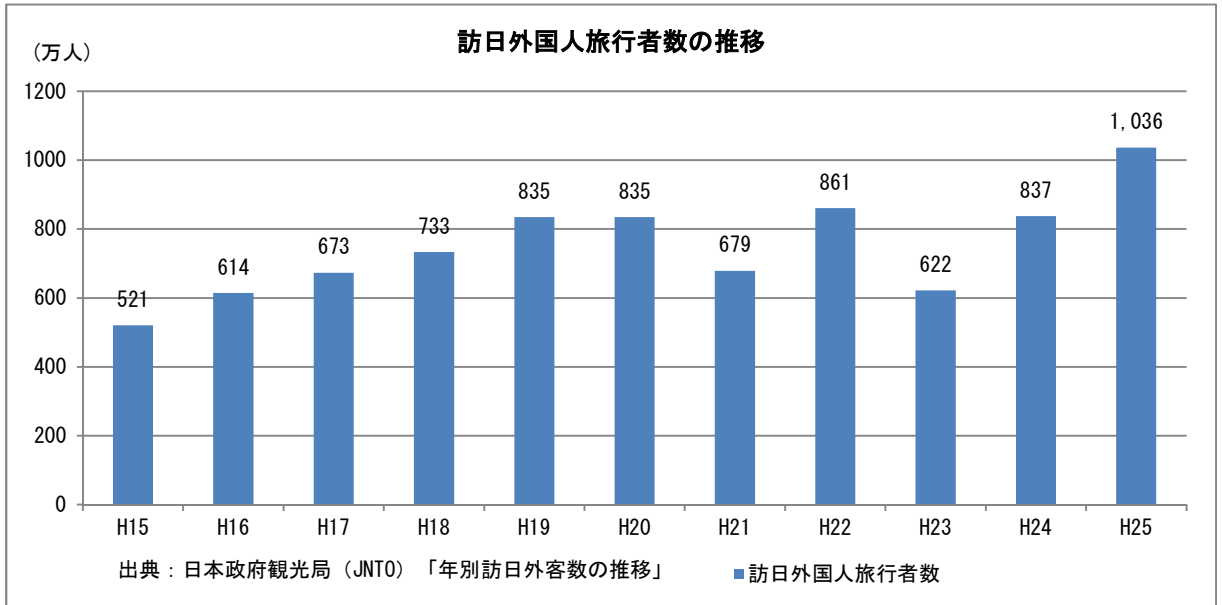
また、平成25年7月には国や地方自治体が管理する空港の運営を民間に委託できるようにする「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」が施行されました。これにより滑走路や旅客ビル等の一体的な経営が可能となり、弾力的かつ効率的な空港運営を通して、新規就航や便数の拡大、利用者増加のほか、地域活性化にもつながることが見込まれています。

そのほか、平成26年度末に予定されている北陸新幹線の金沢開業や平成27年度末に予定されている北海道新幹線の新函館駅開業など、新たな高速交通網の整備が進められており、観光客の行動範囲は一層広がります。新たな高速交通網の整備により、国内外からの誘客をめぐる日本国内の他地域との競争がますます激しくなりますが、その一方で、他地域との観光交流の活性化も期待できます。

時期	開業地域	所要時間等
平成26年度末	北陸新幹線 金沢開業	東京－金沢間 約2時間30分 (新幹線延伸前 約3時間50分、約1時間20分短縮) 東京－富山間 2時間7分 (新幹線延伸前 約3時間11分、約1時間短縮)
平成27年度末	北海道新幹線 新青森・新函館間	東京－新函館 約4時間9分 (新幹線延伸前 約5時間10分、約1時間短縮) 仙台－新函館 約2時間37分

(3) 訪日旅行の状況 ～ 国全体のインバウンドは回復 ～

平成25年の訪日外国人旅行者数は1,036万人となり、過去最高であった平成22年の861万人を上回り、初めて1,000万人を突破しました。円高の是正による旅行費用の割安感の浸透、東南アジア諸国に対するビザの緩和措置などが要因であると考えられます。国別では、台湾、香港、タイ、マレーシアなど多くの国々からの訪日外国人旅行者が過去最高を記録しましたが、中国からの訪日外国人旅行者は、日中関係の悪化等により、前年を下回りました。

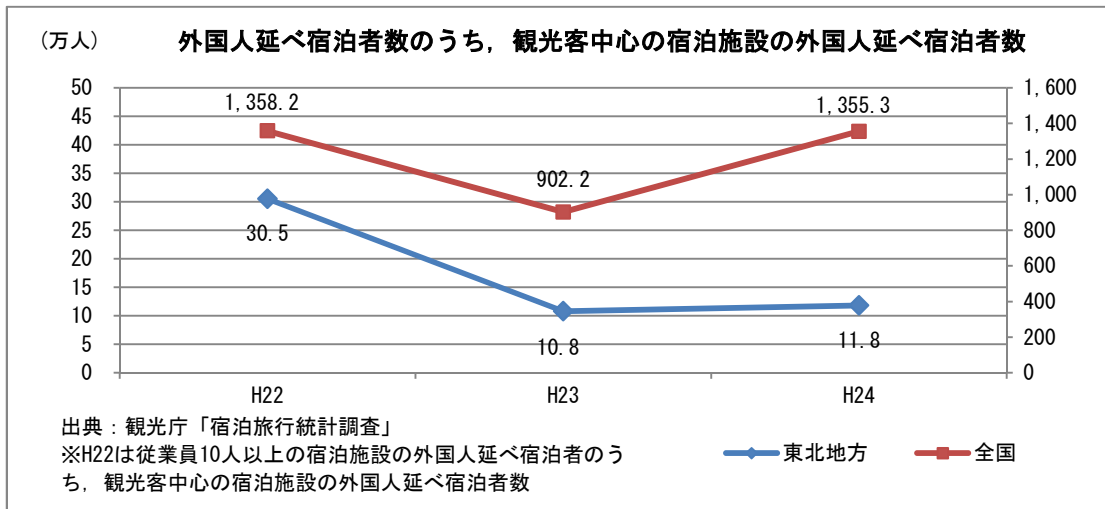
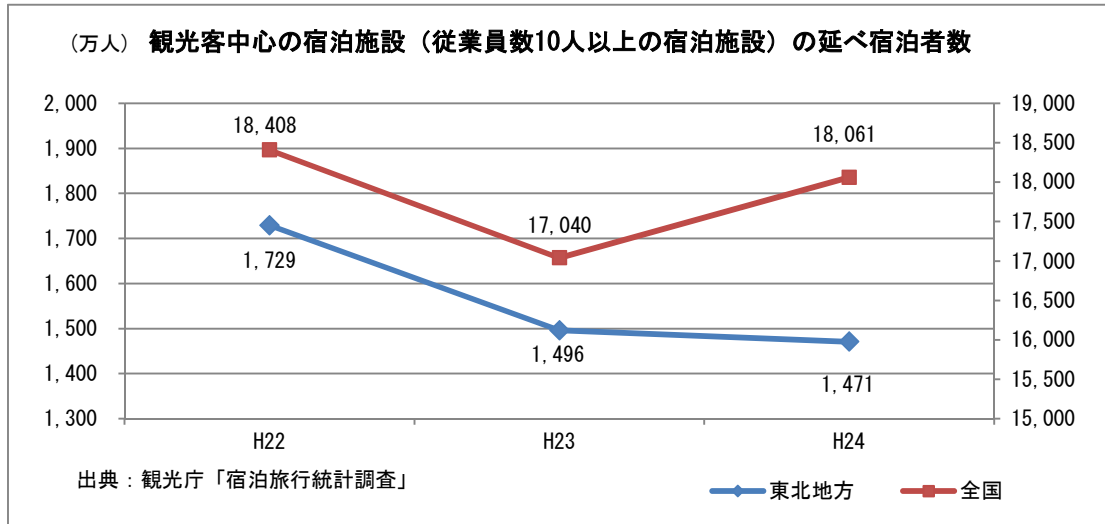


政府は、平成25年6月に開いた観光立国推進閣僚会議で、政府の成長戦略で定めた2030年(平成42年)までに訪日外国人旅行者数を年間3,000万人とする目標の実現に向けた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を決定しました。訪日外国人旅行者数は、中国からの旅行者が尖閣諸島問題等の影響で回復していない一方で、東南アジアからの旅行者は円安効果等で増加傾向が続いています。タイやマレーシアからの訪日外国人のビザを免除するなど、東南アジアからの観光客の誘致に力を入れています。

その他、2020年(平成32年)夏季オリンピック・パラリンピック東京開催の決定を契機として、訪日外国人の増加が見込まれます。また、東日本大震災の被災地では、サッカーの予選や聖火リレーなどが行われる予定となっていることから、外国人観光客の受入環境の整備など、オリンピック開催を見据えた対応が求められます。

(4) 東北地方の状況 ～ 東日本大震災及び風評被害からの観光の回復の遅れ ～

一方、東日本大震災で太平洋沿岸部の観光施設等が壊滅的な被害を受けた東北地方では、被災した集客施設等の復旧支援や各県での観光キャンペーンなどにより国内外からの観光客の誘致に努めているものの、原発事故の風評被害や宿泊施設等の復旧の遅れなどが影響し、平成24年の観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊者数は約1,471万人(震災前比△約15%)、観光客中心の外国人延べ宿泊者数は約11.8万人(震災前比△約60%)と、全国に比べ観光の回復が大きく遅れています。



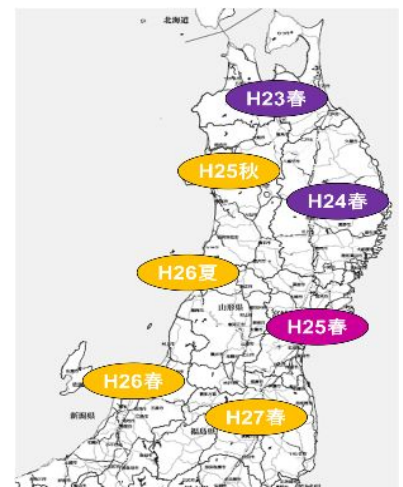
東日本大震災により東北地方沿岸部の鉄道は甚大な被害を受け、現在も一部区間で運休を余儀なくされています。平成26年2月現在、8路線約271kmが運休となっており(東北運輸局「東北地方の旅客鉄道の運行状況」)、代行バスやBRTが運行されています。鉄道は沿岸被災地を訪れる観光者にとっても重要な移動手段であり、早期復旧と利便性の向上が望まれます。

県内のJR各路線の運休区間

路線	不通区間	復旧予定等
常磐線	浜吉田駅～相馬駅	用地取得等が順調に進む前提下で、平成29年春頃に運行再開予定
仙石線	高城町駅～陸前小野駅	平成27年中に運行再開予定
石巻線	浦宿駅～女川駅	平成27年春の運行再開予定
気仙沼線	柳津駅～気仙沼駅	仮復旧としてBRTが運行中
大船渡線	気仙沼駅～盛駅	仮復旧としてBRTが運行中

平成25年4～6月に宮城県で開催された「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン(DC)」では、多くの観光客が仙台・宮城を訪れました。今後、DCは東北各県で連続して開催が予定されています。仙台・宮城DCの勢いを東北全体の観光の回復につなげられるよう、各県の連携した取組が求められます。

東北各県でのDC開催予定

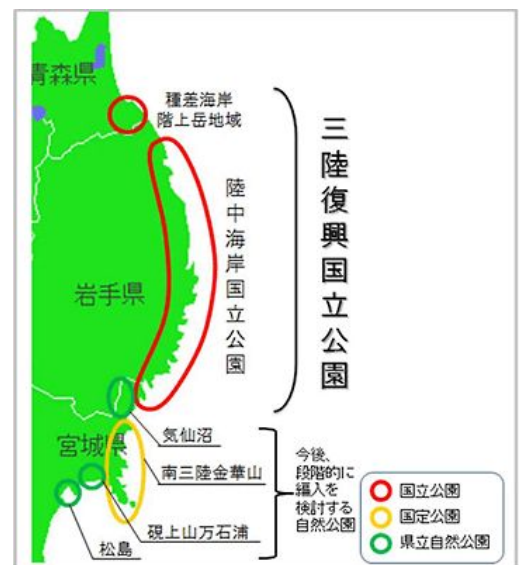


開催時期	開催地域
平成25年10～12月	秋田県
平成26年4～6月	新潟県
平成26年6～9月	山形県
平成27年4～6月	福島県

東北地方の観光の回復の遅れの大きな要因の一つと考えられる原発事故の風評については、平成25年1月に青森県、岩手県、福島県と共同で国に「福島第一原発事故に伴う損害賠償への対応」について要望するなど、他地域とも連携して取り組んでいますが、引き続き連携して対応する必要があります。

また、平成24年5月には東北地方の太平洋沿岸の自然公園を再編する「三陸復興国立公園」が誕生しました。平成25年5月に岩手県から気仙沼市にまたがる「陸中海岸国立公園」などが指定され、平成26年以降に「南三陸金華山国立公園」等を順次編入することが検討されています。環境省では、三陸復興国立公園を縦断する長距離歩道「みちのく潮風トレイル」などを整備する計画が立てられており、観光の活性化につながると期待されています。また、三陸地域では、平成25年9月に日本ジオパーク(貴重な地形等の自然に親しむための公園)に認定された青森県、岩手県、宮城県三県にまたがる三陸沿岸についても、防災教育や観光資源としての活用が期待されています。

国立公園の再編成のイメージ(環境省HPより)



その他、東北全体の発展及び震災からの復興につながるとして東北への誘致活動が行われている「国際リニアコライダー(ILC)」や、平成27年に仙台市での開催が決まった「国連防災世界会議」については産業振興・雇用創出・地域振興などの面において重要であるとともに、観光振興にも大きな効果があると期待されており、その動向が注目されます。

2 第2期みやぎ観光戦略プランの達成状況

(1) 第2期みやぎ観光戦略プランの概要

県では、平成23年3月に「第2期みやぎ観光戦略プラン」を策定し、平成23年度から平成25年度までの3年間で5つの戦略プロジェクトにより観光振興に取り組むこととしました。

しかし、プラン策定直後に東日本大震災が発生し、本県の観光は未曾有の被害を受けたことから、「震災復旧・復興関連事業」を大きなプロジェクトとして位置づけるとともに、観光入込客数などのプランの数値目標も平成25年までに震災前の水準へ回復させることとして修正しました。

(2) 戦略プロジェクト

本県の観光の諸課題に対応するため、5つの戦略プロジェクトを掲げて、観光に関する情報発信、観光に携わる人材育成等、誘客活動、観光地づくり、受入態勢整備などに取り組んだほか、東日本大震災からの観光の再生に向けてプロジェクトとして位置づけた「震災復旧・復興関連事業」にも取り組みました。

戦略プロジェクト	主な内容
①みやぎの魅力の向上	国内外の魅力ある観光地の中から宮城を選んで、訪れて、宿泊していただけるよう、宮城の魅力の向上、魅力の発信を実施する。
②広域観光の充実、域内流動の促進	観光客の宮城県・東北の域内での流動化を促進し、広域観光を充実する。また、ゲートウェイ機能を強化し、東北の広域観光ルートを構築する。
③インバウンドの強化	宮城への外国人観光客が増加するよう、誘客プロモーション活動の強化、外国人観光客にとって宮城県が訪れやすくなるような態勢の整備等を実施する。
④関東以西からの誘客強化	関東以西から多くの観光客が宮城・東北を訪れていただけるよう、情報発信、誘客キャンペーンの実施等により宮城・東北の魅力の認知度の向上を実現する。
⑤アクティブ・シニアの受入態勢充実	今後増加が見込まれるアクティブ・シニア、障害者の方などにとって訪れやすい観光地となるよう施設整備や観光を支援する人材の育成を実施する。
⑥震災復旧・復興関連事業（震災後追加）	東日本大震災による観光自粛、風評被害の影響を払拭し、観光施設等の早期復旧、国内外からの観光客入込数の早期回復を実現する。

(3) 数値目標の状況

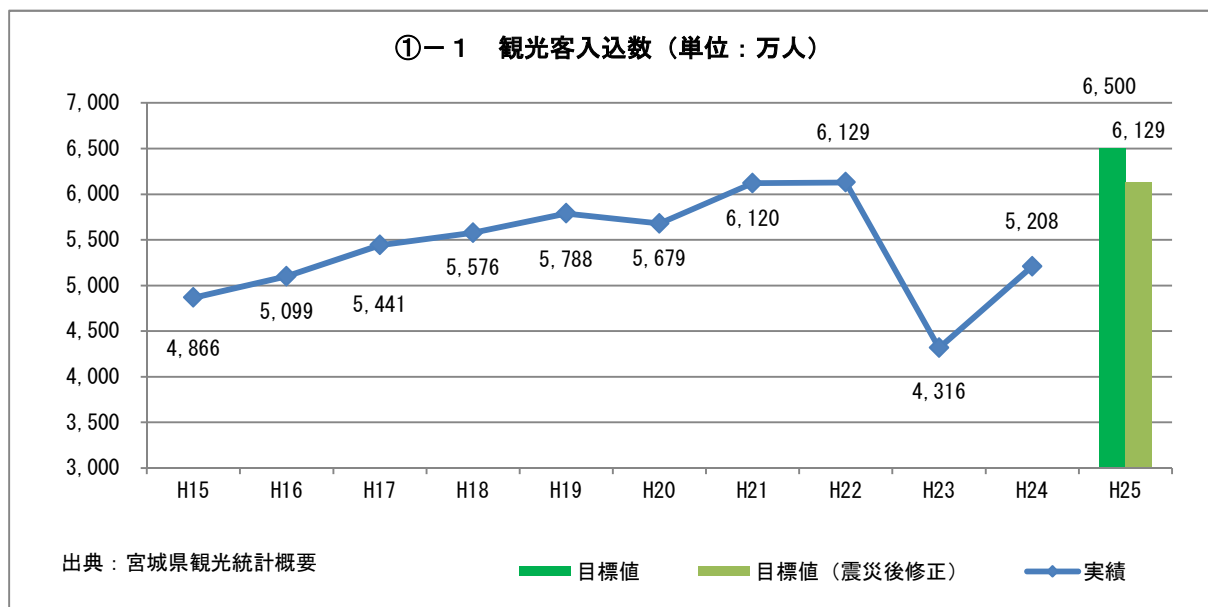
「第2期みやぎ観光戦略プラン」では、観光客の入込数及び外国人観光客を含めた宿泊観光客の増加を図りそれに伴う観光による消費を増やすことを目標として、4つの数値目標を定めました。なお、当初設定した数値目標は、東日本大震災の発生を受けて、平成25年に震災前の水準に戻すこととして修正しています。

目標(平成25年における数値目標)と平成24年における現況値は次のとおりです。

平成25年の数値目標	当初目標	震災後修正	現況値(平成24年)
①観光客入込数	6,500万人	6,129万人	5,208万人
②宿泊観光客数	900万人	805万人	888万人
③外国人観光客宿泊者数	20万人	11万人	7.5万人
④観光消費額	6,300億円	5,387億円	4,058億円

①観光客入込数

県の観光入込客数は平成 22 年に過去最高の 6,129 万人を記録するまで着実に増加してきましたが、平成 23 年の東日本大震災の影響で激減しました。東日本大震災の観光の再生に向けた取組により、平成 24 年の観光客入込数は前年から 892 万人増の 5,208 万人まで回復しましたが、圏域別の状況を見ると、内陸部の着実な回復に対し、沿岸部である石巻・気仙沼圏域は回復が遅れています。



①-2 圏域別観光客入込数（単位：万人）

出典：宮城県観光統計概要

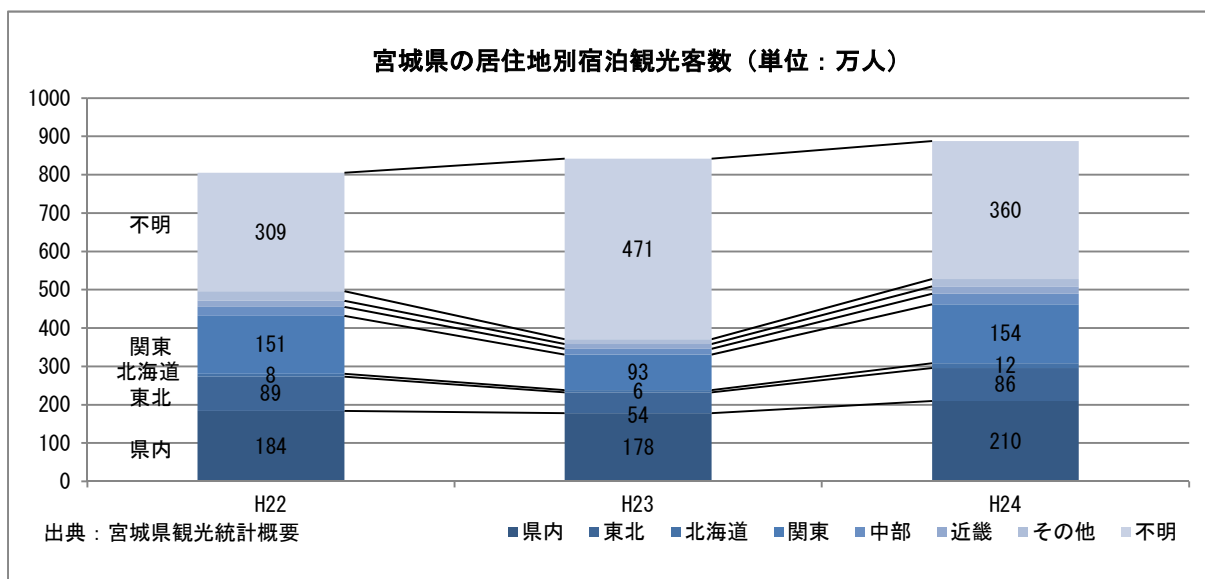
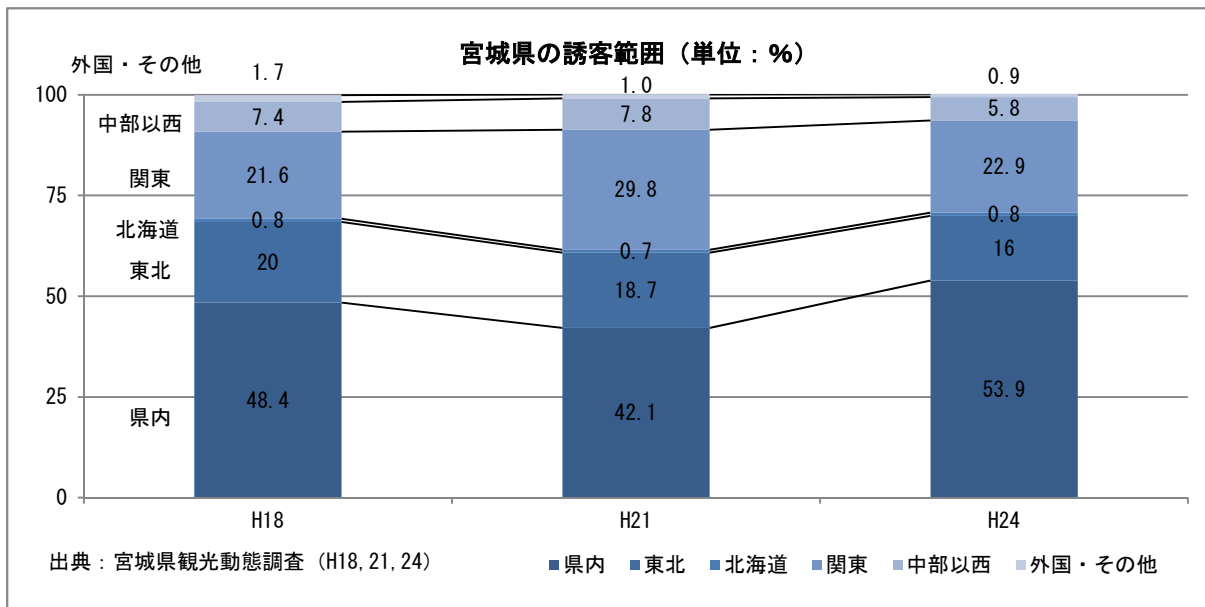
圏域	H20	H21	H22	H23	H24	H24/H22
仙南	579	588	567	438	578	102%
仙台	2,953	3,339	3,368	2,416	2,919	86%
大崎	1,035	1,060	997	885	939	94%
栗原	88	88	113	77	95	84%
登米	237	248	277	229	262	95%
石巻	436	434	443	192	247	56%
気仙沼	351	363	362	79	168	46%
合計	5,679	6,120	6,129	4,316	5,208	85%

なお、平成 25 年 4 月から 6 月にかけて「笑顔咲くたび 伊達な旅」をキャッチフレーズに、県内の観光施設やイベント等で多くの観光客を「おもてなしの心」で歓迎した「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」は大きな成果を収めることができました。期間中に関係機関等の協力を得て実施した3ヶ月間の観光客の入込のサンプル調査では、ほぼ震災前の水準まで回復しました。

①-3 H25DC入込概況調査（震災前同期比）

圏域	H25/22
県南	+3.2%
仙台・松島	△7.0%
三陸	△5.6%
県北	+1.2%
県全体	△3.0%

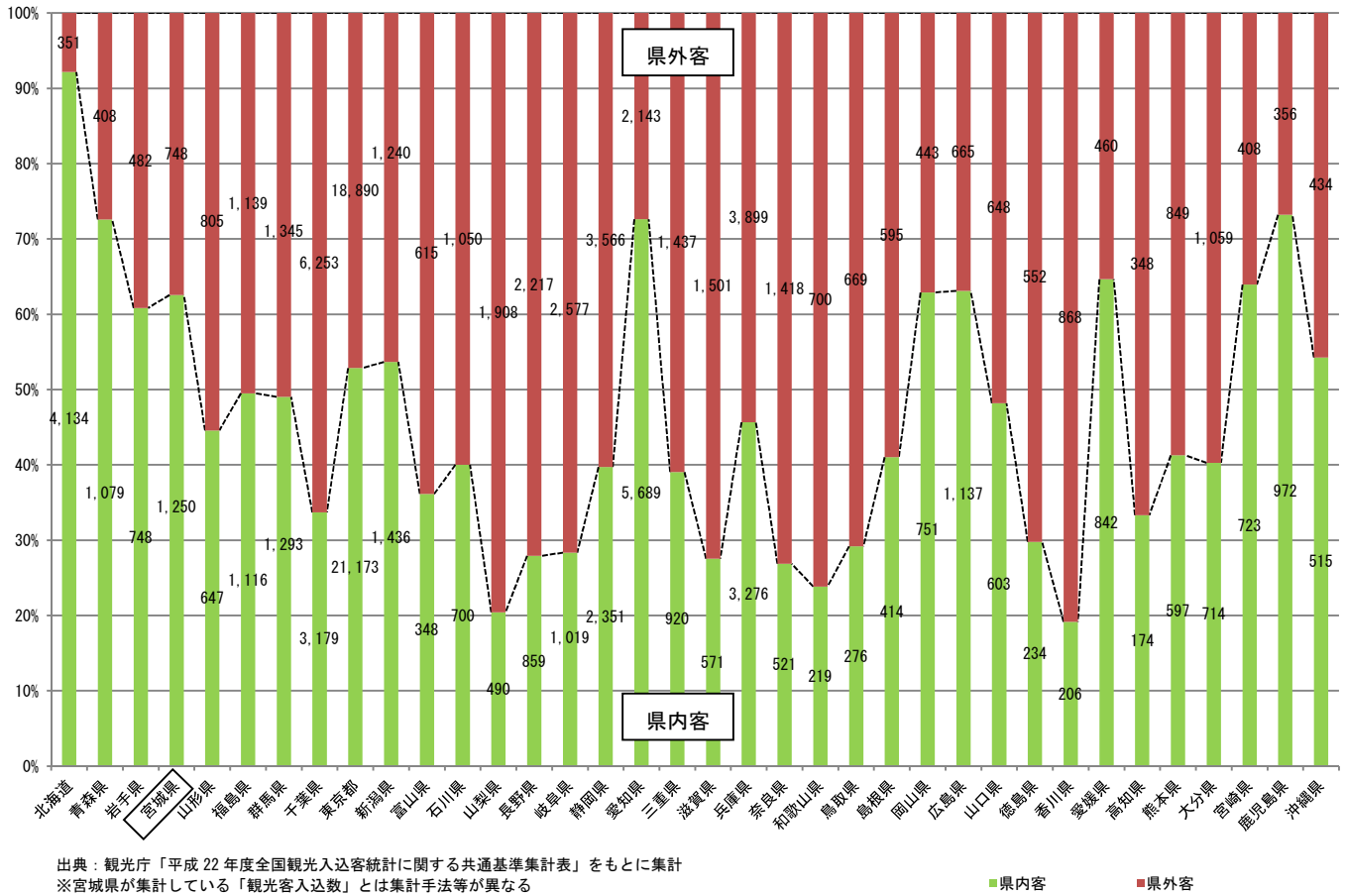
県の誘客範囲は県内の割合が高く、3年に一度実施する調査において、平成24年は5割を超えています。さらに、県内を含めた東北地方で見た場合は約7割と、観光客の大部分を占めています。東北地方以外では関東地方が約2割を占め、中部以西は1割未満となっています。



観光庁がとりまとめた「観光入込客統計に関する共通基準」に基づいた平成22年度の都道府県の入込客に関する調査結果では、本県の観光入込客数(1,998万人回)に占める県内客(1,250万人回)の割合は60%を超えており、都道府県の中でもその割合は高いグループに属しています。東北地方では、本県のほかに岩手県(1,230万人回のうち県内客748万人回、県内客約61%)、青森県(1,487万人回のうち県内客1,079万人回、県内客約72%)で観光入込客数に占める県内客の割合が高く、山形県(1,452万人回のうち県内客647万人回、県内客約45%)、福島県(2,255万人回のうち県内客1,116万人回、県内客約49%)では県外客の占める割合が高くなっています。

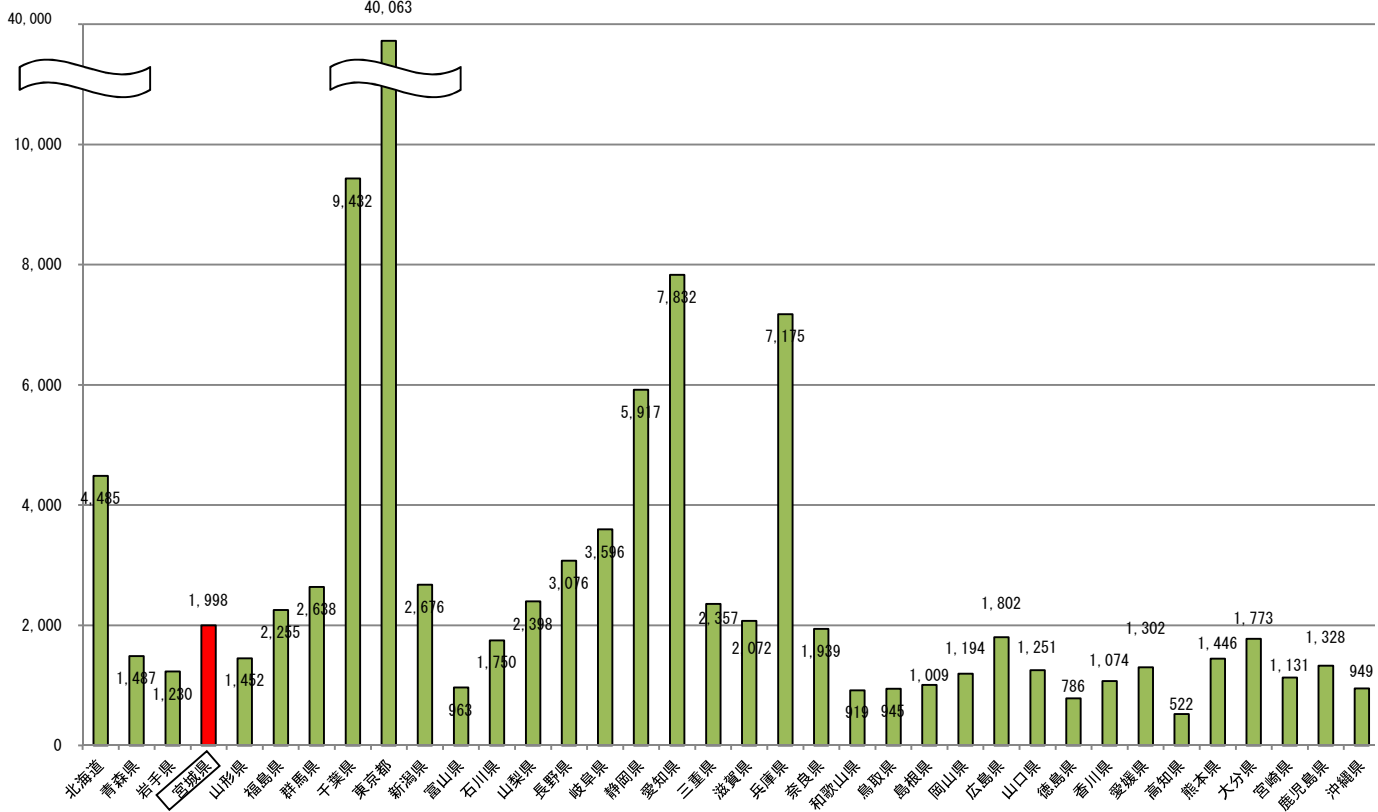
現在もその傾向は大きく変化していないと考えられ、本県の観光客誘致に当たっては、県内客の活発な入込を確保する一方で、県外からの誘客を増やしていく取組が求められます。

平成22年度都道府県別観光入込客数（単位：万人回）



出典：観光庁「平成22年度全国観光入込客統計に関する共通基準集計表」をもとに集計
 ※宮城県が集計している「観光客入込数」とは集計手法等が異なる

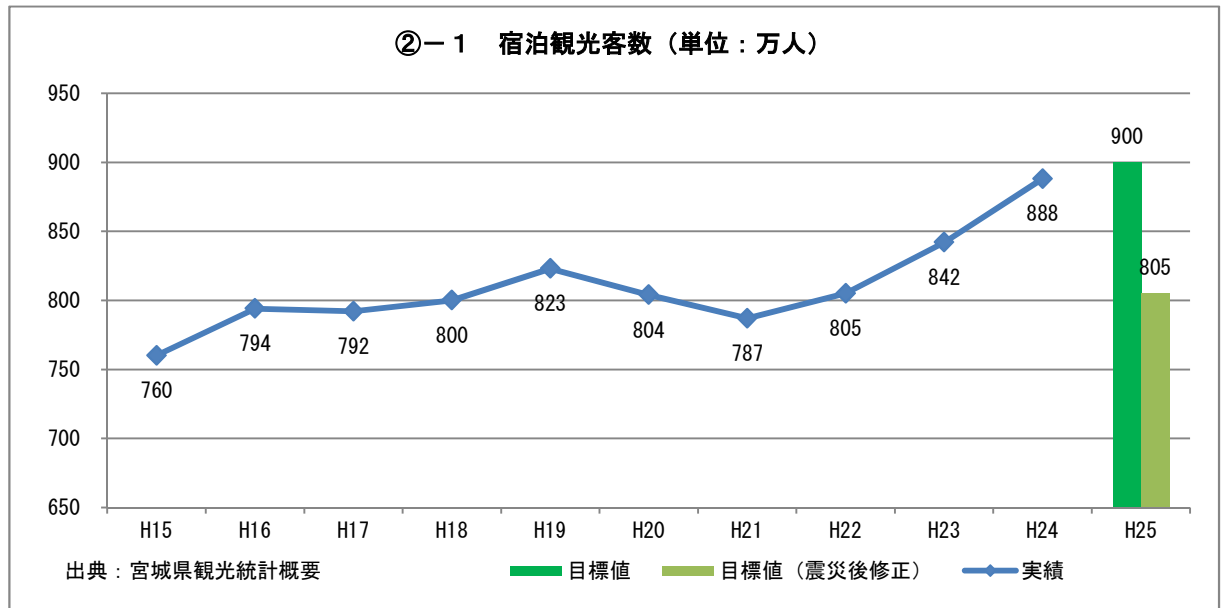
平成22年度都道府県別観光入込客数（県内客と県外客の合計，単位：万人回）



出典：観光庁「平成22年度全国観光入込客統計に関する共通基準集計表」をもとに集計
 ※宮城県が集計している「観光客入込数」とは集計手法等が異なる

②宿泊観光客数

県の宿泊観光客数は概ね700万人台後半から800万人台で推移してきましたが、平成23年の東日本大震災以降は、復旧・復興関連需要の影響から震災前を大きく上回っています。圏域別では、内陸部の宿泊観光客数が震災前から大きく伸びているのに対し、多くの宿泊施設が被災した石巻・気仙沼圏域の沿岸部、特に石巻圏域では震災前を大きく下回っています。



②-2 圏域別宿泊観光客数（単位：万人）

出典：宮城県観光統計概要

圏域	H20	H21	H22	H23	H24	H24/H22
仙南	61	58	61	67	77	126%
仙台	556	547	565	644	659	117%
大崎	95	96	93	96	101	109%
栗原	8	4	9	6	10	118%
登米	4	3	3	2	3	123%
石巻	34	32	31	5	8	27%
気仙沼	46	47	44	22	30	68%
合計	804	787	805	842	888	110%

沿岸部宿泊施設の被災・復旧状況（平成26年1月時点、宮城県観光課調べ）

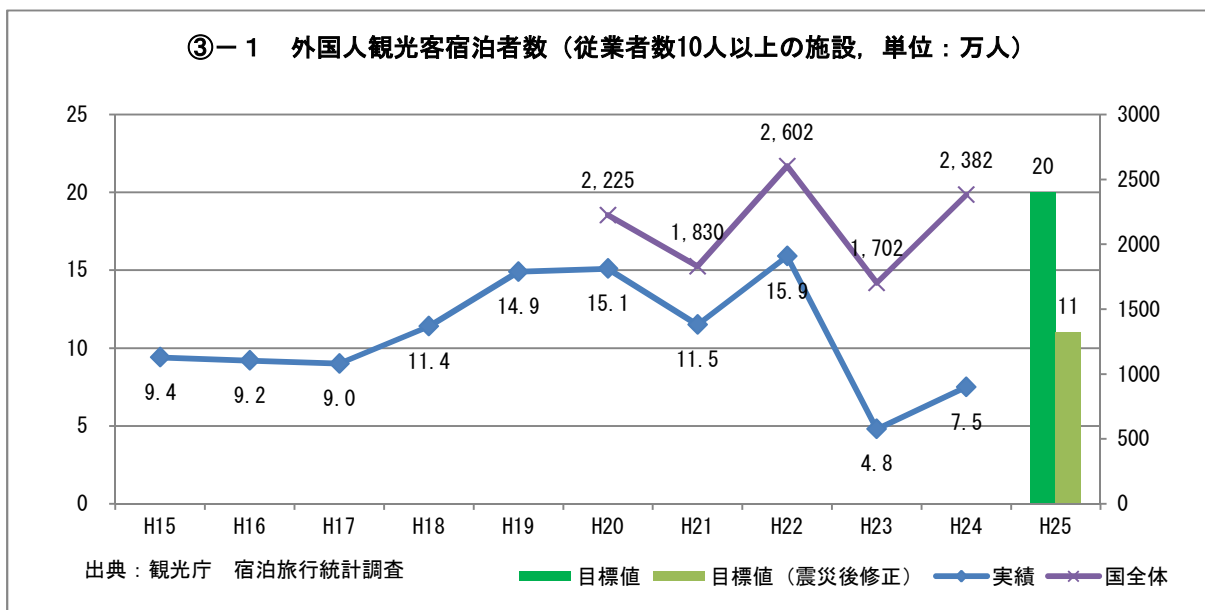
市町名	震災前 a	廃止、休止 ^b		新設 ^d	現在数 ^e a-b+c+d	稼働率 e/a
			復旧 ^c			
石巻市	103	63	23	16	79	76.7%
塩竈市	16	8	1	0	9	56.3%
気仙沼市	88	49	8	3	50	56.8%
名取市	5	3	0	3	5	100.0%
多賀城市	14	12	11	0	13	92.9%
岩沼市	9	1	1	0	9	100.0%
東松島市	44	41	8	2	13	29.5%
亶理町	8	6	1	1	4	50.0%
山元町	1	0	0	0	1	100.0%
松島町	24	4	0	0	20	83.3%
七ヶ浜町	12	7	1	0	6	50.0%
女川町	45	41	4	2	10	22.2%
南三陸町	39	27	1	2	15	38.5%
合計	408	262	59	29	234	57.4%

③外国人観光客宿泊者数

県の外国人観光客宿泊者数は、日本の訪日外国人旅行者数が過去最高となった平成 22 年に過去最高の 15.9 万人を記録するなど、着実に増加してきましたが、東日本大震災後の平成 23 年には 4.8 万人まで大きく落ち込みました。平成 23 年は、日本の外国人観光客宿泊者数も同様に 1,702 万人まで激減しています。

平成 24 年には、日本の外国人観光客宿泊者数がほぼ震災前の水準の 2,382 万人まで回復した一方で、県の外国人観光客宿泊者数は、7.5 万人と回復基調にはあるものの、震災前の半分にも回復しておらず、依然として県や東北地方に対して東日本大震災及び原発事故の風評の影響が根強く残っていると考えられます。

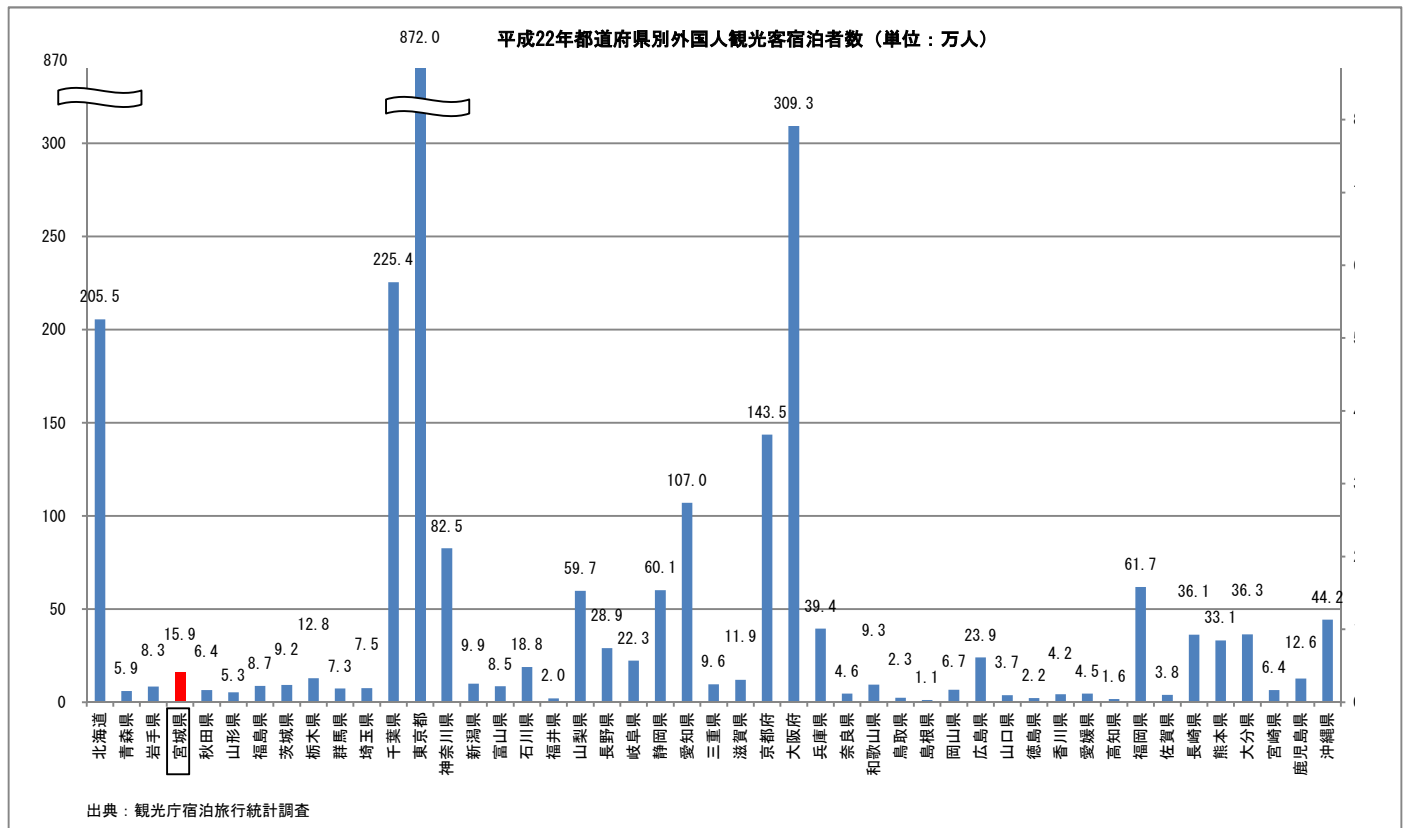
県の外国人観光客宿泊者数を国別に見ると、台湾、米国、中国からの宿泊者数が多くなっています。震災前への回復状況を見ると、中国、米国はほぼ震災前の水準に回復しましたが、台湾、韓国、香港のほか、タイ、シンガポールでも落ち込みが大きくなっています。



③-2 宮城県の国別外国人観光客宿泊者数（従業者数 10 人以上の施設、単位：万人） 出典：観光庁 宿泊旅行統計調査

国	H21	H22	H23	H24	H24/H22
韓国	1.3	1.7	0.6	0.5	28%
中国	1.2	1.4	0.8	1.2	87%
香港	1.8	2.7	0.3	0.4	16%
台湾	3.0	3.8	0.8	1.6	42%
米国	1.0	1.4	0.7	1.4	91%
タイ	0.5	0.5	0.1	0.2	49%
シンガポール	0.2	0.4	0.1	0.04	10%
その他	2.5	4.0	1.4	2.1	49%
合計	11.5	15.9	4.8	7.5	47%

観光庁の「宿泊旅行統計調査」で平成 22 年から 24 年にかけての都道府県別の外国人観光客宿泊者数を見ると、宮城県は平成 22 年(15.9 万人)で全国 20 位、震災後の平成 23 年(4.8 万人), 24 年(7.5 万人)はいずれも全国 30 位となっています。



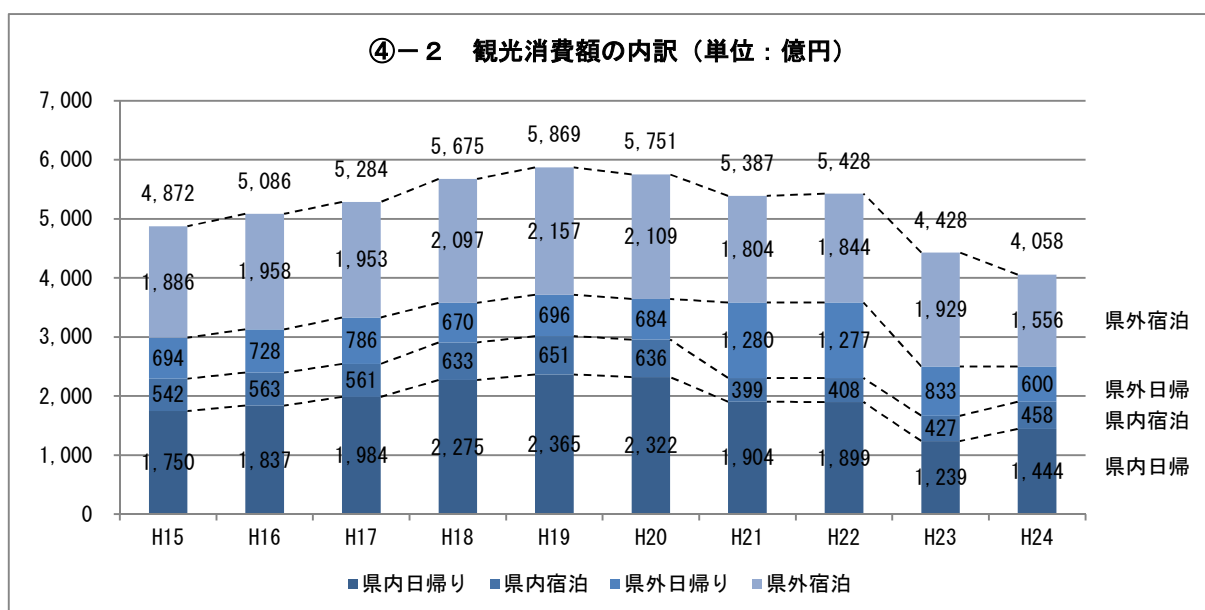
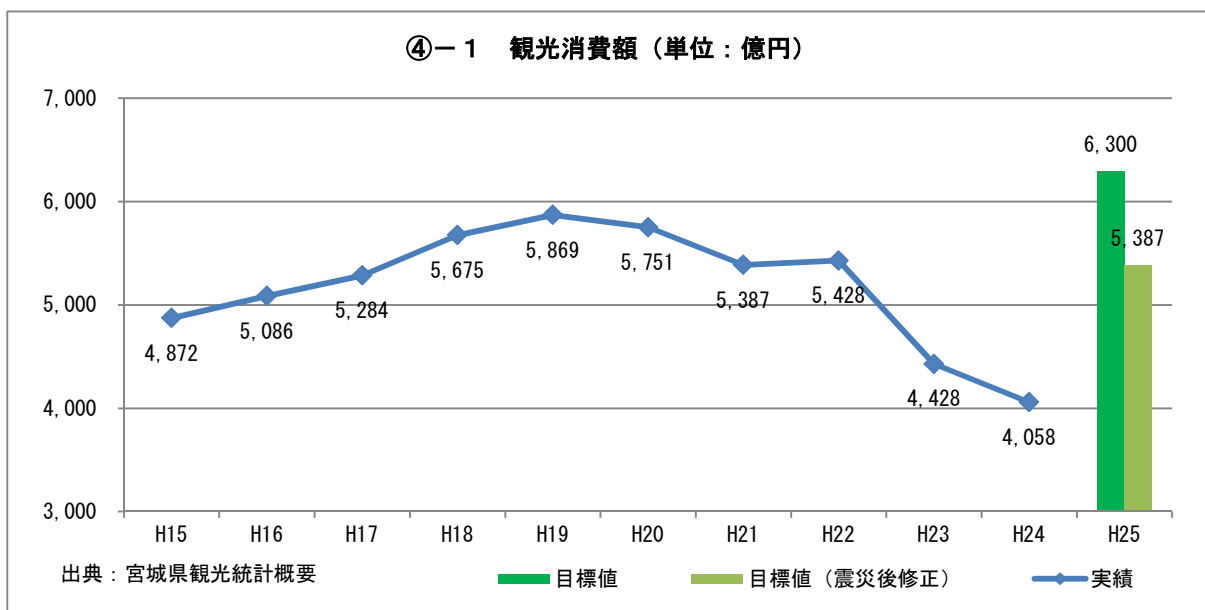
④観光消費額

県の観光消費額は5千億円台で推移してきましたが、東日本大震災による観光客の減少で平成23年に大きく低下したのに続き、平成24年は観光客の一人当たり平均消費額の低下等の影響により4,058億円に低下しました。平成24年の観光消費額の内訳を見ると、日帰り旅行が2,044億円、宿泊旅行が2,014億円となっています。そのほか、県内客の観光消費額は前年より増加しているのに対し、県外客の観光消費額は低下しており、県外客の観光消費額の向上が課題であると考えられます。

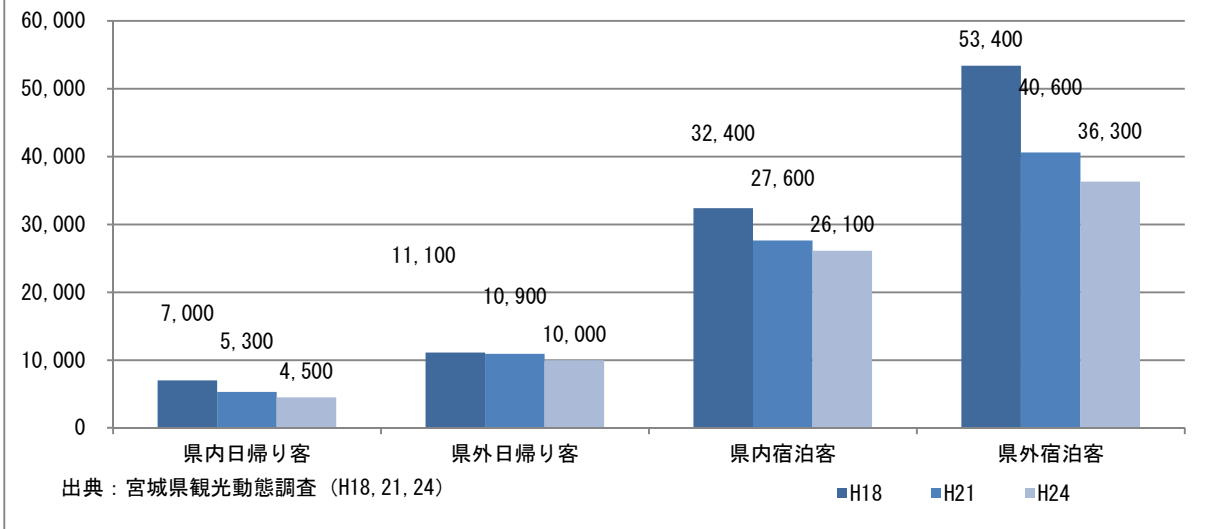
また、平成24年の観光消費額を用いて算出した経済効果は、波及効果が2,548億円(参考:宮城県民経済計算(平成23年度速報)に基づく平成23年度の県内総生産(名目)7兆6,664億円の3.3%)、雇用効果は60,613人(参考:平成22年国勢調査に基づく県の就業者総数1,059,416人の5.7%)と推計されます。

観光産業は裾野が広く経済波及効果が大きいため、観光産業の振興を図り、観光消費を向上させることは本県経済のみならず、東日本大震災からの復旧・復興にとっても重要な課題です。

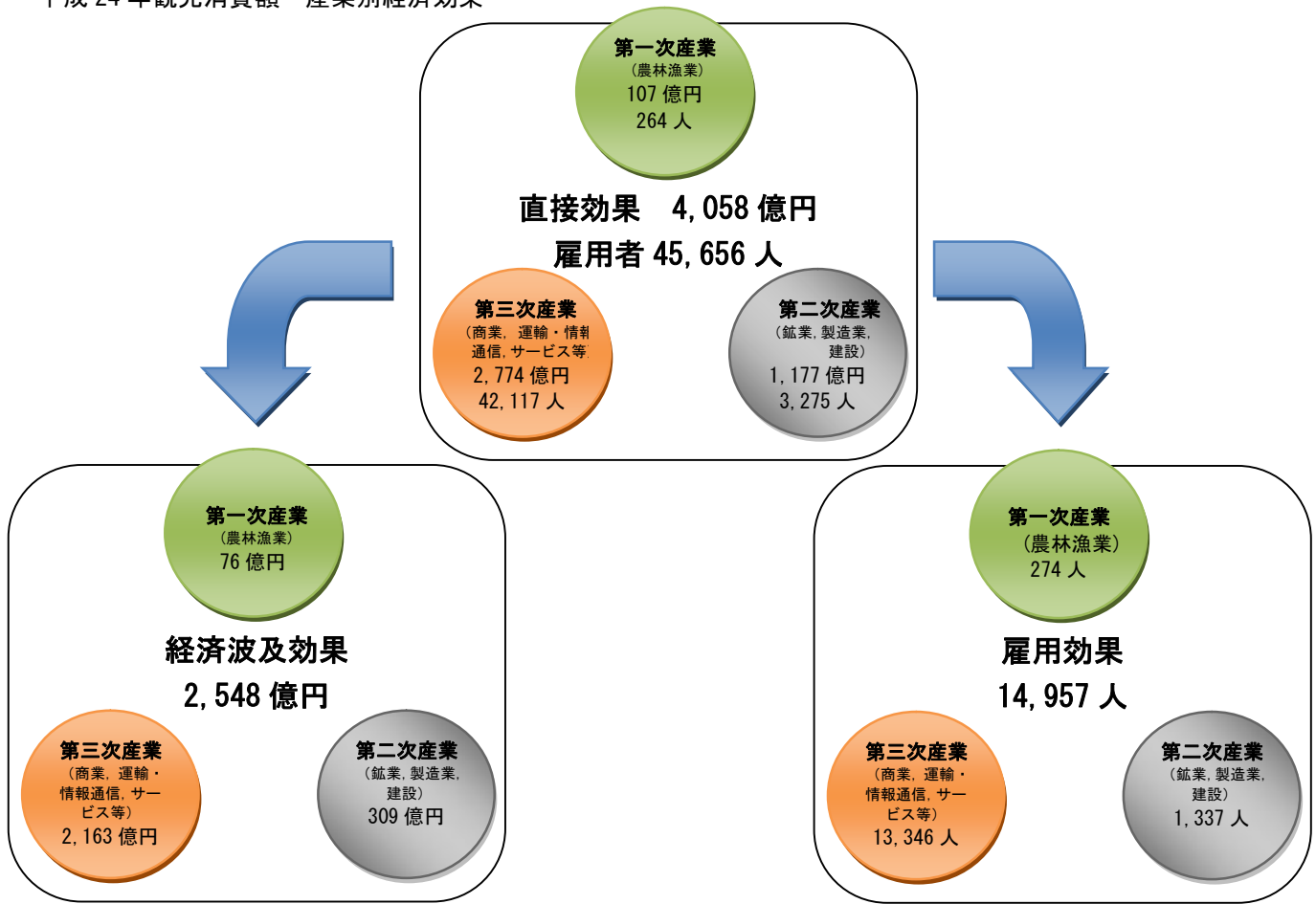
なお、観光消費の向上に当たっては、平成26年4月と平成27年10月にそれぞれ実施が予定されている消費税増税に伴う消費の冷え込みの影響も懸念されます。



④-3 観光客の1人あたり平均消費額（単位：円）



平成 24 年観光消費額 産業別経済効果

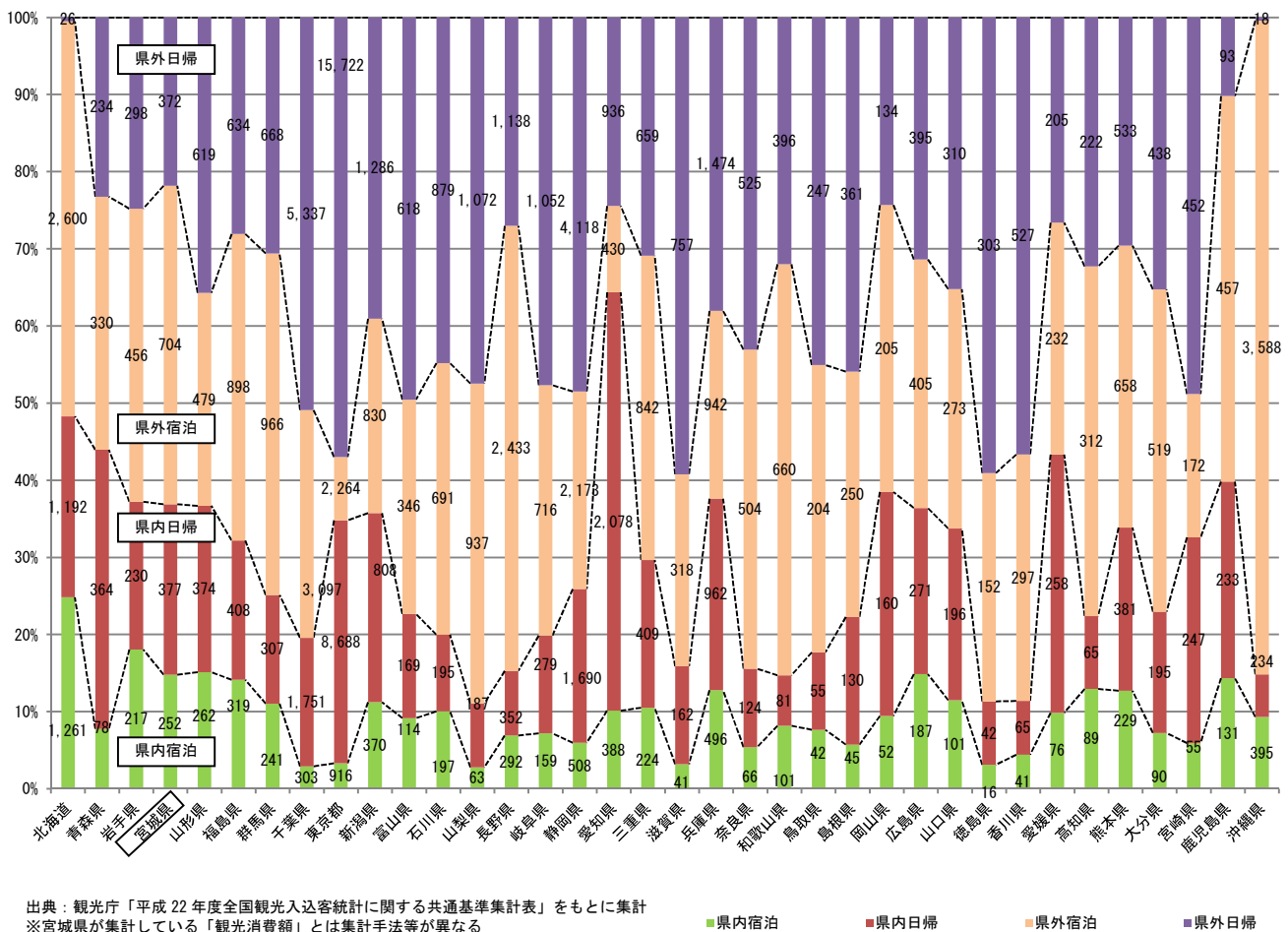


観光庁の「観光入込客統計に関する共通基準」に基づく平成22年度の都道府県別の観光消費額を見ると、本県の観光消費額約1,706億円に占める県内客(宿泊・日帰)の割合は約37%(約630億円)となっており、都道府県の中でもその割合は高いグループに属しています。

東北地方では、福島県の観光消費額2,260億円が最も高く、県外客の割合も比較的高くなっています(うち県内客727億円、約32%)。その他、東北地方の各県の観光消費額は、岩手県が1,201億円(うち県内客447億円、約37%)、青森県が1,005億円(うち県内客441億円、約43%)、山形県が1,735億円(うち県内客637億円、約37%)となっています。

現在もその傾向は大きく変化していないと考えられ、本県の観光消費額の向上に当たっては、県内客の入込を確保する一方で、消費額の大きい県外からの誘客を増やしていく取組が求められます。

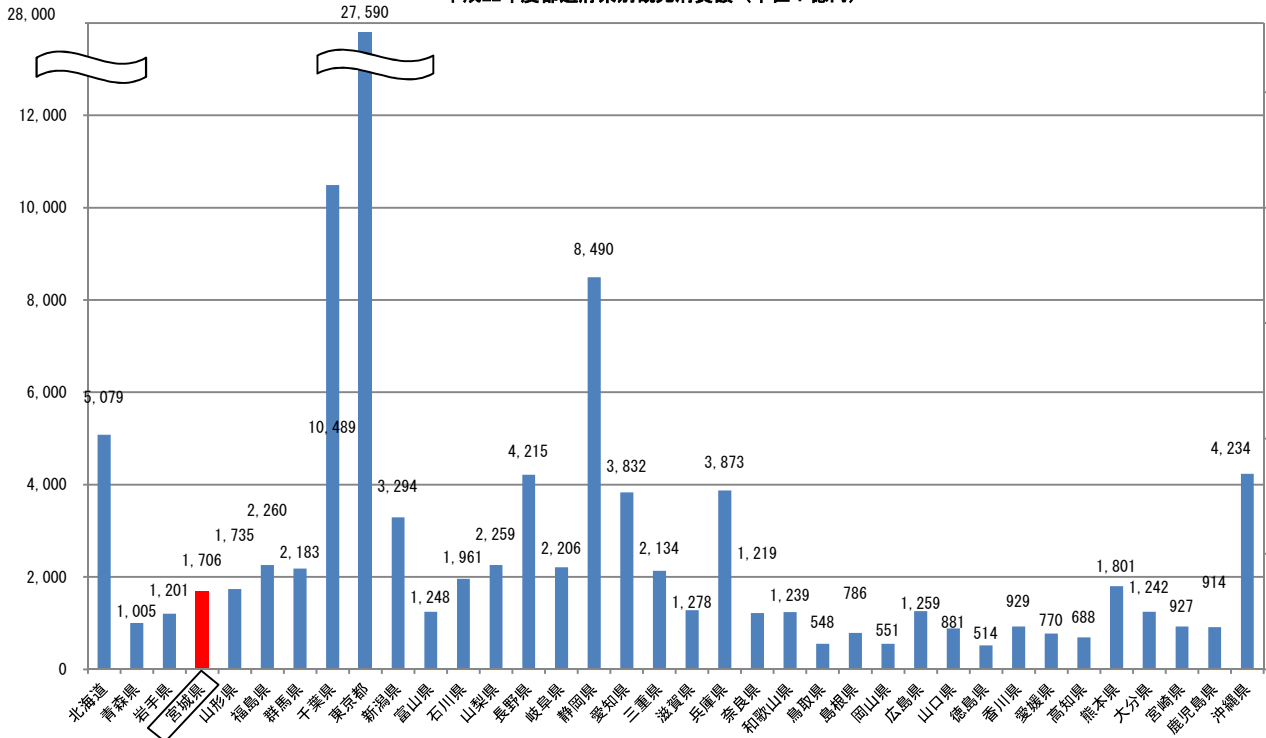
平成22年度都道府県別観光消費額(単位:億円)



出典:観光庁「平成22年度全国観光入込客統計に関する共通基準集計表」をもとに集計
 ※宮城県が集計している「観光消費額」とは集計手法等が異なる

■ 県内宿泊 ■ 県内日帰 ■ 県外宿泊 ■ 県外日帰

平成22年度都道府県別観光消費額（単位：億円）



出典：観光庁「平成22年度全国観光入込客統計に関する共通基準集計表」をもとに集計
 ※宮城県が集計している「観光消費額」とは集計手法等が異なる

(4) 本県の観光振興に向けた課題

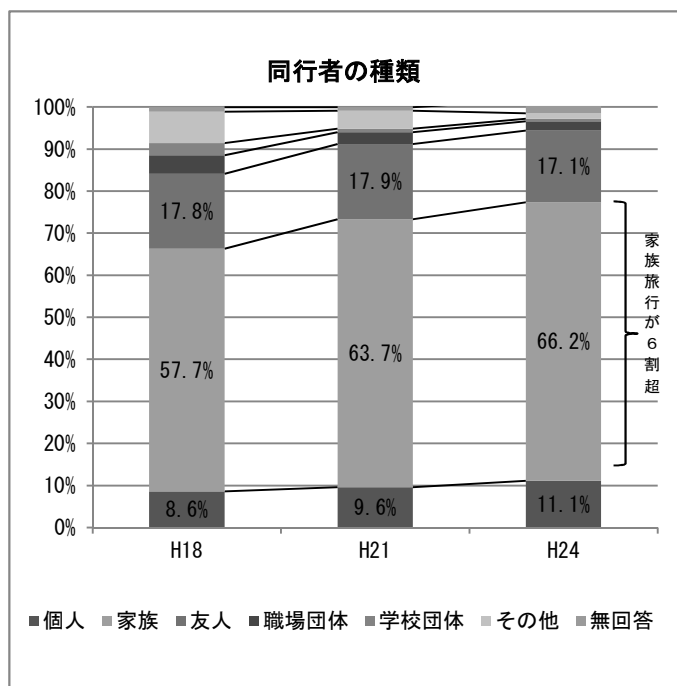
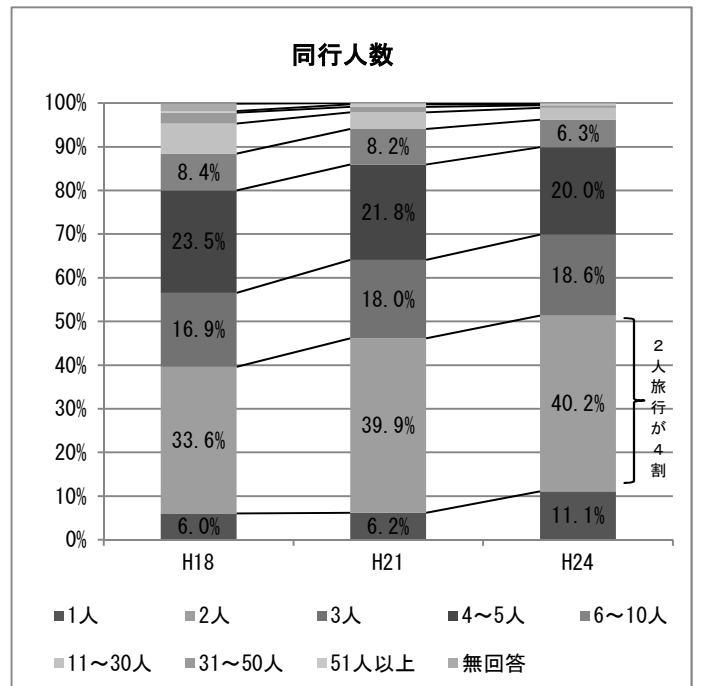
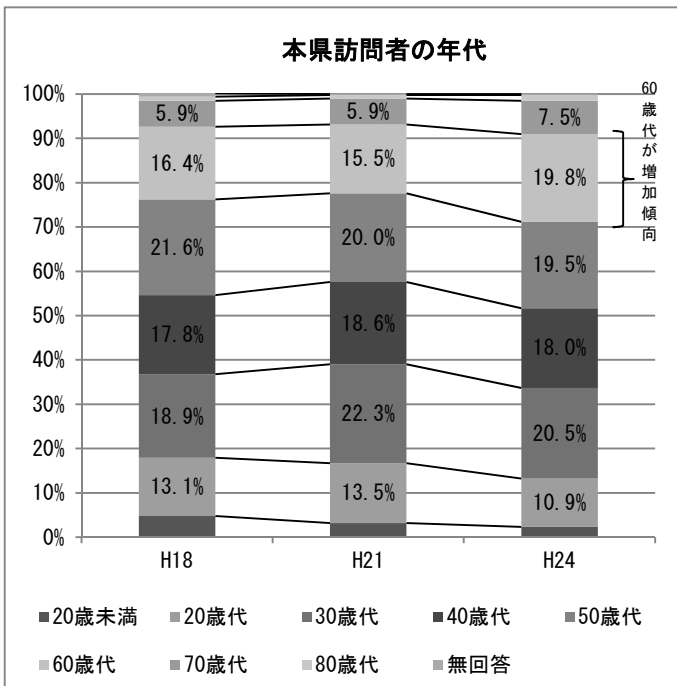
6つの戦略プロジェクトに基づくこれまでの取組の結果を踏まえ、次期計画に引き継ぐべき課題や方向性について、戦略プロジェクト別に次のとおり整理しました。

戦略プロジェクト・主な取組	主な課題
①みやぎの魅力の向上プロジェクト	
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年4～6月に実施した仙台・宮城DCでの市町村や民間団体と一体となった観光資源の磨き上げや、県民総参加による「10万人のおもてなし大作戦」等をはじめとして様々な誘客・おもてなし活動を展開しました。その結果、観光客入込数の震災前の水準への回復の実現に確かな手応えが得られました。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災からの観光の再生に向けて、さらなる観光客の受入態勢整備や観光資源の魅力向上を図り、観光客の滞在期間向上・県外客のリピーター獲得などを推進する必要があります。 落ち込んだ観光消費額の回復に向けて、県内客に比べて平均消費額の高い県外客の増加に向けた取組を強化する必要があります。 教育旅行やニューツーリズム(エコ・ツーリズムやスポーツツーリズムなどの新しい観光分野)の推進のために必要な人材の育成をさらに推進する必要があります。
②広域観光の充実、域内流動の促進	
<ul style="list-style-type: none"> 広域観光の充実、域内流動の促進に向けて、市町村や近隣の県等と連携した観光PRイベントや広域観光ルートの検討、広域周遊ガイドマップの作成などを実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 本県の東北のゲートウェイとしての機能のさらなる強化や東北各県で開催されるデスティネーションキャンペーンとの連携などによる東北全体が一体となった魅力のある観光地の形成の更なる推進が必要です。 遅れている東北地方の観光の回復に向けて、新たなトピックであるLCCの就航や仙台空港民営化などを契機とした広域観光の充実が必要です。
③インバウンドの強化	
<ul style="list-style-type: none"> 海外で根強い風評の払拭に向けた正確な観光情報を提供するためのマスコミ等の招請事業、海外旅行博等でのプロモーション活動のほか、外国人対応の観光パンフレットの作成や無料Wi-Fi接続サービスなど、外国人が本県を訪れやすくなるような態勢整備に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> 激減した外国人観光客の回復に向けて、東日本大震災・原発事故の風評を払拭するための正確で的確な情報発信、従来から重点市場と位置づけている中国、韓国、香港、台湾の東アジア諸国以外に、経済成長やビザ免除措置等により増加が期待できる東南アジア諸国等も対象とした観光客の誘致のほか、海外からの教育旅行やインセンティブツアーの誘致や外国人旅行者が過ごしやすい環境整備のさらなる推進が必要です。
④関東以西からの誘客強化	
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した中部、関西等での観光キャラバン、臨時観光案内所の設置のほか、「みやぎ観光復興支援センター」で関東以西に向けて「復興ツーリズム」の受入支援を行うなど、本県の魅力の発信と誘客強化に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> 依然として解消されていない本県の誘客範囲の偏りの解消に向けて、官民が一体となった継続的な観光キャンペーンのほか、復興ツーリズムやLCCの就航を生かした誘客など、関西地方等からの誘客の継続を図ることが必要です。
⑤アクティブ・シニアの受入態勢充実	
<ul style="list-style-type: none"> 行動的なシニア層の呼び込みを図るため、平成24年秋の「ねんりんピック宮城・仙台」での観光地のPRのほか、仙台・宮城DCにおいても県内の多様な魅力ある観光地のPRを行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も増加するシニア世代の観光ニーズへの対応はもちろん、あらゆる方々が安全に、安心して、快適に観光を楽しむことができる態勢のさらなる整備が必要です。
⑥震災復旧・復興関連事業	
<ul style="list-style-type: none"> 風評払拭のための正確な観光情報の提供や復興イベントの開催、震災の経験に基づく学習・研修を目的とした旅行(復興ツーリズム)の支援のほか、被災した観光施設の再生支援などに取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> 遅れている沿岸部への観光客の回復に向けて、東日本大震災・原発事故の風評払拭、沿岸部の観光施設の再建、沿岸部の宿泊施設不足の解消のほか、「復興ツーリズム」などを強力に進める必要があります。

3 本県訪問者の姿

県では、観光客の実態を把握し、観光動向や県経済に与える効果等について集計・分析するために3年毎に「宮城県観光動態調査」を実施しています。平成 18,21,24 年度に実施した調査において、県内の主要観光地点で実施したアンケート等の調査結果を整理しました。

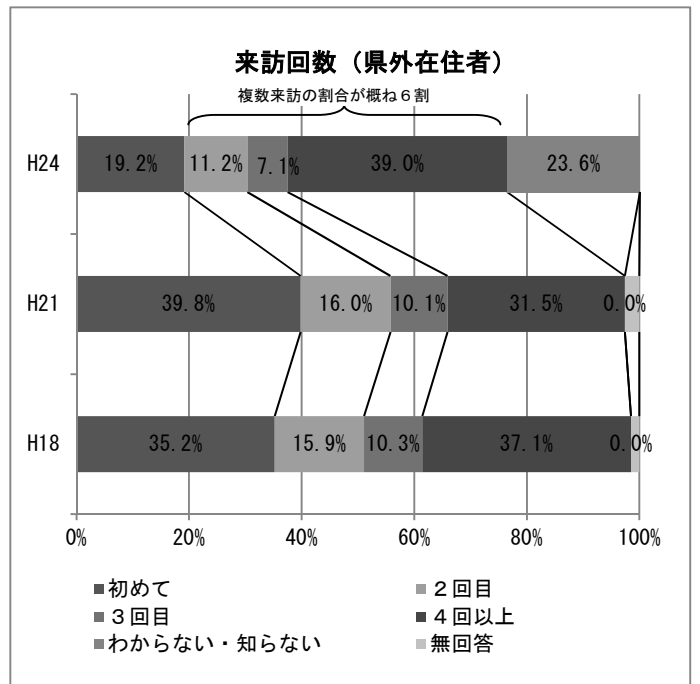
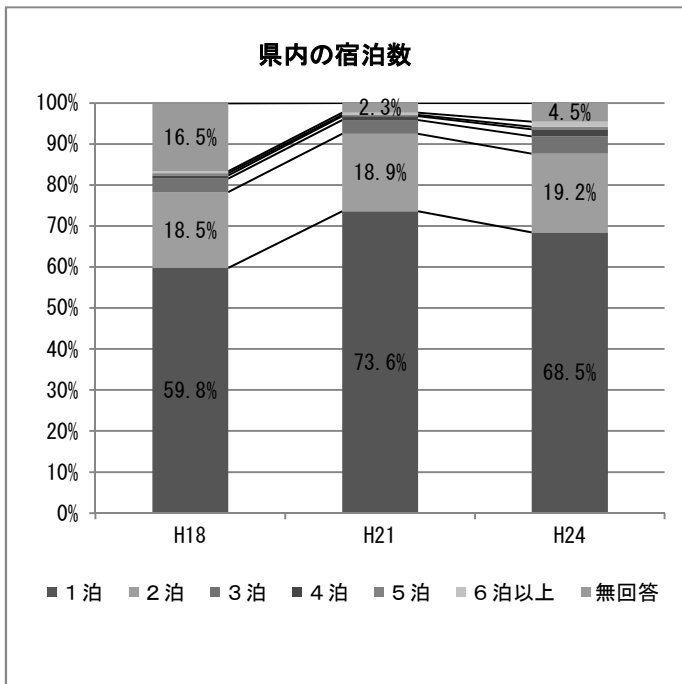
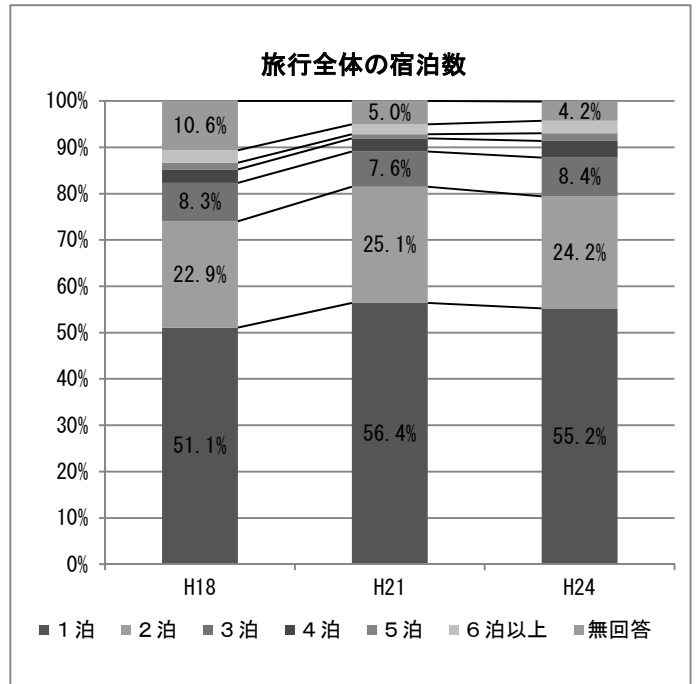
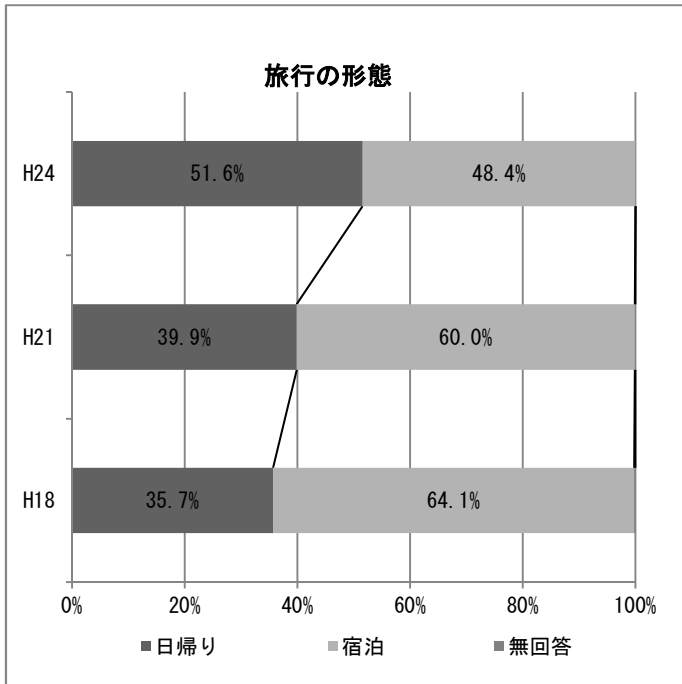
- 年代は、20 歳代から 60 歳代まで幅広い方々が訪れている。平成 24 年は 60 歳代が増加した。
- 同行人数は、2 人旅行が 4 割、4～5 人旅行が 2 割を占める。
- 同行者の種類は、家族旅行が 6 割超を占める。
- 交通手段は、自家用車が 7 割以上を占め、新幹線は 1 割程度。



主な交通手段（複数回答）

	H18	H21	H24
1位	自家用車 66%	自家用車 70.8%	自家用車 72.1%
2位	新幹線 12.4%	新幹線 13.8%	新幹線 11.6%
3位	貸切バス 9.1%	鉄道 7.0%	その他 10.4%
4位	鉄道 6.8%	貸切バス 5.9%	鉄道 8.2%

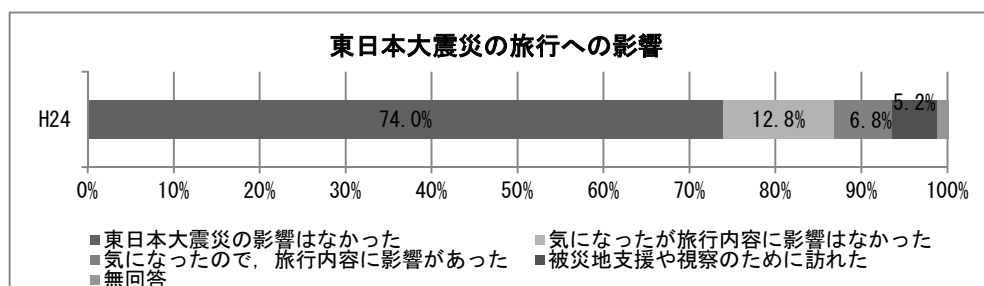
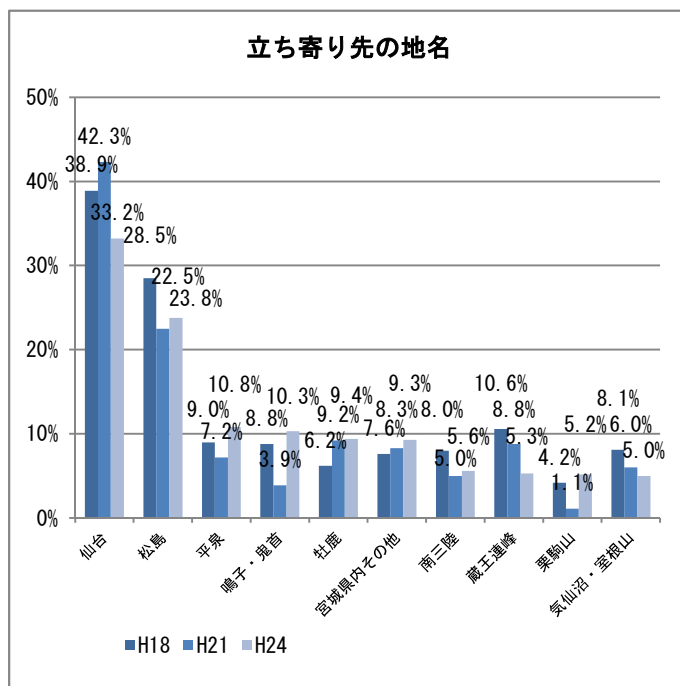
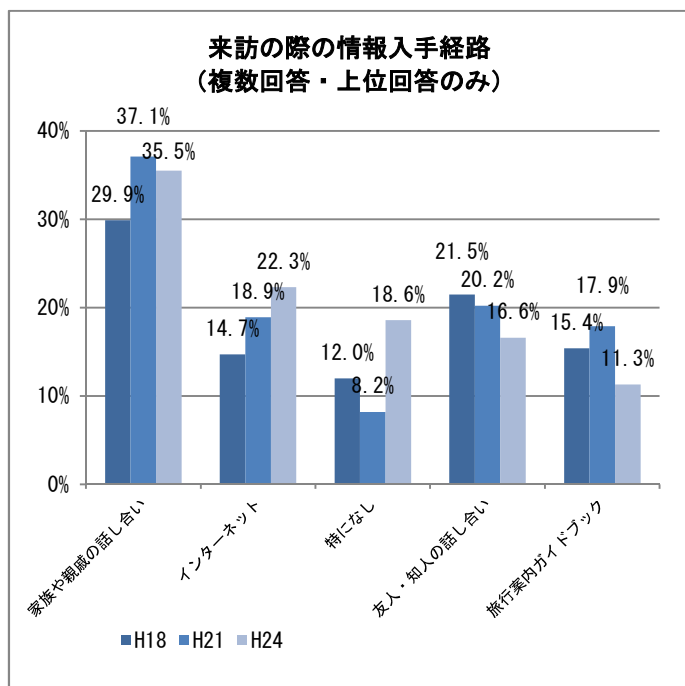
- 旅行形態は、日帰り旅行が増加傾向にあり、平成24年は半数を超えた。
- 旅行全体の宿泊数は1泊が半数以上を占め、2泊は約2割を占める。
- 県内の宿泊数は、6～7割が県内に1泊、2割程度が県内に2泊している。
- 複数来訪している割合は概ね6割を占める。平成24年は初めて訪れた割合は減少している。



- 来訪理由は「自然の美しさややすらぎ」、「温泉や郷土料理」を目的に訪れる割合が一貫して高い。平成24年の「自然の美しさややすらぎ」を求める割合は5割を超えて特に高い。
なお、平成24年の調査では、「被災地支援や被災地視察」の来訪理由が約1割だった。
- 情報入手経路は、インターネットの割合が上昇している。
- 立ち寄り先の地名は、仙台及び松島を訪れる観光客の割合が多い。県外では、平泉を訪れる観光客が最も多い。
- 東日本大震災の旅行への影響については、「影響がなかった」の割合が7割を超え、「気になったが影響はなかった」と合わせた割合は8割を超える。

来訪理由（複数回答）

	H18	H21	H24
1位	自然の美しさややすらぎを求めて 32.1%	自然の美しさややすらぎを求めて 34.5%	自然の美しさややすらぎを求めて 54.7%
2位	温泉や郷土料理などを楽しむため 26.7%	温泉や郷土料理などを楽しむため 33.7%	温泉や郷土料理などを楽しむため 39.6%
3位	距離が手ごろであるため 22.9%	距離が手ごろであるため 20.9%	訪れたい名所・旧跡があるため 23.4%
4位	以前にも訪れたことがあるため 14.9%	訪れたい名所・旧跡があるため 19.5%	距離が手ごろであるため 18.4%
5位	訪れたい名所・旧跡があるため 12.2%	この場所のお祭りやイベントのため 15.5%	以前にも訪れたことがあるため 14.4%
6位	費用が手ごろであるため 11.8%	以前にも訪れたことがあるため 13.4%	訪れたい観光施設があるため 12.7%
7位	利用したい宿泊施設があるため 10.9%	訪れたい観光施設があるため 10.7%	被災地支援や被災地を視察したいと思ったため 11.4%



4 第3期みやぎ観光戦略プランの策定経過

平成25年7月31日	産業振興審議会	プランの策定案について諮問
平成25年8月23日	みやぎ観光創造県民会議	プラン中間案について審議
平成25年9月4日	産業振興審議会商工業部会	プラン中間案について審議
平成25年10月8日	産業振興審議会	プラン中間案について審議
平成25年10月21日	県議会に報告	プラン中間案について報告
平成25年10月22日～11月20日	パブリックコメント	プラン中間案に対する意見募集
平成25年11月25日	みやぎ観光創造県民会議	プラン最終案について審議
平成25年11月28日	産業振興審議会商工業部会	プラン最終案について審議
平成25年12月25日	産業振興審議会	プラン最終案について審議
平成26年1月14日	産業振興審議会から答申	プラン策定案について答申
平成26年1月21日	県議会に報告	審議会答申について報告
平成26年3月24日	観光王国みやぎ推進本部	第3期みやぎ観光戦略プランの決定

5 宮城県産業振興審議会委員，みやぎ観光創造県民会議名簿

○宮城県産業振興審議会委員（敬称略，委員は五十音順）

区分	所属等	氏名
会長	仙台高等専門学校長	内田 龍男
副会長	(公財)みやぎ産業振興機構参与兼プロジェクトマネージャー (株)ベガルタ仙台代表取締役社長	白幡 洋一
水産林業部会	大崎森林組合婦人部長	青木 宏子
農業部会	(株)はなやか代表取締役	伊藤 恵子
農業部会	(有)伊豆沼農産代表取締役	伊藤 秀雄
農業部会長	東北大学大学院農学研究科教授	伊藤 房雄
商工業部会	ブレイントラストアンドカンパニー(株)代表取締役社長	大志田 典明
水産林業部会	岩手大学農学部教授	岡田 秀二
水産林業部会	(有)まるきた商店代表取締役	斎藤 まゆみ
農業部会	「MIDORIなヤサイ」代表	斉藤 緑里
水産林業部会	宮城県林業研究会連絡協議会長	佐々木 好博
水産林業部会長	東北大学大学院農学研究科教授	佐藤 實
農業部会	(有)川口グリーンセンター代表取締役	白鳥 正文
水産林業部会	石巻魚市場(株)代表取締役社長	須能 邦雄
商工業部会	(有)岩沼屋ホテル専務取締役	橘 眞紀子
商工業部会	成田由加里公認会計士事務所代表	成田 由加里
農業部会	みやぎ生活協同組合副理事長	沼倉 優子
商工業部会	キョーユ一株式会社代表取締役社長	畑中 得實
商工業部会長	東北大学大学院工学研究科教授	堀切川 一男
商工業部会	(有)ひらが代表取締役，仙台商工会議所女性会会長	平賀 ノブ

○宮城県産業振興審議会商工業部会委員（敬称略，委員は五十音順）

区 分	所 属 等	氏 名
部会長 審議会委員	東北大学大学院工学研究科教授	堀切川 一男
審議会委員	ブレイントラストアンドカンパニー(株)代表取締役社長	大志田 典明
審議会委員	(有)岩沼屋ホテル専務取締役	橘 眞紀子
審議会委員	成田由加里公認会計士事務所代表	成田 由加里
審議会委員	キョーユー株式会社代表取締役社長	畑中 得實
審議会委員	(有)ひらが代表取締役 仙台商工会議所女性会会長	平賀 ノブ
専門委員	株式会社東北地域環境研究室 代表 みやぎ観光創造県民会議 座長	志賀 秀一

○みやぎ観光創造県民会議名簿（敬称略，五十音順）

所 属 等	氏 名
株式会社JTB東北 執行役員 営業部長	伊沢 洋平
湯主一條 女将	一條 千賀子
東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社営業部長	今田 幸宏
公益社団法人宮城県バス協会 会長	青沼 正喜
宮城県観光誘致協議会長	大沼 眞治
仙台ホテル総支配人協議会 会長	紺野 純一
東北観光推進機構 推進本部長	平澤 宏治
株式会社東北地域環境研究室 代表	志賀 秀一
全日本空輸株式会社 仙台支店長	宍戸 隆
一般社団法人みやぎ大崎観光公社 理事	真山 隆宏
宮城大学事業構想学部 教授	宮原 育子
仙台商工会議所 専務理事	間庭 洋

6 用語解説

○ BRT

バス専用道路を走行することにより通常の路線バスより速達性・定時性を向上させたバス高速輸送システム。BRTは Bus Rapid Transit の略語。

○ DC (デスティネーションキャンペーン)

東日本旅客鉄道株式会社などJRグループ6社と自治体が協力して、旅行会社等の協力を得ながら実施する大型観光キャンペーン。

○ ICT

情報通信に関する技術の総称。ICTは Information and Communication Technology の略語。

○ LCC

効率的な運営によって低料金の運航サービスを提供する航空会社。LCCは Low Cost Carrier の略語。

○ MICE

国際会議等の多くの集客・交流が見込めるビジネスイベント。一般の観光旅行に比べ参加者やその消費額が大きいため、誘致に力を入れる国や自治体が増えている。MICEは Meeting (会議), Incentive Travel (報奨旅行), Convention (大会, 会議), Exhibition (展示会) の略語。

○ SNS

インターネットを使った人とのつながりやコミュニティ形成を支援するサービス。代表的なサービスとして Facebook (フェイスブック) や Twitter (ツイッター) などがある。SNSは Social Networking Service の略語。

○ Wi-Fi (ワイファイ)

無線でデータの送受信を行う構内通信網(LAN: Local Area Network)の規格の一つ。Wi-Fiは Wireless Fidelity の略語。

○ インセンティブツアー

企業が成績優秀な従業員や優良顧客・取引先等を対象に実施する報奨旅行。

○ インバウンド

外国人旅行客を自国へ誘致すること。

○ グリーンツーリズム

農山漁村でゆったりと豊かな自然の中で人とふれあい、食を味わい、農業体験などを楽しむ新しい休暇の過ごし方。

○ ゴールデンルート

人気の観光スポットを回る旅行の行程。外国人にとっての日本のゴールデンルートは「成田空港から入国、東京、箱根、富士山、大阪、京都、関西国際空港から帰国(逆の場合も)」であることが多い。

○ 国際リニアコライダー (ILC)

地下トンネルに建設される全長約 30km の最先端超大型加速器で、物質の根源や宇宙誕生・進化の謎を解明しようとする研究施設。世界中から多くの人材や先端技術が集積する国際都市が形成され、地域産業の振興、雇用創出、国際交流の活性化にも大きく寄与するとされている。日本への誘致が有力視されており、国内では東北・北上山地と九州・背振山地が候補地に名乗りを挙げていたが、ILC立地評価会議は平成25年8月にILCの国内建設候補地を北上山地に決定した。

○ 国連防災世界会議

国際的な防災戦略について議論する国連主催の会議。大規模災害の軽減に向け、10年間の国際的な防災戦略、行動計画を策定する。平成25年5月、第3回会議を2015年3月に仙台市で開催(約1週間)することが閣議で了解された。各国、国際機関、民間団体など約6万人が参加する見込みとなっている。
なお、第1回(1994年、於:横浜)、第2回(2005年、於:神戸)の会議とも、日本で開催されている。

○ 三陸復興国立公園

東日本大震災により被災した三陸地域の復興に貢献するため、東北地方の太平洋沿岸の自然公園を再編して誕生した国立公園。平成25年5月に岩手県から気仙沼市にまたがる「陸中海岸国立公園」などが指定され、平成26年以降に「南三陸金華山国定公園」等を順次編入することが検討されている。

○ ジオパーク

貴重な地形等の自然に親しむための公園。ジオパークの認定を受けるには、自然の保護だけでなく、自然を教育や観光に生かして地域の活性化に役立てるなどの基準を満たす必要がある。東北地方では、平成25年9月に青森、岩手、宮城の3県にまたがる「三陸ジオパーク」が日本ジオパーク委員会に認定された。

○ スポーツツーリズム

スポーツを「観る」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを「支える」人々との交流、あるいは生涯スポーツの観点からビジネスなどの多目的での旅行者に対し、旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境の整備、そしてMICE推進の要となる国際競技大会の招致・開催、合宿の招致も包含した、複合的でこれまでにない「豊かな旅行スタイルの創造」を目指すもの(出典:スポーツ・ツーリズム推進連絡会議「スポーツツーリズム推進基本方針」)。

○ メモリアルツアー

ボランティアや自衛隊、米軍など、震災時に被災地でのボランティア活動や復旧業務等で支援に携わった方々が、被災地が復興する姿を確認するために被災地を再訪問する旅行。

7 みやぎ観光創造県民条例

宮城県は、日本三景の一つである特別名勝松島で知られ、西には蔵王・栗駒の山並みに象徴される奥羽山脈、東には三陸の海が広がり、四季の彩りが美しい県土を有している。

また、県内各地は特色のある温泉地や歴史遺産、そして四季折々の食材等、訪れる人々にくつろぎや安らぎを提供できる豊かな観光資源に恵まれ、加えて、プロスポーツ、市民活動によるイベントや産業観光の展開等新しい魅力にもあふれている。

観光は、訪れる人々との交流や相互理解を通し、平和な社会の構築に貢献するとともに、郷土の歴史、文化等へ理解を深め、人々の生活に生きがいや安らぎをもたらすものである。また、観光は、経済的にも関連する産業の裾野が広く、多くの分野に効果をもたらす総合産業であり、観光による交流人口の増加等によって産業や雇用が創出され、地域経済が活性化することなどから、富県宮城共創の基幹産業として位置づけられ、今後、本県にとって大きな可能性をもたらすリーディング産業としても期待されている。

しかしながら、本県における観光の現状は、立地の優位性や豊富な地域資源を生かし切れず、人口減少、情報化の進展や旅行の形態の多様化など観光をめぐる諸情勢が変化中、ニューツーリズム、着地型観光の推進等これまでの枠組みにとらわれない新しい観光分野の開拓のほか、交通アクセス、情報発信、おもてなし向上等の課題への的確な対応も求められている。

このような状況を踏まえ、本県は、広域連携を視野に東北のゲートウェイとしての機能を高め、観光が名実ともに本県経済を牽引する産業となるよう支援を強化するとともに、本県の有する豊かな地域資源を生かした魅力あふれる観光地の形成を積極的に進め、観光を起点に、県民の誰もが郷土に誇りと愛着を持ち、住み慣れたところで豊かな生活が享受でき、活力のみなざる地域の将来像をつくり上げていかなければならない。

世界的な大交流時代を迎えている今、私たち宮城県民は、一人一人が観光振興への参加と協働を通じて、住んでよかった、訪れてよかったと心から思えるような潤いと安らぎ、そして、おもてなしの心に満ちた魅力あふれる観光の創造を推進することで、観光王国みやぎの実現を図ることを決意し、本条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、観光王国みやぎの実現のための基本理念を定め、県の責務、県民、観光事業者及び観光関係団体の役割等を明らかにするとともに、観光振興に関する施策の基本方針等を定めることにより、県民総参加による魅力あふれる観光地づくりを推進し、もって、本県経済の持続的な発展、豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 観光事業者 旅行者、宿泊業者、飲食業者、公共交通事業者その他の観光に関する事業を営む者をいう。
- 二 観光関係団体 観光事業者で組織される団体並びに観光振興を目的として観光事業者及び行政機関で組織される団体をいう。
- 三 県民等 県民、観光事業者、観光関係団体その他の地域社会を構成する者をいう。
- 四 県民総参加 県民等が、それぞれ主体的に、かつ、相互に連携協力しながら参加することをいう。

(基本理念)

第三条 観光王国みやぎの実現のための取組は、次に掲げる事項を基本として、実施されなければならない。

- 一 観光振興に関する県民等の主体的な参加及び取組を尊重するとともに、県民等、県及び市町村が一体となり、本県を訪れる人々に笑顔と温かさで接するおもてなしの心を持って観光客の誘致等を促進することが、県民が誇りと愛着を感じる地域社会の形成及び潤いのある県民生活のために重要であることを認識すること。
- 二 観光振興のための取組においては、交通網の発達等による国内外からの観光客の行動範囲の拡大を踏まえて、市町村、近隣の県等との広域的な連携による取組が重要であることを認識すること。
- 三 観光は、農業、林業、水産業、製造業、サービス業等に幅広く波及効果をもたらす総合産業であって、本県経済にとって重要な役割を果たすものであることを認識すること。
- 四 観光振興が、交流人口の拡大、地域経済の活性化及び雇用の増大をもたらす、活力に満ちた地域社会の実現に

寄与するものであることを認識すること。

- 五 恵まれた自然、歴史、文化、景観、食、温泉等の地域の持つ魅力について認識し、その情報を共有するとともに、その魅力の磨き上げ、活用等により観光客一人一人の満足度を高めるよう配慮すること。
- 六 地域の歴史、文化、伝統等に培われたおもてなしの心を育み、高齢者、障がい者及び外国人をはじめとするすべての観光客が、安心して快適に観光を楽しめるよう配慮すること。
- 七 外国人観光客の誘致等において、仙台空港、国際拠点港湾仙台塩釜港等を有する本県が、東北地方のゲートウェイとしての機能を果たすことの重要性に配慮すること。
- 八 地域の生活環境の美化、自然環境の保全並びに良好な景観の保全及び形成を図るとともに、これらとの調和に配慮すること。

(平二四条例四三・一部改正)

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、県民等が観光の振興に関する共通の認識を持つことができるよう情報の提供を行い、県民等の取組に対し、必要な支援及び調整を行うものとする。

(市町村との連携協力)

第五条 県は、市町村が基本理念にのっとり、その地域の特性を生かして、観光振興に関する計画の策定その他の観光振興に関する施策を策定し、及び実施することができるよう支援するとともに、市町村と連携協力して観光振興に関する施策を実施するものとする。

(近隣の県等との連携協力)

第六条 県は、観光振興に関する施策を効果的に推進するため、近隣の県その他の地方公共団体と連携協力するものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、その一人一人が、観光王国みやぎの実現の意義に対する理解を深め、地域における観光振興の取組に参画するよう努めるものとする。

2 県民は、その一人一人が、おもてなしの心を持って、観光客を温かく迎えるよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第八条 観光事業者は、その事業活動を通じて観光客に対し快適な環境及び心のこもったサービスの提供に努めるとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2 観光事業者は、県及び市町村が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第九条 観光関係団体は、他の観光関係団体と相互に連携を図るよう努めるとともに、観光に関する情報の発信、観光客の誘致、観光の振興に寄与する人材の育成及び観光客の受入態勢の整備に取り組むよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、県及び市町村が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光客との交流の拡大等)

第十条 県は、観光客と県民との触れ合い及び交流の拡大が推進されるよう配慮するとともに、観光客に対し、本県の観光資源の保全及び創造を図るために必要な協力を求めるものとする。

(施策の基本方針)

第十一条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、観光振興に関する施策を積極的に推進するものとする。

一 魅力あふれる観光地づくり、おもてなしの心の向上等の観光王国みやぎの実現のための取組を、会議の設置等県民総参加による運動として進めること。

二 恵まれた自然、歴史、文化、景観、食、温泉その他の観光資源の保全、創造及び活用の取組への支援及び促進を図り、国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ること。

三 観光に関する施設の整備、道路の整備、交通機能の充実その他の観光に関する社会基盤の整備を促進すること。

四 観光事業者への必要な情報提供等の支援、観光事業者相互の連携及び観光事業者と産業観光など地域産業との連携の促進等により観光産業の競争力を強化することで、観光事業者の育成及び経営基盤の強化を図ること。

- 五 観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、観光ボランティア等の育成その他の観光振興に寄与する人材の育成に関する取組を促進すること。
- 六 大学等が観光振興に寄与する人材の育成等のために実施する教育活動へ協力すること。
- 七 外国人観光客の受入環境の整備、市町村、近隣の県等との広域的な連携による取組その他の多様な誘客活動により、東アジアをはじめ海外からの観光客を積極的に誘致し、国際観光の振興及び国際相互交流を促進すること。
- 八 多様な媒体を活用した国内外への戦略的な観光情報の発信その他の情報発信の充実のために必要な施策を実施すること。
- 九 グリーンツーリズムの更なる推進、スポーツツーリズム、コンテンツツーリズム、ヘルスツーリズム、エコツーリズム等の新しい観光分野の開拓、会議、展示会、映画撮影等の誘致及び観光客の受入態勢の整備等の取組を充実すること。
- 十 県民等が主体となって行う食、文化、音楽、芸術等に関するイベント等との連携を図るとともに、これらのイベント等に対する必要な支援を行うこと。
- 十一 高齢者、障がい者及び外国人をはじめすべての観光客が安全に、安心して、快適に観光を楽しむことができる態勢の整備を促進すること。
- 十二 観光地における生活環境の美化並びに良好な景観の保全及び形成を促進するために必要な支援を行うこと。
- 十三 県民総参加による観光振興に取り組む意識を高めるため、観光に関する広報活動、教育活動等を積極的に実施すること。

(基本計画)

第十二条 知事は、観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進し、観光王国みやぎの実現を図るため、前条に掲げる基本方針を踏まえ、観光振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、市町村、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、宮城県産業振興審議会に諮問するものとする。

3 知事は、毎年度、基本計画の実施状況を検証し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(調査及び分析)

第十三条 知事は、観光振興に関する施策を効果的に推進し、観光客の満足度を高めるため、統計調査その他の必要な調査及びその分析を行うものとする。

(観光週間)

第十四条 知事は、観光王国みやぎの実現に向けての県民総参加の意識の醸成を目的として、観光週間を設けるものとする。

2 観光週間は、観光王国みやぎの実現に向けての取組の実施状況を考慮して設定するものとする。

(表彰等)

第十五条 知事は、観光王国みやぎの実現に関して特に功績があると認められる県民等に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備等)

第十六条 県は、観光振興に関する施策を推進するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているみやぎ観光戦略プラン(政策及び施策の基本的な方向を定めた部分に限る。)は、第十二条第一項の基本計画とする。

附 則(平成二四年条例第四三号)

この条例は、公布の日から施行する。



笑顔咲くたび
伊達な旅
仙台・宮城

Sendai & Miyagi, where smiles blossom

発行 平成26年3月

編集 宮城県経済商工観光部観光課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

電話 022-211-2823

E-Mail kankoup@pref.miyagi.jp

URL <http://www.pref.miyagi.jp/kankou/>